

368

95

昭和十二年三月

第二十回國際勞働總會報告書

社
會
局



368
95



80W39744

108
95.76

第二十回國際勞働總會報告書

目次

第一編 序 說	一
第一章 總 說	一
第一節 會議事項	一
第二節 會議ノ成立	三
第三節 諸役員及諸委員會ノ成立	二三
第四節 閉 會	六一
第二章 資格審査問題	六三
第一節 總 說	六三
第二節 資格問題	六四

第一款 奧地利勞働者代表及顧問ノ資格問題……………六四

第二款 「メキシコ」勞働者代表及顧問ノ資格問題……………六六

第三款 南阿聯邦勞働者側顧問ノ資格問題……………六七

第三節 不完全代表問題……………六九

第二編 正式會議事項ノ審議……………七一

第一章 勞働者募集ノ或ル特殊制度ニ關スル規律問題……………七一

第一節 總 說……………七一

第一款 序 說……………七一

第二款 質問書及回答……………七二

第三款 事務局原案……………一〇一

第四款 審議ノ經過……………一三三

第二節 委員會……………一六六

第一款 委員會ノ經過……………一六六

第二款 委員會決定ノ條約案及勸告草案……………一三三

第三節 總 會……………一三三

第一款 總會ノ經過……………一三三

第二款 總會採擇ノ條約案及勸告……………一四〇

第二章 年次有給休暇制問題……………一五四

第一節 總 說……………一五四

第一款 序 說……………一五四

第二款 質問書及回答……………一五五

第三款 事務局原案……………一七九

第四款 審議ノ經過……………一八五

第二節 委員會……………一八六

第一款 委員會ノ經過……………一八六

第二款 委員會決定ノ條約案及勸告草案並ニ決議案……………二〇八

第三節 總 會……………二〇八

第一款 總會ノ經過……………二〇八

第二款 總會採擇ノ條約案、勸告及決議……………二一一

第三章 纖維工業ニ於ケル労働時間短縮問題……………二二一

第一節 總 說……………二二一

第一款 序 說……………二二一

第二款 青灰色報告書ノ内容……………二二三

第三款 事務局原案……………二二九

第四款 審議ノ經過……………二四二

第二節 總會ニ於ケル一般討議……………二四四

第三節 委員會……………二五五

委員會ニ於ケル審議……………二五五

第四節 總 會……………二六五

第一款 總會ノ經過……………二六五

第二款 委員會ニ於テ一旦ハ可決セラレタル條約案草案並ニ總會ニ於テ採

第四章 公共事業及土木建築業ニ於ケル労働時間短縮問題……………二八一

擇セラレタル決議……………二七〇

第一節 總 說……………二八一

第一款 問題ノ沿革……………二八一

第二款 青色報告書ノ内容……………二八二

第三款 事務局提出ニ係ル條約案草案……………二九七

第四款 審議ノ經過……………三〇九

第二節 委員會……………三一一

委員會ノ經過……………三一一

第三節 總 會……………三二〇

第一款 總會ノ經過……………三二〇

第二款 總會採擇ノ條約案及決議……………三二七

第五章 鐵鋼業ニ於ケル労働時間短縮問題……………三三三

第一節 總 說……………三三三

- 第一款 問題ノ沿革……………三三三
- 第二款 質問書及回答……………三三六
- 第三款 事務局原案……………三六七
- 第四款 審議ノ經過……………三七三
- 第二節 委員會……………三七四
 - 第一款 委員會ノ經過……………三七四
 - 第二款 委員會決定ノ條約案草案……………三八五
 - 第三節 總會……………三八五
 - 第一款 總會ノ經過……………三八五
 - 第二款 總會ニ於テ一旦ハ可決セラレタルモ最終表決ニ於テ不採擇トナリタル條約案草案並ニ總會ニ於テ採擇セラレタル決議……………三九三
- 第六章 炭坑ニ於ケル労働時間短縮問題……………四〇一
 - 第一節 總 說……………四〇一
 - 第一款 序 說……………四〇一

- 第二款 質問書及回答……………四〇一
- 第三款 事務局原案……………四一八
- 第四款 審議ノ經過……………四二九
- 第二節 委員會……………四三〇
 - 第一款 委員會ノ經過……………四三〇
 - 第二款 委員會決定ノ條約案草案……………四四二
 - 第三節 總 會……………四四三
 - 第一款 總會ノ經過……………四四三
 - 第二款 總會ニ於テ一旦ハ可決セラレタルモ最終表決ニ於テ不採擇トナリタル條約案草案及總會ニ於テ採擇セラレタル決議……………四四七
- 第七章 建築工事ニ使用セララル労働者ノ爲ノ足場及揚重機ニ關聯セル安全規則問題……………四六一
 - 第一節 總 說……………四六一
 - 第一款 問題ノ沿革……………四六一

第二款	準備報告書ノ内容	四六五
第三款	事務局原案	四七四
第四款	審議ノ經過	五〇三
第二節	委員會	五〇三
第一款	委員會ノ經過	五〇三
第二款	委員會決定ノ結論案	五二〇
第三節	總會	五二一
第一款	總會ノ經過	五二一
第二款	總會採擇ノ結論	五二一

第三編 正式會議事項以外ノ諸問題

第一章	事務局長報告	五二五
第一節	總說	五二五
第二節	局長報告ノ概要	五二五

第三節	局長報告ニ關スル討議	五三八
第四節	事務局長ノ答辯	五六〇
第二章	第四百八條年報審查問題	五六五
第一節	序說	五六九
第二節	專門家委員會報告	五七〇
第三節	條約實施委員會報告	五七五
第四節	總會ノ經過	五七九

第三章 諸決議

第一節	總說	五八三
第二節	勞働者阿片飲用ニ關スル佛國勞働者代表「ジューオー」氏ノ提出ニ係ル決議	五八五
第三節	勞働監督ニ關スル波蘭政府代表「ユルキウツ」氏ノ提出ニ係ル決議	五八八
第四節	亞細亞諸國ニ於ケル勞働條件ノ向上ニ關スル印度勞働者代表「フレイ」氏及河野本邦勞働者代表ノ提出ニ係ル決議	五八九

第五節 經濟會議開催ニ關スル佛蘭西勞働者代表「ジョーオー」氏及河野本邦
勞働者代表ノ提出ニ係ル決議……………五九〇

第六節 織維工業勞働狀態調査ニ關スル河野本邦勞働者代表ノ提出ニ係ル決議……………五九三

第七節 公共事業ニ關スル白耳義勞働者代表「メルテンス」氏ノ提出ニ係ル決議……………五九四

第八節 獨逸人タル移民ニ關スル「ルクセンブルグ」勞働者代表「クリヤー」
氏ノ提出ニ係ル決議……………五九五

第九節 塵埃ニ因ル疾患ニ關スル米國政府代表「ワイナント」氏及「ミラー」
女史ノ提出ニ係ル決議……………五九六

第十節 團結自由ニ關スル米國政府代表「ワイナント」氏及「ミラー」女史ノ
提出ニ係ル決議……………五九七

第十一節 勞働者ノ榮養ニ關スル瑞西勞働者代表「シユルヒ」氏ノ提出ニ係ル決議……………五九九

第十二節 曆ノ改正ニ關スル智利政府代表「オルディニ」及「ガハルド」兩氏ノ
提出ニ係ル決議……………六〇二

第十三節 諸國ノ産業發達促進方策ニ關スル印度勞働者代表「フレイ」氏ノ提出
ニ係ル決議……………六〇四

第十四節 失業問題ニ關スル米國政府代表「ワイナント」氏及「ミラー」女史
ノ提出ニ係ル決議……………六〇五

第四章 一九二五年ノ均等待遇(災害補償)條約ノ十年間ニ於ケ
ル實施狀況ニ關スル報告……………六〇七

第一節 序 說……………六〇七

第二節 毎十年報告ノ内容……………六〇七

第五章 團體協約ニ關スル事務局報告……………六一三

第一節 問題ノ沿革……………六一三

第二節 事務局報告書ノ内容……………六一五

第六章 移民勞働者ノ募集及職業紹介ニ關スル事務局報告……………六一九

第一節 總 說……………六一九

第二節 委員會ノ經過……………六二二

第三節 總會ノ經過……………六二四

第七章 阿片問題ニ關スル事務局報告書……………六二七

第一節 問題ノ沿革……………六二七

第二節 事務局報告書ノ内容……………六二九

第八章 労働者榮養問題ニ關スル事務局報告……………六三三

第一節 問題ノ沿革……………六三三

第二節 事務局報告書ノ内容……………六三四

第九章 議事規則改正問題……………六三七

第一節 序 說……………六三七

第二節 委員會ノ經過……………六四一

第三節 總會ノ經過……………六四六

第四節 總會採擇ノ改正議事規則……………六四七

附 錄

千九百三十六年第二十回國際労働總會ニ於テ採擇セラ

レタル條約案及勸告……………六四九

第二十回國際勞働總會報告書

第一編 序 說

第一章 總 說

第一節 會議事項

第二十回國際勞働總會ハ一九三六年六月四日、瑞西國「ジュネーヴ」ニ開催セラレ爾來會議ヲ重ヌルコト二十五回ニ及ヒ六月二十四日閉會セラレタリ

本總會ノ會議事項左ノ如シ

甲、正式會議事項

- 一、若干ノ特殊ノ勞働者募集制度ノ規律ニ關スル問題（最終討議）
- 二、有給休日制ニ關スル問題（最終討議）
- 三、政府ノ施行シ又ハ補助金ヲ交付スル公共事業ニ於ケル勞働時間短縮ニ關スル問題（最終討議）
- 四、土木建築業ニ於ケル勞働時間短縮ニ關スル問題（最終討議）

- 五、製鐵、製鋼業ニ於ケル労働時間短縮ニ關スル問題（最終討議）
- 六、炭坑業ニ於ケル労働時間短縮ニ關スル問題（最終討議）
- 七、織維工業ニ於ケル労働時間短縮ニ關スル問題（第一回討議又ハ最終討議）
- 八、建築工事ニ使用セラルル労働者ノ爲ノ足場及起重機ニ關聯セル安全規則ニ關スル問題（第一回討議）

乙、正式議題以外ノ會議事項

- 一、事務局長報告ニ關スル討議
- 二、第四百八條年報ヲ審査
- 三、各代表提出ノ諸決議案ノ審議
- 四、一九二五年ノ均等待遇（災害補償）條約ノ十年間ニ於ケル實施狀況ニ關スル報告ノ審議
- 五、左記ニ關スル事務局報告ノ審議
 - (イ) 團體協約
 - (ロ) 移住労働者ノ募集及紹介
 - (ハ) 阿片及労働
 - (ニ) 労働者ノ榮養及社會政策
- 六、總會議事規則改正問題

第二節 會議ノ成立

本總會ニ參列セル國ハ六十二ノ締盟國中五十國ニシテ代表委員ハ百五十七名（政府代表八十九名、使者代表及労働者代表各三十四名）顧問ハ二百四十二名ヲ算セリ

因ニ今次總會ニ於テハ伊太利ハ一旦參加ノ通知ヲ爲シタルモ後ニ至リ總テ出席セサル旨ノ通知ヲ爲シ來リ俟及ハ從來ノ如ク最初一名ノ「オブザーヴァー」ヲ派遣セルカ本會議ノ中途ニテ本總會ヨリノ國際労働機關加盟招請ニ基キ國際労働機關ニ參加セル爲右「オブザーヴァー」ヲ正式政府代表ニ任命シ又「ソヴェエツト、ロシア」ハ政府代表ノ外中途ヨリ労働代表ヲ派遣セリ

右五十ノ參加國中完全代表ヲ派遣シタルハ三十三ヶ國ニシテ不完全代表ヲ派遣シタルハ左ノ十七ヶ國ナリ

政府代表ノミヲ派遣シタル國

「アフガニスタン」、「ブルガリア」、「智利」、「コロンビア」、「エクアドール」、「イラツク」、「イラン」、「ラトヴィア」、「リヌアニア」、「バナマ」、「ペルー」、「暹羅」、「土耳其」、「ウルグアイ」及埃及

政府代表及使用者代表ノミヲ派遣シタル國

亞爾然丁

政府代表及労働者代表ノミヲ派遣シタル國
「ソヴィエツト、ロシア」

各國政府ノ派遣シタル代表及顧問ノ員數ヲ表示スレハ左ノ如シ

國名	政府代表	使用者代表	労働者代表	顧問(代表代理及顧問代理ヲ含ム)	計
「アフガニスタン」	二	〇	〇	〇	二
北米合衆國	二	一	一	一八	二二
亞爾然丁	一	一	〇	一	三
濠洲	一	一	一	〇	三
奧地利	二	一	一	二	六
白耳義	二	一	一	一六	二〇
「ブラジル」	二	一	一	二	六
英吉利	二	一	一	三九	四三
「ブルガリア」	二	〇	〇	〇	二
加奈陀	二	一	一	五	九
智利	二	〇	〇	一	三

支那	二	一	一	〇	四
「コロンビア」	二	〇	一	〇	三
玖馬	二	一	一	〇	四
丁抹	二	一	一	〇	四
「エクアドール」	一	〇	一	〇	二
西班牙	二	一	一	九	一三
「エストニア」	二	一	一	〇	四
芬蘭	二	一	一	〇	四
佛蘭西	二	一	一	二五	二九
希臘	二	一	一	三	七
希臘	二	一	一	三	七
洪牙利	二	一	一	三	七
印度	二	一	一	四	八
「イラク」	二	〇	〇	一	三
「イラン」	二	〇	〇	一	三
愛蘭	二	一	一	三	七

北米合衆國

政府側 「ジオン、デー、ワイナント」 社會安全評議院々長

「フリーダー、エス、ミラー」 紐育州労働省局長

使用者側 「マリオン、ビー、フォルサム」 「イーストマン」 寫真機會社重役

労働者側 「エミール、リーヴ」 「メリヤス」 工業従業員組合長

亞爾然丁

政府側 × 「エンリケ、ルイス、ギナズ」 瑞西駐劄特命全權公使、國際労働理事會員

使用者側 「ロレンゾ、アマヤ」 博士 辯護士、労働協會書記長

濠洲

政府側 「エリック、フエアウエガー、ハリソン」 濠洲代議士

使用者側 「サー、ロバート、ノックス」 元濠洲商業會議所會頭、國際商業會議所濠洲支部長

労働者側 「ベルシバル、ジョン、トレイナー」 濠洲労働黨書記長

埃地利

政府側 × 「フランツ、ウルツェク」 博士 聯邦社會福利省局長

「カール、ブッシュエガー」 博士 技師、工業監督官長

使用者側 × 「テオドール、シュミット」 博士 商業參事官、埃地利產業同盟商業顧問

労働者側 × 「ヨハン、スタウド」 埃地利労働組合同盟會長

白耳義

政府側 × 「エルネスト、マハイム」 「リエージ」 大學名譽教授、元產業労働大臣、國際労働理事

會副會員

「ルイ、ド、ブルツケール」 「ブルッセル」 大學教授、元上院議員

使用者側 × 「グスタフ、エル、ジェラル」 白國中央產業委員會理事長、國際労働理事會副會員

労働者側 × 「コルネイユ、メルテンス」 白耳義労働組合委員會書記長、國際労働理事會副會長

「ブラジル」

政府側 「ジェー、トマ、ナブコ、デ、グヴェア」 瑞西駐劄特命全權公使

× 「ホアオ、カルロス、ミュニス」 「ジュネーヴ」 駐在 「ブラジル」 總領事

使用者側 「ヂイセント、ガリエス」

労働者側 「クリゾストモ、デ、オリヴェラ」

英吉利

政府側 「アンニー、ジオン、マイルヘッド」 中佐、労働省次官、代議士

×「フレデリック、ウイリアム、レゲット」 労働省局長、國際労働理事會英吉利政府代表
使用者側 「ジョン、バリンガル、フォーブス、ワットソン」 使用者團體全國同盟會長、國際労働理事會會員

労働者側×「アーサー、ヘイデイ」 一般及市労働者全國組合副會長、労働組合評議會議員、國際労働理事會會員

「ブルガリア」

政府側 「ニコラス、モムチロフ」 特命全權公使、國際聯盟及國際労働機關「ブルガリア」代表
「イ、シラノフ」 公使館書記官

加 奈 陀

政府側×「ウォルター、エー、リッデル」 國際聯盟加奈陀顧問、國際労働理事會議長
「ジュナルド、エイチ、ブラウン」 労働省副次官

使用者側×「アレックス、アール、ゴルデイ」 加奈陀産業聯合會産業關係委員會議長、諸會社重役
労働者側×「ビー、エム、ドレーバー」 加奈陀職業労働組合評議會議長

智 利

政府側×「エフ、ガルシア、オルディニ」 瑞西國駐劄公使、元労働大臣、國際労働機關智利常任代

表

×「エ、ガハルドー、ジイラロエル」 國際聯盟智利常設事務所長

支 那

政府側×李平衛 國際労働理事會支那政府代表、元労働局長

×包華國 國際聯盟支那常設事務所一等書記官

使用者側 羅世安 博士、製粉會社取締役、銀行頭取

労働者側 朱學範 郵便從業員組合常任委員、上海労働組合會長

「コロンビア」

政府側 「ジエー、エム、イエベス」 瑞西駐在總領事

玖 馬

政府側×「ギレルモ、デ、ブランク」 瑞西駐劄特命全權公使

「エル、ヴァルデス、ロイグ」 壽府駐在玖馬領事

使用者側 「ウイルフレッド、ブリト」 辯護士

労働者側 「ユーゼニオ、フルタド」

丁 抹

政府側 X「シー、グイ、プラムスネス」博士 元大藏大臣、上院議員、國立銀行理事

X「エッチ、デ、ジョンキエール」博士 社會省局長

使用者側 X「エツチ、シー、エルステッド」博士 國際使用者聯合會々長、國際勞働理事會副會長

勞働者側 「クリステン、イエンセン」 丁抹勞働組合會長代理

「エクアドール」

政府側 「ア、ガステル」 瑞西駐在總領事

西 班 牙

政府側 「デモフィロ、デ、ブエンロザノ」 國際勞働理事會西班牙政府代表、勞働評議會會長、大

審院社會問題部長

「エル、バラシオス、モリニ」 「マドリッド」大學教授

使用者側 X「フランシスコ、フノイ、ラバート」 製造業者、使用者社會經濟研究協會々長

勞働者側 「バスクアル、トマス、タエングア」 代議士、勞働組合役員

「エストニア」

政府側 X「ヨハン、ソニン」 社會省勞働及社會保險局長

「ヨハン、コダール」 公使館參事官

使用者側 X「コンラド、マウリツ」 商工會議所顧問

勞働者側 「ルイ、メッツラング」 勞働組合中央聯盟役員

芬 蘭

政府側 X「ニイロ、ア、マニオ」 元社會省大臣、國際勞働理事會芬蘭政府代表

X「ヘルゲ、フォン、クノーリング」 公使館書記官

使用者側 「バアヴオ、キレニウス」 技師、建築業使用者團體會長

勞働者側 X「エドヴァルド、フツネン」 芬蘭勞働組合聯合會々長

佛 蘭 西

政府側 X「ジュスタン、ゴダール」 上院議員、元大臣

X「ジュール、ゴーチエ」 參事院名譽部長

使用者側 X「アルフレッド、ランベル、リボー」 國際勞働理事會々員

勞働者側 X「レオン、ジュエーオー」 勞働總同盟書記長、國際勞働理事會員

希 臘

政府側 「グレゴア、カシマチ」 經濟省次官

X「ラウル、ビビカ、ロゼッテイ」 特命全權公使

使用者側×「エリエ、グーナリス」 国立工科大学教授、製造業者及手工業者聯合會副會長
勞働者側×「ジオン、カロミリス」 勞働總同盟書記長

洪 牙 利

政府側×「ラズロ、デ、ヴェリクス」 瑞西駐劄特命全權公使

×「レヴェンテ、カダール」 內務省課長

使用者側×「アレキサンダー、クノブ」 代議士、洪牙利製造業者全國同盟理事

勞働者側×「シヤール、ベイエ」 代議士、元大臣、勞働組合聯合會書記長

印 度

政府側×「サー、ビューベンドラ、ナット、ミトラ」 倫敦駐在印度高級委員、國際勞働理事會印度

政府代表

「サチエンドラ、ナット、ロイ」 印度產業及勞働省書記官

使用者側 「サー、ホミ、メータ」 印度使用者聯盟副會長、印度準備銀行頭取

勞働者側 「アール、ダブリユー、フレ」 勞働組合同盟總評議會會員

「イラツク」

政府側 「サビー、ネジブ」 特命全權公使、國際聯盟「イラツク」常任代表

「ア、サマライエイ」 內務省勞働部長

「イ ラ ン」

政府側×「エス、モスタファ、アドレ」 瑞西駐在特命全權公使、國際聯盟「イラン」常任代表

「ナスロラ、エンテザム」 國際聯盟「イラン」常任代表部副代表

愛蘭自由國

政府側×「フランシス、テー、クレミンス」 國際聯盟及國際勞働機關愛蘭自由國代表

×「ロバート、シ、ファークソン」 產業及商業省書記官

使用者側×「ジエトムス、エム、カロール」 諸會社重役

勞働者側×「シーン、ビー、キャンベル」 愛蘭勞働組合會計

伊 太 利

政府側×「ジッゼッペ、デ、ミケリス」 大使、上院議員、國際勞働理事會伊太利政府代表

×「アンセルモ、アンセルミ」 團體省局長

使用者側×「ジノ、オリヴェツチ」 辯護士、代議士、國際勞働理事會々員

勞働者側×「チユリオ、チアネツチ」 代議士 「ファシスト」勞働組合全國同盟會長

日 本

政府側×吉阪俊藏、國際勞働機關帝國事務所々々長、國際勞働理事會帝國政府代表

北岡壽逸 社會局書記官

使用者側 澁澤正雄 日本製鐵株式會社取締役

勞働者側 河野密 全日本勞働總同盟副會長

「ラトヴィア」

政府側×「ジュール、フェルドマン」 瑞西駐劄特命全權公使

「リヌアニア」

政府側×「アダルベルト、スタネイカ」 外務省國際聯盟部長

「ルクセンブルグ」

政府側 「ビエール、デュボン」 大藏、勞働、社會福利大臣

×「アルマンド、カイザー」博士 疾病保險金庫中央委員會々々長

使用者側×「エミール、エチエン」 「ルクセンブルグ」製造業者聯合理事

勞働者側×「ビエール、クリヤー」 代議士、勞働組合委員會々々長

「メキシコ」

政府側 「ナルシゾ、パツソル」 特命全權公使

「エストラダ、カジガル」 特命全權公使、國際勞働理事會「メキシコ」政府代表

使用者側 「リヴェロ、ソラナ」 辯護士、調停裁判所使用者代表

勞働者側 「ピナ、ソリア」 勞働聯盟中央委員會國際問題委員

「ノルウェー」

政府側×「パール、ベルグ」 大審院長、元司法及社會大臣

×「ヘルガ、カルセン」夫人 代議士

使用者側×「クリスチャン、エルランドセン」 諾威使用者聯合會長

勞働者側×「オラヴ、ヒンダール」 諾威勞働組合聯合會長

「ニュージーランド」

政府側 「ロバート、マツキーン」 代議士、勞働次官

使用者側 「チャールズ、ミッチェル」 「ニュージーランド」使用者聯合會々々長

勞働者側 「トマス、サーストン」 「ニュージーランド」勞働同盟地方評議員

「パナマ」

政府側 「エルネスト、ホフマン」博士 總領事、國際聯盟「パナマ」常任代表

和 蘭

政府側×「ペー、ジエ、エム、アールベルセ」博士 大臣、代議士、最高労働會議會長

「イー、モレスコ」博士 元和蘭印度參議院副院長

使用者側 「エー、エヌ、モレナル」博士 和蘭使用者聯合會長

労働者側 「ヘルマン、アメリカンク」代議士 和蘭基督教労働組合聯合會役員

「ベルー」

政府側 「アンドレー、ベラウンデ」 瑞西駐刺特命全權公使

「ペドロ、ウガルテッシエ」 特命全權公使

波 蘭

政府側 「スタニスロー、ジュルキーウィツ」博士 元労働社會福利大臣、國際労働理事會波蘭政

府代表

「ジョゼフ、ザグロズキ」 社會福利省部長

使用者側×「マルジャン、ジートロウスキ」元商工大臣 波蘭中央産業組合理事

労働者側 「レオン、レジニエウスキ」 農林業労働組合會長

葡 萄 牙

政府側 「ヴァスコ、デ、ケヴェド」 特命全權公使

×「アフォンソ、ロドリゲス、ベレイラ」博士 高等殖民學校教授

使用者側 「イグナシオ、アルヴァレス、リベイロ」 「ボート、ワイン」輸出業者組合會長

労働者側 「マリオ、カンボス、ロボ」 全國活版労働組合會長

羅 馬 尼 亞

政府側×「ヴァレリウ、ロマン」労働省次官

「ベツル、アレキサンドレスコ、ロマン」 労働省長官

使用者側 「ミルセア、ジヨネスコ」 産業聯合會評議員

労働者側 「イオン、フルエラス」 「ルーマニア」労働總同盟會長

暹 羅

政府側 「ルアング、バドラヴァデイ」 大使館三等書記官

瑞 典

政府側×「アルチニール、モーション」 元労働廳部長、社會問題國際協力會副會長

×「ケルステン、ヘッセルグレン」女史 元婦人監督官長

使用者側×「カール、ヴィストランド」 鐵鋼業使用者聯合會理事長

労働者側 「アルベルト、ファルストランド」代議士 瑞典労働組合同盟會長、國際労働理事會々員

瑞 西

政府側 × 「エドモンド、シユルテス」 元瑞西大統領

× 「ポール、レングリー」 辯護士 聯邦産業労働局長

使用者側 × 「シャルル、ツアウト」 瑞西使用者聯合會副會長、國際労働理事會員

労働者側 × 「シャルル、シユルヒ」 瑞西労働組合役員

「チエフコスロヴァキア」

政府側 「エミール、シオンバウム」 博士 大學教授、國際労働理事會員代理

× 「オイゼン、ドウリツク」 公共事業省局長

使用者側 × 「ジヨゼフ、ヴァネック」 博士 致國使用者團體聯合會役員

労働者側 × 「ヴァクラヴ、ネメチェク」 上院議員 致國労働組合聯合會長

土 耳 古

政府側 「ネクメデン、サダク」 特命全權公使

「ソヴェット、ロシア」

政府側 「エル、マルクス」 教授 労働及雇傭所長、國策審議會員、國際労働理事會「ロシア」政

府代表

労働者側 「ニコラ、シユヴェルニツク」 労働組合中央評議會書記長

南 阿 聯 邦

政府側 「ハリ、トムソン、アンドルーズ」 國際聯盟南阿聯邦代表代理

「スタンレー、メッドフォールド」 土民労働局長

使用者側 「シダル、ブルッケ」 産業會議所會頭

労働者側 「ヘンリー、アンドルーズ」 職業及労働評議會執行委員

「ウルグアイ」

政府側 「ヴィクトール、ベナヴィデス」 博士 特命全權公使

「アルフレッド、カストロ」 博士 特命全權公使

「ヴェネズエラ」

政府側 「カルロス、レオン」 博士 辯護士

「フロレス、カブレラ」 新聞記者

使用者側 「ラファエル、カストレザナ」 商工業聯合會囑託

労働者側 「レーナルド、プロズ、アリスメンデ」 労働者聯合會々長

「ユーゴースラヴィア」

政府側 「イヴァン、スプロボチッチ」博士 國際聯盟「ユ」國常任代表

×「ドゥーチャン、イエレミツチ」 社會政策、公衆保健省局長

使用者側 ×「ジョージ、チュルチン」 工業團體同盟書記長、國際勞働理事會會員

勞働者側 ×「ボグダン、クレキッチ」 勞働組合聯合會書記長

埃 及

政府側 「アブドル、ファター、アツサール」 瑞西駐在代理公使

斯クテ第二十回國際勞働總會ハ六月四日午前十一時「サル、デニ、コンセイユ、ジエネラール」(元ノ「バ
チマン、エレクトラル」)ニ於テ開會セラレタリ劈頭國際勞働理事會議長「リデル」氏ハ假議長席ニ就
キ開會ヲ宣シ、出席代表ニ挨拶ヲ述べタル後過去一ケ年中ノ國際勞働機關ノ爲シタル主ナル活動即チ
海事準備會議及「サンチアゴ」會議等ヲ顧ミテ其ノ成功ヲ喜ビ、次ニ本年度總會ノ日程ニ付一々其ノ
重要性ヲ説キ、代表各員ノ努力ヲ希望シ、總會議長ノ選舉ニ入ル旨ヲ宣セリ

茲ニ於テ佛國政府代表「ジュスタン、ゴダール」氏及白耳義政府代表「マハイム」氏ハ丁抹政府代表
「ブラムスネス」氏ヲ推薦シ之ニ對シ丁抹使用者代表「エールステッド」氏ハ使用者代表團ノ名ニ於テ
又白耳義勞働者代表「メルテンス」氏ハ勞働者代表一同ノ名ニ於テ賛意ヲ表シ滿場一致ヲ以テ「ブラ
ムスネス」氏議長ニ當選セリ

新議長「ブラムスネス」氏ハ滿場ノ拍手ニ迎ヘラレテ議長席ニ就キ、謝意ヲ表シタル後、國際勞働總
會及國際勞働機關ノ社會福利ニ對スル重要性ヲ述べ、又社會ノ福利ヲ計ルコトハ決シテ一國ノ經濟及
社會ノ發達ノ妨ケトナルモノニ非スト爲シ、過去數年社會立法ハ經濟不況ノ影響ヲ受ケテ沈滞ノ状態
ニ在ルハ遺憾ナリト爲シ、唯タ最近稍景氣回復ノ徴ヲ見タレハ、コレカ繼續シ、社會立法ニ活氣ヲ與
フル日ノ早カラシコトヲ希望スト述ヘタリ

第三節 諸役員及諸委員會ノ成立

一、各代表團ノ役員選舉

六月四日午後政府、使用者及勞働者ノ各代表團ハ夫レ夫レ會議ヲ開キ左ノ役員ヲ選舉シタリ

政 府 側

議 長 「デ、ケヴェド」(葡萄牙)

副 議 長 「ベナツィデス」(「ウルグアイ」)

幹 事 「レンダリー」(瑞西)

使用者側

議 長 「エールステッド」(丁抹)

- 副議長 「アマヤ」(亞爾然丁)
- 同 「フォルサム」(北米合衆國)
- 同 「フォーブス、ワットソン」(英國)
- 同 「ツアウト」(瑞西)
- 幹事 「ルコック」

勞働者側

- 議長 「メルテンス」(白耳義)
- 副議長 「ヘーデー」(英國)
- 同 「イエンセン」(丁抹)
- 同 「ジュエーオー」(佛蘭西)
- 同 「リーヴ」(北米合衆國)
- 同 「セラレンス」(和蘭)
- 同 「トレーナー」(濠洲)
- 幹事 「シエベネルス」

二、總會副議長ノ選舉

各代表團ニ於テ總會副議長候補者トシテ夫レ夫レ左ノ代表委員ヲ推薦シタルカ何レモ六月四日午後ノ總會第二次會議ニ於テ承認セラレタリ

政府側 「ワイナント」(北米合衆國)

使用者側 「ザアネック」(「チエッコスロヴァキア」)

勞働者側 「メルテンス」(白耳義)

三、詮衡委員會ノ選舉

詮衡委員會ニ付テハ各代表團ノ提案ニ基キ總會第二次會議ニ於テ左ノ如ク決定セラレタリ

政府側

- 北米合衆國 「ワイナント」(代理「ライス」)
- 亞爾然丁 「グイナズ」
- 白耳義 「マハイム」
- 「アラデル」 「ムニッツ」
- 英國 「レグット」(代理「ノルマン」)
- 加奈陀 「リデル」
- 支那 李平衡

西班牙 「デ、ブエン」 (委員長)

芬蘭 「マニオ」

佛蘭西 「ゴダール」 (代理「テシエ」)

印度 「サー、ミトラ」

日本 吉阪俊藏

「メキシコ」 「パツソル」 (代理「カジガル」)

波蘭 「ジュルキエウイツツ」

「チェコスロヴァキア」 「シヨーネンバウム」

「ソヴィエト、ロシア」 「マルクス」

使用者側

北米合衆國 「フオルサム」

英國 「フオーブス、ワットソッ」

佛蘭西 「ランベル、リボー」

印度 「サー、メータ」

丁 抹 「エールスラット」 (副委員長)

日本 滋澤正雄

「ユーゴスラヴィア」 「チュールチン」

瑞西 「ツアウト」

補 闕

南阿 「ブルツク」

白耳義 「ゼラール」

西班牙 「ラバット」

洪牙利 「クノッブ」

和蘭 「モレナール」

埃地利 「シユミット」

波蘭 「ステイドロウスキー」

労働者側

瑞典 「フオルスルンド」

英國 「ヘーデー」 (代理「サー、ビュー」)

佛蘭西 「ジュオー」 (副委員長)

「チエッコスロヴァキア」 「ネメチエツク」

北米合衆國 「リीड」

瑞 西 「シユルヒ」

「ニュージールランド」 「サーストン」

西 班 牙 「トマス」

補 闕

和 蘭 「アメリカ」

愛 蘭 「カンベル」

印 度 「フレ」

諾 威 「ヒンダール」

日 本 河野密

「ユーゴスラヴィア」 「クレキッチ」

「ルクセンブルグ」 「クリーヤー」

四、資格審査委員會

資格審査委員會ニ付テハ各代表團ノ提案ニ基キ詮衡委員會ニ於テ左ノ委員推薦セラレタルカ、六月五

日總會第三次會議ニ於テ承認セラレタリ

政 府 側 「ミュニツツ」 (「ブラザル」) (委員長)

使用 者 側 「チュルチン」 (「ユーゴスラヴィア」)

勞 働 者 側 「ジューオー」 (佛蘭西) (代理「メルテンス」) (白耳義)

五、會議事項關係ノ各委員會ノ成立

會議事項ニ關スル委員會ニ付テハ六月五日總會第五次會議及六月九日第五次會議ニ於テ、何レモ詮衡委員會ノ提案ニ基キ委員任命セラレタリ、但シ移民委員會ハ六月十二日第九次會議ニテ任命セラレタリ

各委員會ノ委員ノ國名及人名ヲ舉クレハ左ノ如シ

(一) 議事規則委員會

政 府 側

白 耳 義 「マハイム」 (委員長、報告委員)

英 國 「レゲット」 (代理「リチャーズ」)

西 班 牙 「バラチオス」

芬 蘭 「マニオ」

希 臘 「コンツマス」(代理「ピリス」)
 日 本 吉阪俊藏
 羅馬尼亞 「アレキサンドレスコ、ロマン」
 瑞 西 「レングリー」
 使用者側

英 國 「フオーブス、ワットソン」(代理「カーカルデイ」)
 丁 抹 「エールステッド」(副委員長)
 瑞 西 「ツアウト」
 「チエツコスロツアキア」 「ザアネック」
 勞働者側

希 臘 「コロミリス」
 佛 蘭 西 「ジューオー」
 米 國 「リーヴ」(副委員長)
 瑞 西 「シユルヒ」
 補 關

支 那 趙班斧
 玖 馬 「フルタド」
 「チストニア」 「メツツラング」

(二) 決議委員會

政 府 側
 北米合衆國 「ライス」
 加 奈 陀 「ブラウン」
 智 利 「オルディニ」(委員長、報告委員)
 支 那 包華國
 希 臘 「ビビカ、ロゼツチ」(代理「コンツマス」「ピリス」)
 日 本 北岡壽逸
 羅馬尼亞 「アレキサンドレスコ、ロマン」
 瑞 典 「モリン」(代理「ヘッセルグレン」女史)

使用者側
 北米合衆國 「フオルサム」

英 國 「フオーブス、ワットソン」 (代理「カーカルデイ」)
 丁 抹 「エールステッド」 (副委員長)
 日 本 澁澤正雄 (代理竹内謙二)

補 闕

「ユーゴスラヴィア」 「チュールチン」
 「チエツコスロバキア」 「ヴァネック」

勞働者側

丁 抹 「イエンセン」 (副委員長)

日 本 河野 密

西 班 牙 「トマス」

「ユーゴスラヴィア」 「トバロヴィツチ」

補 闕

「ヴェネズエラ」 「プロズ、アリスメンデイ」

丁 抹 「クヌード、イエンセン」

北米合衆國 「リーヴ」

(三) 條約實施委員會

政 府 側

英 國 「レグット」 (代理「デニーズ」)

加 奈 陀 「バーフォールド」

西 班 牙 「マルチン、グラニゾ」

芬 蘭 「マニオ」 (委員長)

洪 牙 利 「カーダー」

印 度 ディブデン (報告委員)

日 本 吉阪俊藏

葡 萄 牙 「ロドリゲス、ベレイラ」

瑞 西 「カウフマン」

「チエツコスロバキア」 「チュリツヒ」 (代理「コテック」)

使 用 者 側

英 國 「フオーブス、ワットソン」

白 耳 義 「ゼラール」 (代理「ラガッス」)

勞働者側

- 澳地利 「シミュット」 (代理「カムッジー」) (副委員長)
- 瑞 西 「ツアウト」 (代理「シュタインマン」)
- 「チェツコスロヴァキア」 「ヴァネック」 (代理「コトルバ」)
- 英 國 「エルヴィン」
- 瑞 典 「フオルスランド」
- 印 度 「フレ」
- 諸 威 「ヒンダール」
- 和 蘭 「セラレンス」 (副委員長)

補 闕

- 瑞 典 「バックランド」
- 羅馬尼亞 「フルエラス」
- 丁 抹 「イエンセン」
- 「ルクセンブルグ」 「ロツク」

(四) 勞働者募集委員會

政 府 側

- 濠 洲 「ハリソン」
- 白 耳 義 「ハルウィツク、デ、ホイッシユ」
- 英 國 「ザアーノン」 (報告委員)
- 支 那 胡世峰
- 西 班 牙 「モンテラ、エスクエデロ」
- 佛 蘭 西 「マルシヤン」 (委員長) (代理「ベッソン」)
- 印 度 「エス、エヌ、ロイ」
- 日 本 北岡壽逸 (代理 吉垣壽一郎)
- 和 蘭 「モレスコ」 (代理「マルテンス」)
- 葡 萄 牙 「デ、ケヴェド」 (代理「ダルマダ」)
- 南 阿 「メッドフォール」 (代理「エッチ、チ、アンドルーズ」)
- 「ウルグアイ」

使 用 者 側

- 亞 爾 然 丁 「アマヤ」

南 阿 「ブルック」(代理「ターナー」)
 白 耳 義 「ゼラール」(代理「モラー」副委員長)
 佛 蘭 西 「ランベル、リポー」(代理「ル、ヌヴァー」)
 印 度 「サー、ホミ、メータ」
 和 蘭 「モレナール」(代理「コルマン」)
 補 闕
 葡 萄 牙 「アルヴァレス、リベイロ」
 勞 働 者 側
 南 阿 「ダブリユー、エツチ、アンドルース」
 英 國 「パリンガー」(副委員長)
 印 度 「フレ」(代理「チエチー」)
 佛 蘭 西 「ジューオー」
 西 班 牙 「バレンシア」夫人
 白 耳 義 「ロスカム」
 補 闕

(五) 有給休日委員会

政 府 側

希 臘 「カロミリス」
 和 蘭 「クーパー」
 「ブラジル」 「オリヴェイラ」
 支 那 王冷燾
 北米合衆國 「ミラー」女史 「代理」トーン」
 埃 地 利 「ウルセツク」
 白 耳 義 「マハイム」(代理「ニース」)
 「ブラジル」 「アゼヴェド、ロツシヤ」夫人
 英 國 「レゲット」(代理「テラー」女史)
 加 奈 陀 「サン、ペール」
 智 利 「ガルシア、オルディニ」(代理「ガジャルドー」)
 丁 抹 「デ、ジオンキエール」(代理「ゴロエルフェルト、タルブ」夫人)
 西 班 牙 「ボラス、マルケス」

「エストニア」 「ソニン」
 芬 蘭 「マニオ」 (代理「フォン、クノールリング」)
 佛 蘭 西 「ペトル」 夫人
 希 臘 「カシマチス」 (委員長) (代理「ザーラス」)
 洪 牙 利 「ブラットニクツキー」
 印 度 「ザマン」
 「イラツク」 「サマライエイ」
 愛 蘭 「スタフオール」 女史
 日 本 吉阪俊藏 (代理清水虎雄)
 「ラトヴィア」 「フェルドマン」
 「ルクセンブルグ」 「カイザー」
 「メキシコ」 「エストラダ、カジガル」
 諾 威 「カールセン」 夫人
 「ニュージラント」 「マツク、キーン」
 「ペル」 「ウガルテッシュ」

波 蘭 「ホルスゾウスキー」 (報告委員) (代理「モクザルスキー」)
 葡 萄 牙 「デ、ケヴェド」 (代理「ロードリダス、ペレイラ」)
 羅 馬 尼 亞 「アレキサンドレスコ、ロマン」
 瑞 典 「ヘッセルグレン」 女史 (代理「ヨハンソン」)
 瑞 西 「レンダグリー」 (代理「シュミット」)
 「チエツコスロヴァキア」 「コラル」 (代理「ビスカチエツク」)
 南 阿 「エツチ、チ、アンドルーズ」 (代理「バーミンター」)
 「ウルグアイ」 「ベナヴィデス」 (代理「デ、カストロ」)
 「ヴェネツエラ」 「レオン」 (代理「カブレラ」)
 「ユーゴスラヴィア」 「ペトロヴィッチ」

使 用 者 側

玖 馬 「ブリト」
 南 阿 「ブルック」
 愛 蘭 「カロール」 (代理「マツククロ」)
 諾 威 「エルランドセン」 (代理「バーシエー」)

「ルクセンブルグ」 「エチエン」

北米合衆國 「フォルサム」

英 國 「フォープス、ワットソン」 (代理「ベルヒ」)

白 耳 義 「ゼラール」 (代理「ヴェルター」)

加 奈 陀 「ゴルデイー」 (代理「マツクホルミツク」)

佛 蘭 西 「ランベル、リボー」 (代理「ワリーヌ」)

印 度 「サー、ホミ、メーター」 (代理「ソドバンス」)

和 蘭 「モレナール」 (代理「エヴェライン」)

丁 抹 蘭 「エルステツド」 (代理「リーゼー」)

埃 地 利 「シユミト」 (代理「カムッジー」)

瑞 西 「ツアウト」 (代理「クンチエン」) (副委員長)

瑞 典 「ヴァイストランド」 (代理「ソーデルベック」)

補 闕

亞 爾 然 丁 「アマヤ」 (代理「ラムラグリア」)

西 班 牙 「フノイ、ラバット」 (代理「パレイロ」)

「エストニア」 「マウリッツ」

「ニュージールランド」 「ミツチエル」

波 蘭 「スジドロウスキー」 (代理「イヤスツルゼボウスキー」)

「チエッコスロヴァキア」 「ヴァネック」 (代理「コトルバ」)

勞 働 者 側

瑞 典 「アールベルグ」

和 蘭 「アメリンク」

愛 蘭 「ダツフィー」

北米合衆國 「エデルマン」

丁 抹 「エーナー、イエンセン」

英 國 「エルヴィン」

芬 蘭 「フツチュートネン」

日 本 金光平

西 班 牙 「ロイス」

「チエッコスロヴァキア」 「ネメチエツク」

諾威 「オルセン」
 「メキシコ」 「ピナ、ロリア」 (代理「ヴァイル、ラセノール」)
 佛蘭西 「ラカモンド」
 羅馬尼亞 「ラダセアヌ」
 瑞西 「シユルヒ」 副委員長
 埃地利 「スタウト」
 波蘭 「ワスニエウスカ」夫人 (代理「コスチンスキー」)

補 闕

印 度 「チエチー」
 支 那 朱學範
 加 奈 陀 「ドラバー」
 英 國 「ハンコック」 女史
 玖 馬 「フルタド」
 丁 抹 「クヌード、イエンセン」
 「エストニア」 「メッツラング」

(六) 公共事業、建築及土木業労働時間委員会

政 府 側

北米合衆國 「ジエー、ビー、アンドルーズ」 (代理「トーン」 「チンムー」)
 丁 抹 「ドライエー」 (代理「グル、ダグー、ペテルセン」)
 西 班 牙 「ラホラ」
 佛 蘭 西 「ジュスタン、ゴダール」 (委員長)
 洪 牙 利 「カダール」
 「リミアニア」 「スタネイカ」
 諾 威 「ロランジ」 (代理「ストールヴォルド」)
 「ニュージールランド」 「マツクキーン」 (報告委員)
 羅馬尼亞 「クネスコ」
 「チエツコスロヴァキア」 「コテツク」

「ウルグアイ」 「ベナヴィデス」
「ユーゴスラヴィア」 「イエレミッチ」
「ヴェネズエラ」 「レオン」 (代理「カブレラ」)

使用者側

亞爾然丁 「アマヤ」
「ヴェネズエラ」 「カストレサナ」
「ルクセンブルグ」 「エチエン」
英國 「フォーブス、ワットソン」 (代理「ホロウエー、」 「シエレー」)
白耳義 「ゼラール」 (代理「グラーフ」 副委員長)
西班牙 「フノイ、ラバット」 (代理「サンシユス、コネザ」)
芬蘭 「キレニウス」
佛蘭西 「ランベル、リボー」 (代理「ウイ」 「ラコート」)
印度 「サト、ホミ、メータ」 (代理「ソドパンス」)
「ニュージールランド」 「ミッチェル」
瑞典 「ツアウト」 (代理「バイアール」)

「チュツコスロヴァキア」 「ヴァネック」 (代理「クラック」)
瑞典 「ヴィストランド」 (代理「ブローデン」)

補 闕

南 阿 「ブルック」
北米合衆國 「フオルサム」 (代理「フオルクマン」)
加 奈 陀 「ゴルディー」
濠 洲 「サー、ロバート、ノックス」
丁 抹 「エルステッド」 (代理「リーゼー」)

労働者側

白耳義 「ブレークマン」
愛 蘭 「カンベル」
佛 蘭 西 「コルディエ」
北米合衆國 「ヘッジズ」
英 國 「ヒツクス」 (副委員長)
丁 抹 「クリステン、イエンセン」

和 蘭 「クーパー」
 瑞 典 「リンデー」
 瑞 西 「ライヒマン」
 「ルクセンブルグ」 「ロツク」
 加 奈 陀 「シンブソン」
 漢 洲 「トレイナー」
 「チエツコスロヴァキア」 「ゾオチッキー」

補 闕

南 阿 「ダヴリユー、エッチ、アンドルース」
 「ヴェネズエラ」 「プロズ、アリスメンデイ」
 英 國 「バーロン」
 白 耳 義 「グリゾン」
 瑞 西 「ハイル」
 丁 抹 「エーネー、イエシセン」
 波 蘭 「コスチンスキー」

(七)

製鐵及製鋼業勞働時間委員會

政 府 側

西 班 牙 「ロイス」
 英 國 「シャーウッド」
 「チエツコスロヴァキア」 「ウリール」
 北米合衆國 「ヒンリックス」 (代理「チャルマース」)
 白 耳 義 「マハイム」
 「ブラジル」 「ナブコ、デ、グベア」
 英 國 「レグット」
 丁 抹 「グルダデー、ベラルセン」
 西 班 牙 「カサネルス、イバルズ」
 佛 蘭 西 「オーリボー」 (報告委員)
 愛 蘭 「ファアグソン」 (委員長)
 「ルクセンブルグ」 「カイザー」
 諾 威 「ブラテリー」

波 蘭 「ザグロドズキー」(代理「スタイン」)「モクザルスキー」
 羅馬尼亞 「エネスコ」
 「チエツコスロヴァキア」 「ビスカチエック」

使用者側

「ルクセンブルグ」 「エチエン」
 北米合衆國 「フォルサム」(代理「ウィズロー」)
 英 國 「フオーブス、ワトソン」(代理「グレゴルソン」) 副委員長
 加 奈 陀 「ゴルデイー」
 西 班 牙 「フノイ、ラバット」(代理「バレイロ、ザバラ」)
 濠 洲 「サー、ロバート、ノックス」
 佛 蘭 西 「ランベル、リポー」(代理「ロア」)「ワリース」
 印 度 「サー、ホミ、メータ」
 日 本 澁澤正雄 (代理 安永渡平)
 波 蘭 「スジドロウスキー」(代理「ヴィエニアヴァ、クミエレウスキー」)「ブルジ
 ビルスキー」

補 關

瑞 西 「ツアウト」(代理「ドルド」)
 「チエツコスロヴァキア」 「ヴァネック」(代理「クレスト」)「デデラ」
 瑞 典 「ウイストランド」(代理「ソーダーベック」)
 補 關
 羅馬尼亞 「イヨネスコ」
 丁 抹 「エルステッド」

労働者側

瑞 典 「アンデルソン」
 白 耳 義 「ボンダス」
 佛 蘭 西 「シュヴァルム」(副委員長)
 丁 抹 「エーナー、イエンセン」
 瑞 典 「ジル」
 「チエツコスロヴァキア」 「カドレツク」
 「ユーゴスラヴィア」 「クレキッチ」
 「ルクセンブルグ」 「クリーヤー」

諸 威 「ラルソン」
 北米合衆國 「レウイス」
 英 國 「サー、アーサー、ビユー」
 「ニューグーランド」 「サーストーン」
 西 班 牙 「トマス」

補 闕

白 耳 義 「ベルタンシヤン」
 丁 抹 「クリステン、イエンセン」
 「チエッコスロヴァキア」 「カウフマン」
 英 國 「マツケナ」
 佛 蘭 西 「ソマ」
 加 奈 陀 「シンブソン」
 波 蘭 「スツリーグ」
 日 本 山口常次郎

(八) 石炭坑労働時間委員会

政 府 側

北米合衆國 「チャルマー」 (代理「ヒンリッチ」)
 白 耳 義 「アンシオ」 (委員長、兼報告委員)
 西 班 牙 「マルタン、グラニゾ」
 佛 蘭 西 「バロン」 (代理「ブラム、ビカール」)
 波 蘭 「スタイン」 (代理「ザグロドズキ」)
 「チエッコスロヴァキア」 「デュリツヒ」 (代理「ビスカチエツク」)
 南 阿 「メッドフォール」 (代理「パールミンター」)
 「ユーゴスロヴァキア」 「スポチッチ」 (代理「ミリッチ」)

使 用 者 側

南 阿 「ブルック」 (代理「ターナー」)
 北米合衆國 「フォルサム」 (代理「ウイズロ」)
 英 國 「フォーブス、ワットソン」 (代理「ミントン」)
 白 耳 義 「ゼラール」 (代理「ルグラン」 (副委員長))
 佛 蘭 西 「ランベル、リボー」 (代理「バラシ」)

印度 「サー、ホミ、メータ」 (代理「ソドパンス」)
波蘭 「スジドロウスキー」 (代理「ゴルキエウイツツ」)
「ヴァイエニアヴァ、クミエレウ
スキ」)

「チエツコスロヴァキア」 「ヴァネック」 (代理「マロック」)
「スメカル」)

補 闕

西班牙 「フノイ、ラバット」 (代理「バレイロ」)

濠洲 「サー、ロバート、ノツクス」

羅馬尼亞 「ミルセア、イヨネスコ」

「ユーゴスラヴィア」 「チユールチン」

勞働者側

南阿 「ダブリユー、エッチ、アンドルーズ」

「ヴェネズエラ」 「プロズ、アリスメンディ」

英國 「エドウアード」

波蘭 「レスニエウスキー」

北米合衆國 「レヴィス」

洪牙利 「ペイエー」

「メキシコ」 「ピナ、ソリア」 (代理「グイラセノール」)

佛蘭西 「ヴィニユ」 (副委員長)

補 闕

英國 「ローザ」

加奈陀 「シンブソン」

(九) 纖維工業勞働時間委員會

政 府 側

北米合衆國 「ミラー」 女史 (代理「ウイリアム」) 女史 「ニマン」

白耳義 「ド、ブルッケール」 (委員長)

英國 「レゲット」

丁抹 「ドライヤー、(報告委員) (代理「グロエルフェルト、タルブ」夫人)

西班牙 「ラホラ」

佛蘭西 「ジュール、ゴーチエ」 (代理「ジェルヴォア」)
「テシエ」)

洪牙利 「スゼル」

諸 威 「ブラテリ」

「ヴェネズエラ」

「ユーゴスラヴィア」 「エレミツチ」 (代理「レヴェロ、ソラナ」)

使用者側

諾 威 「エールランドセン」

北米合衆國 「フォルサム」

英 國 「フォーブス、ワットソン」 (代理「アシャーレスト」) (副委員長) 「マルチン」 「ボグソン」 「シヨールス」

印 度 「サー、ホミ、メータ」

「メキシコ」 「ソヴェロ、ソラナ」

日 本 「澁澤正雄」 (代理 竹内謙二)

「ユーゴスラヴィア」 「チユールチン」

瑞 西 「ツアウト」 (代理「スタインマン」)

瑞 典 「ヴィストランド」 (代理「ソーダーベック」) 「プローデン」

労働者側

加 奈 陀 「ドレーバー」

北米合衆國 「エデルマン」

印 度 「フレ」

日 本 河野密

瑞 西 「マルチ」

諾 威 「オルセン」

白 耳 義 「セジエ」

英 國 「シヨ」 (副委員長)

佛 蘭 西 「ヴァンドビュト」

「チェツコスロヴァキア」 「ワイゲル」

補 関

英 國 「ブートマン」

瑞 典 「カスバルソン」

英 國 「ヒンドル」

丁 抹 「クスド、イエンセン」

- 「ユーゴースラヴィア」 「クレキッチ」
- 「エストニア」 「マツラング」
- 英 國 「ネースミス」
- 西 班 牙 「バレンシア」 夫人
- 「メキシコ」 「ピナソリア」
- 波 蘭 「ズズッキー」

(十) 建築業安全委員会

政 府 側

- 北米合衆國 「チンマー」 (代理「ジュー、ビー、アンドルーズ」)
- 埃 地 利 「ブックゲル」
- 白 耳 義 「ジャンセン」
- 英 國 「ジー、エス、テラー」 (委員長) (代理「エクルス」)
- 加 奈 陀 「ブラウン」
- 西 班 牙 「カサネレス」
- 佛 蘭 西 「デヴォー」

日 本 池田欽三郎

和 蘭 「ヴァインケル」 (報告委員)

波 蘭 「マズルキエヴィツ」 (代理「クルクジッキー」)

葡 萄 牙 「ヴァスコ、デ、ケヴェド」

瑞 典 「ガブリエルソン」 (代理「モリン」)

瑞 西 「レングリー」 (代理「ジョルジオ」 「トロックスレー」)

「チニコソロヴァキア」 「コテック」

土 耳 古 「ネクメデン、サダク」

南 阿 「シヨツチ」 女史

使 用 者 側

英 國 「フォープス、ワットソン」 (代理「ホワイト」)

白 耳 義 「ゼラール」 (代理「グラーフ」)

西 班 牙 「フノイ、ラバット」 (代理「コネサ」)

芬 蘭 「キレニウス」

佛 蘭 西 「ランベル、リポー」 (代理 「ウイ」 「ラコート」)

「エストニア」「マウリツ」
瑞 西 「ツアウト」(代理、バイアー)

「チエツコスロヴァキア」「ヴァネック」(代理「コトルバ」「クラック」副委員長)

補 闕

「ルクセンブルグ」「エチエン」

勞働者側

英 國 「バーロン」

葡 萄 牙 「カンボス、ロボ」

佛 蘭 西 「コルディエ」

白 耳 義 「グリゾン」

丁 抹 「クヌド、イエンセン」

瑞 典 「リンデ」

加 奈 陀 「シンブソン」

「チエツコスロヴァキア」「ウリール」

補 闕

(土)

政 府 側

玖 馬 「フルタド」
丁 抹 「クリステン、イエンセン」
英 國 「シャールウッド」
洪 牙 利 「トブラー」
移民委員會

西 班 牙 「バラシオス」

佛 蘭 西 「デュール、ゴーチエ」(代理「テシエ」)

日 本 北岡壽逸

波 蘭 「ジュルキエウイツ」

「ユーゴスラヴィア」「スポチッチ」(代理「オストイッチ」)

使 用 者 側

南 阿 「ブルック」(代理「ターナー」)

北米合衆國 「フォルサム」

波 蘭 「ヤストルゼボウスキー」

「メキシコ」 「リヴェロ、ソラナ」
「チッコスロヴァキア」 「ヴァネック」 (代理「ボヴェルカ」)

補 闕

亞 爾 然 丁 「アマヤ」

英 國 「フォーブス、ワットソン」

日 本 遊澤正雄

佛 蘭 西 「ワリーヌ」

勞 働 者 側

北米合衆國 「エデルマン」

印 度 「フレ」

西 班 牙 「バレンシア」 夫人

英 國 「シャークウッド」

波 蘭 「スズリーグ」

補 闕

支 那 趙班斧

六、起草委員會

起草委員會ハ議事規則第七條ニ、第一項ノ規定ニ從ヒ、詮衡委員會ニ依リ左ノ通り任命セラレタルカ
右ハ六月九日總會第五大會議ニ於テ承認セラレタリ

「プラムスネス」 (總會議長)

「ハロルド、バトラ」 (總會書記局長)

「イ、ジエ、フィラン」 (總會首席書記)

「エル、ラフランス」 (總會次席書記)

「モ、レ、レ」 (法律顧問)

「ジュンクス」 (法律顧問)

「セクレタン」 (法律顧問)

其他當該問題ニ關スル委員會ノ起草委員

第四節 閉 會

今回ノ總會ハ前後二十五回ノ會議ヲ重ネ、六月二十四日午後閉會セラレタリ、其ノ間ノ成績ヲ示セハ
左ノ如シ

甲、正式會議事項

- 一、若干ノ特殊ノ労働者募集制度ノ規律問題ニ關シ一條約案及一勸告採擇セラル
 - 二、有給休日制問題ニ關シ一條約案及一勸告採擇セラル
 - 三、政府ノ施行シ又ハ補助金ヲ交付スル公共事業ニ於ケル労働時間短縮問題ニ關シ一條約案採擇セララル
 - 四、土木建築業ニ於ケル労働時間短縮問題ニ關シ條約案否決セラレ一決議採擇セラル
 - 五、製鐵製鋼業ニ於ケル労働時間短縮問題ニ關シ條約案否決セラレ一決議採擇セラル
 - 六、炭坑業ニ於ケル労働時間短縮問題ニ關シ條約案否決セラレ一決議採擇セラル
 - 七、織維工業ニ於ケル労働時間短縮問題ニ關シテハ明年度ニ於テ最終討議ニ付セラルルコトニ決定セララル
 - 八、建築工事ニ使用セラルル労働者ノ爲ノ足場及起重機ニ關聯セル安全規則問題(第一回討議)ニ關シテハ明年度ニ於テ最終討議ニ付セラルルコトニ決定セララル
- 乙、正式議題以外ノ會議事項
- 一、第四百八條年報審査委員會報告承認セラル
 - 二、諸決議可決セラル

三、「移住労働者ノ募集及職業紹介」ニ關スル事務局報告ニ關シ一決議採擇セラル

四、總會議事規則ニ付若干ノ改正アリタリ

斯クシテ六月二十四日午後總會諸會議事項ノ審議ヲ完全ニ終了スルヤ、議長ハ事務局長以下事務局員、副議長、各代表團議長等ニ對シ感謝ノ辭ヲ述ヘ次テ各種ノ問題ニ付夫々成果ヲ舉ケタルコトヲ指摘シ最後ニ本總會ノ事業ニ參加シタル者及「ジュネーヴ」ノ事業ニ關心ヲ有スル者カ全力ヲ盡シテ國際労働機關及過去十七年間遂行セラレ來レル國際協力制度ヲ能フ限リ大ニ支持センコトヲ希望シ次テ總會副議長タル「ワイナント」氏、「ヴァネック」氏及「メルテンス」氏ヨリ挨拶アリ最後ニ國際労働事務局々長「バトラー」氏ハ議長及副議長等ニ謝意ヲ表シタル後今次總會ノ成績ヲ賞揚シ次テ議長ハ第二十回總會ノ閉會ヲ宣セリ時ニ午後五時十五分ナリキ

第二章 資格審査問題

第一節 總 說

國際労働理事會議長「リッデル」氏ハ總會議事規則第三條第二項ノ規定ニ從ヒ、各國政府ヨリノ代表委員及顧問ノ正式委任狀又ハ各國政府ヨリ其ノ代表委員及顧問ノ任命ヲ通知セル公文書若ハ公文電報ト

共ニ之ニ關スル概要報告ヲ總會會議開催ノ前日、即チ六月三日ヲ以テ各國代表委員ノ査閲ニ附シタリ
正式委任狀ニ非サル公文書又ハ公文電報ニ依ル代表委員又ハ顧問ノ任命通知ハ外交上ノ慣例手續ニ反
スルモノナリト雖モ資格審査委員會ハ從來ノ例ニ慣ヒ是等ノ公文書又ハ公文電報ト雖モ代表委員又ハ
顧問ノ任命ヲ證明スルニ足ル證據書類タルコトヲ容認シ、次テ資格審査委員會ハ是等ノ委任狀又ハ公
文書若ハ公文電報ヲ審査シタル後總テノ代表委員及顧問カ其ノ資格ヲ證明スルニ必要ナル證據書類ヲ
有スルコトヲ確認シ、之ヲ總會ニ報告シタル處、總會ハ總テ異議ナク之ヲ承認シタリ
今次總會ニ參加セル國ハ五十ヶ國ニシテ其ノ内完全代表ヲ派遣シタルモノ三十三ヶ國、政府側代表ノ
外ニ使用者側代表又ハ勞働者側代表ノ何レカ一名ノ民間代表ヲ派遣シタルモノ二ヶ國、政府側代表ノ
ミヲ派遣シタルモノ十五ヶ國ナリ
代表委員乃至顧問ノ資格ニ關シ抗議ノ提起セラレタルモノ三件アリ、即チ其ノ一ハ埃地利勞働者側代
表及顧問ニ關スルモノ、其ノ二ハ「メキシコ」勞働者側代表及顧問ニ關スルモノ並ニ其ノ三ハ南阿聯
邦勞働者側顧問ニ關スルモノナリ

第二節 資格問題

第一款 埃地利勞働者側代表及顧問ノ資格問題

本件ハ埃地利勞働者側代表「スタウド」氏及其ノ顧問ノ任命ニ關シ國際勞働組合ヨリ提起セラレ
タル異議ニ關スルモノナルカ、本件ノ異議ノ提起セラレタル理由ハ昨年ト同様ニシテ右「スタウド」
氏及其ノ顧問ノ代表スル勞働組合ハ所謂産業團體ト目サルヘキ性質ノモノニ非サルノミナラス、
毫モ埃地利ノ勞働者ヲ代表スルモノニ非サルヲ以テ、「スタウド」氏及其ノ顧問ノ任命ハ國際勞働機關
憲章第三條第三項ノ規定ニ違反スルモノニシテ無効ノモノナリト言フニ在リ

昨年ノ資格審査委員會ニテハ全會一致ノ結論ヲ得ルコト能ハス依ツテ總會ハ多數派報告ニ基キ「勞働
總會ニ於ケル勞働代表ヲ任命スルニ當リ埃地利政府カ考慮セサルヘカラサリシカ如キ勞働者ノ代表團
體カ他ニ存在スルモノナリトノ結論ニ到達スルコト能ハス」トノ理由ヲ以テ其ノ異議ヲ採擇セサリシ
カ、本年ノ資格審査委員會ニテモ全會一致ノ結論ニ達スルコトヲ得ス、即チ政府側委員及使用者側委
員ヨリ成ル多數派ハ既ニ昨年ノ總會ニ於テ討議セラレタル問題ナルヲ以テ議事規則第三條第六項ノ規
定ニ依リ受理スヘキニ非サルコトヲ宣言セラレンコトヲ總會ニ勸告スル旨ノ多數派報告ヲ作成シ、之
ニ反シ勞働者側委員ハ「スタウド」氏ノ代表スル團體ハ埃地利政府ノ意思ニ基キ組織セラレタルモノ
ニシテ、勞働者ノ團結ノ自由ヲ認ムル「ヴェルサイユ」條約第十三編ニ反スルモノナリ、從テ國際勞働
組合聯合ヨリ提起セラレタル異議ハ受理セラルヘキモノナリトノ少數派報告ヲ作成セリ

本件ニ關スル資格審査委員會ノ報告ハ六月十九日ノ第十九次總會會議ニ上程セラレ、六十三票對二十

六票ニテ多數派報告採擇セラレ、斯クテ塊地利労働者側代表及顧問ノ資格ハ承認セラレタリ

第二款 「メキシコ」労働者側代表及顧問ノ資格問題

本件ハ「メキシコ」労働者側代表「ロドルフォ、ピナ、ソリア」氏及其ノ顧問ノ任命ニ關シ「メキシコ」地方労働聯合及他ノ同盟團體ヨリ提起セラレタル異議ニ關スルモノナルカ、本件ノ異議ノ提起セラレタル理由ハ右「ロドルフォ、ピナ、ソリア」氏及其ノ顧問ノ代表スル「メキシコ」労働聯合ハ本年二月ニ結成セラレ、全國革命黨ト稱スル政治團體ノ勢力下ニ在ルモノニシテ、眞ニ労働者ヲ代表スルモノニ非サルヲ以テ、右代表ノ任命ハ「ヴェルサイユ」條約第十三編ニ違反シ無効ナリト謂フニ在リ

資格審査委員會ハ正式ニ本件異議ヲ本年總會ニ於ケル「メキシコ」政府側代表ニ通知シタルカ、「メキシコ」政府側代表ハ委員會ニ對シ「メキシコ」ニ於ケル各種労働者團體ノ狀態及労働者側代表任命ノ方法ニ付詳細情報ヲ提供セリ

此等ノ情報ヨリスレハ、労働者側代表ハ現在組織労働者ノ約七十五「パーセント」ヲ擁スル「メキシコ」労働聯合ト協議ノ結果任命セラレタルモノニシテ、從ツテ資格審査委員會ハ本件ノ異議ヲ採擇セス「ロドルフォ、ピナ、ソリア」氏及其ノ顧問ノ資格ヲ承認セラレンコトヲ總會ニ勸告スル旨ノ報告ヲ作成シタリ

特ニ注意スヘキハ、資格審査委員會ハ異議申立團體ノ意見、即チ非政府側代表ノ任命ニ當ツテハ其ノ

國ニ於ケル最モ代表的ナル使用者又ハ労働者團體ノ同意カ考慮セラレサルヘカラサルノミナラス又總會ニ於ケル各種ノ議題カ考慮セラレサルヘカラストスル意見ハ採用スル能ハストセルコトナリ

本件ニ關スル資格審査委員會ノ報告ハ六月十九日ノ第十九次總會會議ニ上程セラレ、異議ナク採擇セラレ、斯クテ「メキシコ」労働者側代表及顧問ノ資格ハ承認セラレタリ

第三款 南阿聯邦労働者側顧問ノ資格問題

本件ハ南阿聯邦労働者側顧問「ウイリヤム、フリーストーン」氏ノ任命ニ關シ南阿職業労働組合會議ヨリ提起セラレタル異議ニ關スルモノナルカ、其ノ理由トスル所ハ昨年労働者側代表「ロバート、ステュアート」氏ノ任命ニ關シ提起セラレシ異議ト同シク、南阿聯邦政府カ南阿ニ於ケル最大ノ労働團體ニ非ナル「クープ」地方労働組合聯合ト協議シテ「ウイリヤム、フリーストーン」氏ヲ労働者側顧問ニ任命シタルハ違法ナリト言フニ在リ

資格審査委員會ハ南阿聯邦政府側代表及異議ヲ提起シタル團體ヲ代表スル南阿聯邦労働者側代表ノ意見ヲ聽取シタル結果、委員ノ間ニ多少ノ意見ノ相違アリタルニ拘ラス、總會ニ對シ全會一致ノ結論ヲ報告スルヲ得タリ

即チ資格審査委員會ノ決定スヘキ問題ハ南阿聯邦政府カ労働者側代表ヲ任命スルニ當リ最大ノ團體タル南阿職業労働組合會議ト協議シ、又其ノ顧問ヲ任命スルニ當リ南阿職業労働組合會議ノ反對アルニ

拘ラス「ケーブ」地方労働組合聯合ト協議シタルコトカ、國際労働機關憲章第三條ノ規定ニ違反スルヤ否ヤニ在リシカ資格審査委員會ハ法律的及事實的見地ヨリ調査シタル結果、前者ノ見地ヨリシテハ委員會ノ多數派ハ昨年同様ニ南阿聯邦政府カ最モ代表的ナル團體トハ唯一ノ最モ代表的ナル團體ニ非スシテ總テノ最モ代表的ナル團體ナリト解釋セルコトハ妥當ナリトシ、南阿聯邦政府ハ一九二二年ノ常設國際司法裁判所ノ參考的意見ニ從ヒタルモノナルコトヲ認メ、又後者ノ見地ヨリシテハ委員會ノ多數派ハ南阿職業労働組合會議ノ代表者ノ説明ヲ聽取シタル結果、「ケーブ」地方労働組合聯合カ最モ代表的ナル團體ニ包含セラレル資格無キモノト認メス、從ツテ南阿聯邦政府カ南阿聯邦労働者側代表ヲ任命スルニ當リ南阿職業労働組合會議ト協議シ、又其ノ顧問ヲ任命スルニ當リ「ケーブ」地方労働組合聯合ト協議セルハ、兩團體間ニ意見ノ一致ヲ見得サリシ事情ニ鑑ミ、國際労働機關憲章第三條ノ規定ニ適合スヘク最善ヲ盡セルモノト認メタリ

資格審査委員會ノ労働者側委員ハ總會ニ對シ南阿聯邦労働者側顧問ノ資格ヲ拒否センコトヲ要求セスシテ唯タ單ニ法的解釋トシテ常設國際司法裁判所ノ意見ヲ採用スルコト能ハストシ、最モ代表的ナル團體ノ解釋ニ付テハ委員會ノ労働者側委員ニ依リ常ニ支持セラレル意見ニ從フヘキ旨、又最モ代表的ナル團體ノ承諾ヲ得スシテ労働者側代表中ニ地方的關係ノ代表者ヲ加ヘントスル南阿聯邦政府ノ權限ヲ認メサル旨ノ留保ヲ爲スコトヲ希望セルカ、此等ノ留保アリタルニ拘ラス委員會ノ労働者側委員ハ

「ウイリヤム、フリーストーン」氏ノ資格ヲ拒否スルコトヲ提案セサリキ、從ツテ委員會ハ其ノ資格ヲ承認センコトヲ總會ニ勸告セリ

尙ホ資格審査委員會ハ將來成ル可ク、南阿聯邦政府カ労働者側代表ヲ任命スルニ當リ最モ代表的ナル團體カ總會ニ異議ヲ提起スルカ如キコトノ無キ様、何等カノ協定カ遂ゲラレンコトヲ希望セリ

本件ニ關スル資格審査委員會ノ報告ハ六月十九日ノ第十九次總會會議ニ上程セラレ、南阿聯邦労働者側代表「アンドリュウ」氏ノ反對表明アリタルカ結局採擇セラレ、斯クテ南阿聯邦労働者側顧問ノ資格ハ承認セラレタリ

第三節 不完全代表問題

資格審査委員會ハ毎年政府カ非政府代表委員ヲ任命スルコトノ不可能ニ基ク不完全代表問題ニ注意ヲ拂ヒ來リシカ、本年總會ニ於テハ、不完全代表ヲ派遣シタルハ十七ヶ國ニシテ、其ノ内民間側代表ヲ全ク派遣セサリシハ十五ヶ國ナリ、而シテ完全代表ヲ派遣スルコト能ハサリシ理由トシテハ、概ネ或ハ未タ工業カ比較的幼稚ニシテ使用者及労働者團體發達セス、或ハ財政困難ノ際完全代表派遣ニ要スル多額ノ費用ノ負擔ニ堪ヘスト爲セリ

本年資格審査委員會ハ特ニ前年完全代表ヲ派遣スヘシト表明セシニ拘ラス、不完全代表ヲ派遣セル國

ノ政府側代表委員ニ對シ交渉ヲ行ヒタルカ委員會ノ得タル情報ニ依レハ、使用者側及勞働者側代表委員ヲ任命シ得ル程充分職業團體カ發達セルニ拘ラス、而カモ不完全代表ヲ派遣セルハ主トシテ財政的理由ニ基クモノナリ

「アルゼンティン」政府カ本年勞働者側代表委員ヲ任命セザリシハ、總會ニ出席セル「アルゼンティン」政府側代表委員カ委員會ニ提出セル文書ニ依レハ、關係勞働者團體間ノ協議調ハス、從ツテ憲章第三條ノ規定ニ基ク最モ代表的ナル團體ヲ決定スルコト至難トナリシニ因ルモノナリ

本問題ニ關スル資格審査委員會報告ハ六月九日第五次總會ヲ議及六月十九日第十九總會會議ニ上程セラレ、異議ナク採擇セラレタリ

第二編 正式會議事項ノ審議

第一章 勞働者募集ノ或ル特殊制度ニ關スル規律問題

第一節 總 說

第一款 序 說

本問題カ抑々國際勞働總會ノ會議事項トシテ取扱ハルルニ至リタルハ一九三三年ノ第六十四回勞働理事會ノ決定ニ基クモノニシテ、即チ勞働理事會ハ一九三三年十月ノ第六十四回理事會會議ニ於テ「殖民地内及之ト類似ノ勞働狀態ヲ有スル他ノ領域内ニ於ケル勞働募集ノ問題」ヲ一九三五年ノ第十九回勞働總會ニ於テ第一次討議ニ付スルコトト決定セリ

仍ツテ國際勞働事務局ハ勞働總會議事規則（第六條）ニ從ヒテ各種關係領域内ニ於ケル募集ニ關スル法規及慣行、土民勞働専門家委員會ニ依リテ採擇セラレタル募集ニ關スル諸原則及各國政府ニ諮問スヘキ諸點ヲ内容トスル準備報告書（所謂灰色報告書）ヲ準備シタリ

而シテ昨年ノ第十九回勞働總會ニ於テハ右準備報告書ヲ基礎トシテ討議シタル後、各國政府ニ諮問スヘキ諸點ヲ決定シ且本問題ノ名稱ヲ改メテ「勞働者募集ノ或ル特殊制度ニ關スル規律」トシ之ヲ本年

ノ第二十回労働總會ノ會議事項トシテ取扱フコトト決定シタリ
 茲ニ於テ國際労働事務局ハ總會議事規則(第六條)ノ定ムル處ニ依リ曩ニ總會ニ於テ決定セラレタル各國ニ諮問スヘキ諸點ヲ基礎トシテ質問書ヲ作成シ、審議ト回答トヲ求ムル爲昨年七月各國政府宛之ヲ送達シタリ、而シテ右質問書ノ内容及之ニ對スル回答ハ纏メテ、今回ノ第二十回労働總會ニ備フル爲國際労働事務局ニ依リ作成セラレタル最終報告書(所謂青色報告書)ニ掲載セラレ居レリ

第二款 質問書及回答

第一、質問書

第一款ニ於テ説明セル如ク、質問書ハ今回ノ總會ニ備フル爲既ニ昨年ノ労働總會ノ直後、國際労働事務局ニ於テ作成ノ上各國政府ヘ宛テ送達セラレタリ、質問書ノ内容左ノ如シ

質 問 書

甲——労働者ヲ募集スル或ル特殊制度ノ規律

第一、國際規律ノ形式

一、國際労働總會ハ労働者ヲ募集スル或ル特殊制度ノ規律ヲ定ムル條約案ヲ採擇スヘキコト望マシト考ヘラルルヤ

第二、國際規律ノ適用範圍

募集ノ定義

二、規律セララルヘキ募集制度ハ左ノ形式ニ依リ充分ニ定義セラルト考ヘラルルヤ

「労働ノ場所又ハ公ノ移民事務所若クハ職業紹介所又ハ公ノ監督ノ下ニ在ル團體ノ事務所ニ於テ自發的ニ労働ヲ申込ムニ非サル者ノ労働ヲ獲得シ又ハ供給スル目的ヲ以テ行ハルル一切ノ行爲」

定義ニ對スル例外

三、(i)上記ノ定義カ左記ヲ包含スルモノト看做サレサルヘキコトヲ規定スルコトハ權限アル機關ニ委セララルヘシト考ヘラルルヤ

(イ) 限定數ヲ超ユル労働者ヲ使用セサル使用者ニ依リ行ハルル募集行爲

(ロ) 労働ノ場所ヨリ特定範圍内ニ於ケル使用者ニ依リ行ハルル募集行爲

(ii) (i)ニ對スル回定カ肯定的ナルトキハ明確ナル限度ハ左記ニ依ルヘキヤ

(イ) 國內ノ法令及規則ニ委スルコト又ハ

(ロ) 條約案ニ規定スルコト

(iii) (ii)ニ指示セララルル方針カ採用セララルナラハ數及範圍ニ付如何ナル限度ヲ提案セララルルヤ

四、募集行爲カ上記ノ定義ニ包含セララルルモノト看做サレサルコトヲ規定スルコトヲ權限アル機關ニ

委スヘキ他ノ場合存スルヤ

第三、募集ノ一般の規律

五、権限アル機關カ一地域ノ經濟的發達ノ爲採用セラルヘキ方策ヲ調査シ且右方策カ勞働ノ募集ヲ伴フ虞アルトキハ右権限アル機關ハ左記ノ爲必要ニシテ實行シ得ルカ如キ措置ヲ執ルヘシト考ヘラルヤ

(イ) 必要ナル勞働ヲ獲得スル爲使用者ニ依リ又ハ使用者ノ爲ニ關係住民ニ不當ナル高壓手段カ加ヘラルル危險ヲ避クル爲

(ロ) 右ノ住民ノ政治的及社會的組織竝ニ彼等ノ調整力カ勞働ノ需要ニ依リ危殆ナラシメラレサルヘキコトヲ確保スル爲

(ハ) 右ノ經濟的發達ノ他ノ結果ニ備フル爲

六、権限アル機關ハ一定地域ニ於ケル勞働募集ニ許可ヲ與フルニ先チ成年男子ノ退去カ住民ノ社會生活ニ及ホスコトアルヘキ影響ヲ考慮スルコトヲ要求セラルヘク且就中左記ヲ考慮スヘシト考ヘラルヤ

(イ) 住民ノ密度及其ノ増減ノ傾向並ニ成年男子ノ退去カ出生率ニ及ホスヘキ影響

(ハ) 右ノ退去ヨリ起ル家族及風紀ニ對スル危險

(ニ) 關係部落ノ社會組織ニ及ホス影響

七、権限アル機關ハ一定地域ニ於ケル勞働募集ニ許可ヲ與フルニ先チ其ノ他ノ要素ヲ考慮スヘキヤ

八、権限アル機關ハ必要アルトキハ殘留成年男子ノ數カ婦人及兒童ニ對スル成年男子ノ普通ノ割合トシテノ所定ノ比率ヲ下ラサル様一定ノ社會的單位ニ於テ募集シ得ル成年男子ノ最大限度數ヲ定ムヘキコトヲ規定スルコト望マシト考ヘラルルヤ

九、事情ニ依リ當該方策ノ採用ヲ實行シ得且之カ望マシキトキハ権限アル機關ハ特ニ自己ノ家庭ヲ遠ク離レ且特定期間ヲ超ユル期間ニ互リ農業又ハ類似ノ勞務ノ爲募集セラルル勞働者ニ付テハ勞働者ニ其ノ家族ヲ同伴スルコトヲ獎勵スヘキコトヲ規定スルコト望マシト考ヘラルルヤ

十、被募集勞働者ノ家族カ勞働者ニ隨ヒテ勞務ノ場所ニ來レルトキハ勞働者ヲ其ノ妻及年少兒童ヨリ別居セシムルコトハ禁止セラルヘシト考ヘラルルヤ

十一、一切ノ適當ナル場合ニ於テ被募集勞働者ハ適當ナル種族の條件ノ下ニ勞務ノ場所ニ於テ集團セシメラルヘシト考ヘラルルヤ

第四、募集機關

官公吏ニ依ル募集

十二、勞働者カ公益事業ノ遂行ニ使用セラルル場合ヲ除キ官公吏ハ直接タルト間接タルト問ハス私

的企業ノ爲募集スルコトヲ禁止セラルヘシト考ヘラルルヤ
會長ニ依ル募集

七六

十三、會長又ハ其ノ他ノ土人機關ハ左記ヲ禁止セラルヘシト考ヘラルルヤ

(イ) 募集機關トシテ行動スルコト

(ロ) 被募集者ニ高壓手段ヲ加フルコト

(ハ) 募集援助ノ爲特別ノ報酬ヲ受クルコト

職業的募集

十四、權限アル機關ニ依リ發給セラルル許可證ノ下ニ且募集者カ行政機關ノ爲又ハ一若クハ二以上ノ
特定ノ使用者ノ爲又ハ使用者團體ノ爲ニ行動スル場合ヲ除キ職業的募集ハ禁止セラルヘシト考ヘラ
ルルヤ

使用者ニ依ル募集

十五、第十七問ニ掲ケラルル特別ノ場合ヲ除キ使用者若クハ其ノ代理人ニ依ル又ハ使用者團體若クハ
使用者ニ依リ補助セラルル團體ニ依ル又ハ斯ル團體ノ代理人ニ依ル募集ハ權限アル機關ニ依リ發給
セラルル許可證ノ下ニノミ許サルヘシト考ヘラルルヤ

募集者ノ補佐人

十六、(i) 現實ノ募集行爲ニ於テ援助スル爲從屬的資格ニ於テ被許可募集者ニ依リ使用セラルル者ハ官
公吏ノ承認ヲ得且被許可者ヨリ證明書ヲ交付セラルルコトヲ要求セラルヘシト考ヘラルルヤ

(ii) 斯ル募集者ノ補佐人ハ特殊ノ徽章又ハ制服ヲ着用スルコトヲ要求セラルヘシトノ意見ヲモ有セ
ラルルヤ

勞働者ニ依ル募集

十七、(i) 勞働者タル募集者ニ依ル募集ハ左ノ條件ニ從ヒテノミ許サルヘシト考ヘラルルヤ

(イ) 勞働者タル募集者ハ他ノ勞働者ヲ募集スルコトヲ委囑セラレタル其ノ企業ニ依リ使用セラルル
筋肉勞働者ナルコト

(ロ) 勞働者タル募集者ハ使用者ニ依リ發給セラレ且官公吏ニ依リ奧書セラレタル證明書ヲ所持スル
コト

(ハ) 勞働者タル募集者カ受クル報酬ハ勞働條件ニ關シ他ノ勞働者ヲ欺クニ至ラシムルカ如キ性質又
ハ額ナラサルコト

(ニ) 勞働者タル募集者ハ其ノ家庭ノ附近ニ於テノミ募集スルコトヲ許サルルコト

(ホ) 勞働者タル募集者ノ行爲ハ權限アル機關ニ依リ規定セラルル方法ヲ以テ監督セラルルコト

(ii) 筋肉勞働者ニ依ル勞働者ノ募集ニ他ノ條件ヲ付スヘシト考ヘラルルヤ

七七

第五 募集許可證

許可條件

十八、(i) 法令又ハ規則ニ依リ規定セラルヘキ募集許可證ノ發給條件ハ左ノ要件ヲ包含スヘシト考ヘラルルヤ

(イ) 被許可者ハ個人ナルトキハ適當ナル者ナルコト

(ロ) 各被許可者ハ被許可者トシテノ適當ナル行爲ノ爲金錢上又ハ其ノ他ノ擔保ヲ權限アル機關ニ供託スヘキコト

本項ニ對スル回答ニ於テハ各募集方法ニ關シ此ノ條件ヲ課スルノ可否ニ付各別ニ意見ヲ述ヘラレタシ

(ハ) 各被許可者ハ權限アル機關カ規定スヘキ形式ニ於テ一切ノ募集行爲ヲ記録シ且右ノ記録ハ各募集行爲ノ適法性ヲ確認シ且被募集勞働者ノ身元ヲ證明シ得ルカ如キモノタルヘキコト

(ニ) 被許可者ハ他ノ被許可者ノ代理人ナルトキハ被募集勞働者ノ人數ニ依ル率ヲ以テ計算セラルル報酬ヨリハ固定給ヲ受クヘキコト

(ホ) 募集ノ時ヨリ被募集勞働者ノ健康及福祉ヲ保障スル爲ニ適當ナル措置カ講セラレタルコト

(ii) 募集許可證ノ發給ニ他ノ條件ヲ附スヘシトノ意見ヲ有セラルルヤ

許可證ノ有効性

十九、許可證ハ法令又ハ規則ニ依リ規定セラルヘキ一定期間ニ付テノミ下附セラルヘシト考ヘラルルヤ

許可證ノ更新及取消

二十、許可證ノ更新ニ付テハ所持人カ許可證ノ最初ニ下附セラレタル條件ヲ遵守シタル方法ヲ條件トスヘキコト、許可證ハ被許可者カ募集行爲ヲ爲スニ不適當ナル犯罪又ハ非行ノ責アリト認めラレタル場合ニ取消サルヘキコト並ニ權限アル機關ハ被許可者ノ行爲ニ關スル調査ノ結果迄許可ヲ停止スル權限ヲ有スヘキコトト考ヘラルルヤ

第六 被募集勞働者ノ保護

行政上ノ監督

二十一、(i) 被募集勞働者ハ法令及規則ノ遵守確認ノ爲官公吏ノ面前ニ出頭スルコトヲ要求セラルヘシト考ヘラルルヤ

(ii) 尙被募集勞働者ハ募集地ニ能フ限り近キ官公吏ノ面前ニ出頭スルコトヲ要求セラルヘシトノ意見ヲ有セラルルヤ

本件ニ對シテハ各募集制度ニ付各別ニ回答セラレタシ

募集心得書

二十二、(i) 募集地ニ於テ又ハ其ノ附近ニ於テ使用セラレサル被募集労働者ハ書類(例ヘハ募集心得書、労働手帳、假契約書)ヲ交附セラルヘク且右書類ハ左記ヲ包含スヘシト考ヘラルルヤ

(イ) 労働者ノ身元詳細

(ロ) 當該労働條件ノ適當ナル詳細

(ハ) 労働者ニ支拂ハルル賃銀前拂ノ詳細

(ii) 右ノ書類ハ其ノ他ノ心得書ヲ包含スヘキコトヲ規定セラルヘシトノ意見ヲ有セラルルヤ
體格検査

二十三、左記ノ通り考ヘラルルヤ

(イ) 各被募集労働者ハ募集地ニ能フ限り近キ場所ニ於テ體格検査ヲ受クヘキコト

(ロ) 労働者ノ場所又ハ便宜上其ノ附近ニ到着シタルトキ第二次體格検査ヲ行フベク且労働ニ對スル労働者ノ身體上ノ適性ニ關スル最終決定ハ右ノ體格検査ニ依ルヘキコト

(ハ) 被募集労働者ノ馴化及順應ノ爲措置ヲ講スヘキコト

前拂

二十四、労働者ニ支拂ハルヘキ賃銀ノ額ハ法令及規則ニ依リ制限セラレ、規律セラルヘク且能フ限り

賃銀ノ前拂ハ法令及規則ノ遵守確認ノ爲被募集者カ出頭セシメラルル官公吏ノ面前ニ於テ行ハルヘシト考ヘラルルヤ

旅費

二十五、左ノ通り考ヘラルルヤ

(イ) 労働者ノ場所迄ノ被募集者ノ旅費及旅行中労働者ノ保護ノ爲ニ要スル一切ノ費用ハ募集者又ハ使用者カ之ヲ負擔スヘキコト

(ロ) 體格検査ニ依リ労働ニ適セサルコトノ判明セル被募集労働者ノ歸還費ハ募集者又ハ使用者カ之ヲ負擔スヘキコト

(ハ) (ロ)ニ掲ケタル以外ノ場合ニ於テ被募集労働者ノ歸還費ハ使用者又ハ募集者カ之ヲ負擔スヘキコト

生活

二十六、労働者ノ場所迄旅行スル被募集労働者ハ當該旅行中其ノ生活ニ必要ナル一切ノモノヲ供給セラルヘシト考ヘラルルヤ

輸送

二十七、(i) 被募集労働者ハ能フ限り労働者ノ場所迄輸送セラルヘキコトカ規定セラルヘシト考ヘラル

(ii) 尙輸送條件ハ適當ナル衛生施設ヲ爲スコト、餘リ多數ヲ詰込マサルコト、旅行カ長キトキハ若干ノ個所ニ醫療所ヲ設クルコト及必要アルトキハ夜間ニ對スル適當ナル宿泊設備ヲ爲スコトヲ確保スルカ如キモノタルヘシト考ヘラルルヤ

徒歩旅行

二十八、(i) 被募集勞働者カ勞務ノ場所迄長キ徒歩旅行ヲ爲スコトヲ要スルトキハ左ノ措置ヲ講スヘシト考ヘラルルヤ

(イ) 勞働者ノ通過スル主要道路ノ適當ナル個所ニ休憩天幕又ハ休憩家屋ヲ設ケ且右天幕又ハ家屋カ適當ナル衛生状態ニ在リ及醫療ノ爲ノ必要ナル便宜ヲ有スルコトヲ確保スルコト

(ロ) 一日ノ旅程ノ長サハ勞働者ノ健康及體力ノ維持ト兩立スルコトヲ確保スルコト

(ii) 勞務ノ場所迄徒歩旅行スル被募集勞働者ノ保護ノ爲他ノ規定ヲ設クヘキヤ
護送者

二十九、被募集勞働者カ徒歩タルト輸送セラルルトヲ問ハス勞務ノ場所迄長キ集團旅行ヲ爲スコトヲ要スルトキハ原則トシテ責任アル者ニ依リ護送セラルヘシト考ヘラルルヤ

被募集勞働者ノ家族

三十、二十一乃至二十九間ニ概述セル被募集勞働者ノ保護規定ハ被募集勞働者カ勞務ノ場所ニ家族ヲ

同伴スルコトヲ許容セラルトキ右ノ家族ニモ適用セラルヘシトノ意見ヲ有セラルルヤ

勞働者ニ依ル募集ノ特別ノ場合

三十一、二十一乃至三十間ニ概述セル被募集勞働者ノ保護規定ハ一企業ニ使用セラルル筋肉勞働者ニ

依ル其ノ企業ノ爲メノ勞働者ノ募集ナル特別ノ場合ニ於テモ適用スヘシト考ヘラルルヤ

第七 移民勞働者ニ關スル附加的規定

行政機關ノ間ノ協定

三十二、(i) 一領域ニ於ケル勞働者ヲ異レル行政機關ノ下ニ在ル領域ニ於ケル勞務ノ爲メ募集スルコ

トハ關係領域ノ權限アル機關ノ協定ヲ以テ規定セラルル條件ノ下ニミ許サルヘシト考ヘラルルヤ

(ii) 然リトセハ右ノ協定ハ左記ヲ包含スヘシトノ意見ヲ有セラルルヤ

(イ) 募集ノ領域又ハ目的ノ領域ノ法令又ハ規則中ニ必要ナル規定カ包含セラレサル限り場合ニ應シ募集カ許サルヘキ程度及右カ全部若ハ一部停止セラルル事情並ニ募集カ許サルヘキ條件ニ關スル規定

(ロ) 協定並ニ募集及勞務ノ條件ノ實行ヲ監督スルニ當リ權限アル關係機關ノ間ノ協力ノ程度及方法ニ關スル規定

(ii) 右ノ協定中ニ掲クヘキ他ノ事項存スルヤ
募集機關

三十三、一領域ニ於ケル労働者ヲ異レル行政機關ノ下ニ在ル領域ニ於ケル勞務ノ爲募集スルコトハ双方ノ行政機關ニ依リ承認セラレタル規則ヲ有スル團體又ハ斯ル團體ナキトキハ募集領域ニ於テ許可セラレタル募集機關ニノミ許サルヘシトノ意見ヲ有セラルルヤ

行政上ノ監督
三十四、出發地ニ於ケル官公吏ハ被募集労働者ノ出發ヲ許可スルニ先チ募集領域ノ法令若クハ規則又ハ募集ノ許サル協定ニ定メラルル條件カ遵守セラルルコトヲ確ムヘシト考ヘラルルヤ
體格検査

三十五、左記ニ付規定カ設ケラルヘシト考ヘラルルヤ

(イ) 募集領域ヨリノ出發前ニ於ケル被募集労働者ノ體格検査

(ロ) 募集領域ヨリノ被募集労働者ノ出發直前ニ右労働者カ身體上適シ且所定ノ種痘ヲ受ケタルコトヲ確保スル爲措置ヲ講スルコト

(ハ) 旅行カ權限アル機關ニ依リ定メラルヘキ期間ノ海洋又ハ内地水路ニ依ル航行ヲ含ムトキハ勞務ノ場所ニ到着シタルトキニ於ケル被募集労働者ノ體格検査

被募集移民労働者ノ旅行

三十六、(i) 被募集労働者ノ旅行カ權限アル關係機關ニ依リ定メラルヘキ期間ノ海洋又ハ内地水路ニ依ル航行ヲ含ムトキハ法令若クハ規則又ハ協定ハ左記ヲ規定スヘシト考ヘラルルヤ

(イ) 何レノ行政機關カ航行中ノ労働者ノ保護ニ付責任ヲ有スルヤ

(ロ) 使用船舶カ右ノ輸送ニ適應セルコトヲ確保スル爲執ルヘキ措置

(ハ) 労働者カ責任アル者ニ依リ護送セラルルコト

(ニ) 航行中ノ労働者ノ醫療及福祉ノ爲一切ノ必要ナル施設ヲ爲スコト

(ii) 海洋又ハ内地水路ニ依リ旅行スル被募集移民労働者ノ保護ノ爲他ノ規定カ設ケラルヘシトノ意見ヲ有セラルルヤ

三十七、關係アル行政機關ノ間ニ協定存セサルトキハ募集ヲ行フ國又ハ募集ノ行ハルル國ニ依リ保護ニ關スル一方的措置カ執ラルヘシト考ヘラルルヤ

被募集移民労働者ノ家族

三十八、三十二問乃至三十七問ニ概述セル被募集移民労働者ノ保護ニ關スル規定ハ右移民労働者カ勞務ノ場所ニ家族ヲ同伴スルコトヲ許容セラレタルトキハ右家族ニ適用セラルヘシトノ意見ヲ有セラルルヤ

第八 平和條約第四二一條ノ適用

八六

三十九、(i) 本國際規律案ハ國際勞働機關ノ憲章第三十五條(平和條約第四二一條)ニ掲ケラルル領域ニ於テ能フ限リ廣キ適用ヲ確保スル爲ノ特殊規定ヲ包含スヘシト考ヘラルルヤ
(ii) 然リトセハ右ノ規定ハ強制勞働條約第二十六條ト同一ノ形式ヲ以テ起草セラルルヲ可トスト考ヘラルルヤ

乙——募集ノ漸次的排除

四十、國際勞働總會ハ左記ニ依ル募集ノ漸次的排除ニ關スル勸告ヲ採擇スヘキコト望マシト考ヘラルルヤ

(イ) 勞働條件ヲ改善スルコト

(ロ) 通信方法ヲ改善スルコト

(ハ) 勞働ノ要求セラルル地域ヘノ勞働ノ任意的移動ヲ容易化シ且必要ナルトキハ之ヲ統制スル爲メ

公ノ監督ノ下ニ公ノ機關之ヲ例ヘハ公ノ職業紹介所若クハ其ノ他ノ公ノ機關、勞働者ノ協同組合、共濟組合若クハ其ノ他ノ組合又ハ使用者團體ヲ創設スルコト

丙——被募集勞働者及其ノ家族ニ與ヘラルヘキ便宜

四十一、國際勞働總會ハ被募集勞働者及其ノ家族ニ各種ノ便宜ヲ與フルコトニ關スル勸告ヲ採擇スヘ

クスル便宜ハ左ノ形式ヲ採ルヘキコト望マシト考ヘラルルヤ

(イ) 政府ノ方策カ勞働地域ニ於ケル勞働階級ヲ定住セシムルコトニ在ル場合ニ定住ノ爲土地(能フ

ヘクシハ官有地)ヲ提供スルコト

(ロ) 被募集勞働者カ不動産ヲ取得スル權利

(ハ) 家族ヲ同伴スル勞働者カ勞務期間ノミ勞務地域ニ留マラントスル場合ニモ食糧品ノ栽培ノ爲土地ヲ提供スルコト

(ニ) 勞働者カ家族ヲ同伴スル場合ニ就學ノ便宜ヲ與フルコト

第二、回 答

質問書ニ對シテハ三十締盟國政府ヨリ國際勞働事務局宛回答アリタルカ其ノ中南阿聯邦、英吉利、和蘭、佛蘭西、印度、支那等直接本問題ト關係アル諸國ハ比較的詳細ナル回答ヲ寄セタルニ反シ、日本其ノ他ハ多クハ簡單ナル回答ヲ爲シタリ

而シテ國際勞働事務局ニ於テハ各國政府ノ右回答ニ基キテ勞働總會議事規則(第六條)ノ規定ニ依ル最終報告書ヲ作成シタルカ、右報告書ハ序言、第一章質問書ニ對スル各國政府ノ回答、第二章各國政府回答ヨリ觀タル質問事項ノ概觀、第三章條約案及勸告ノ草案ニ對スル註釋、ヲ内容トシ末尾ニ勞働募集ノ或ル特殊制度ニ關スル條約草案及勸告案ヲ添付シタリ、右報告書ハ其ノ内容目次ニテモ明カ

ナル如ク今回ノ勞働總會ニ於ケル本問題ニ對スル各國政府ノ態度ヲ豫告シ且條約草案及勸告案（草案作成ニ當リ國際勞働事務局ハ各國ヨリ回答アリタル意見ヲ參酌シタリ）ノ立法趣旨ヲ物語ルモノナルモ、今ハ煩ヲ避ケテ右報告書第二章ニ據リ各國、特ニ本問題ト直接ノ關係多シト見ラルル南阿聯邦、英吉利、和蘭、佛蘭西、印度其他ノ諸國ノ回答ノ要旨ヲ極メテ簡單ニ左ニ摘記スヘシ

甲——勞働者ヲ募集スル或ル特殊制度ノ規律

第一 國際規律ノ形式（質問第一）

一、本問ニ對シテハ白耳義、支那、英吉利、伊太利、和蘭、西班牙、南阿聯邦等ハ無條件ニテ贊成シ、佛蘭西ハ條約案ノ採擇ニ關シテハ明確ニ且無條件ニ贊意ヲ表シタルモ條約ノ目的ノ言ヒ現ハシ方ヲ最初ノ「植民地内及之ト類似ノ勞働狀態ヲ有スル他ノ領域内ニ於ケル勞働ノ募集」ナル名稱ニ復スルノ外條約案ニハ一般ノ規定ノミヲ設クルニ止メ大部分ハ之ヲ各國ノ國內法令及地方的規則ニ委ヌルヲ可トシ、「ブラジル」、北米合衆國其他ハ國際的規律採擇ノ方針ニ贊成セルモ本條約案カ事實上自國ニ適用ナキノ故ヲ以テ詳細ナル回答ヲ控ヘ、濠太利、丁抹等ノ諸國ハ本問ニ直接關係ナキノ故ヲ以テ回答ヲ控ヘ、印度ハ條約案ハ國外ニ於ケル就勞ノ爲ノ勞働者募集ノミヲ規律スヘシトノ條件ヲ付シテ贊成セリ

第二 國際規律ノ適用範圍（質問第二、第三及第四）

募集ノ定義（質問第二）

二、本問ニハ白耳義、支那、佛蘭西、和蘭、西班牙、南阿聯邦、「ブルガリア」、「チリー」、「ユーゴ—スラヴィア」等ノ諸國ハ無條件ニテ贊成セリ

定義ニ對スル例外（質問第三及第四）

三、本問ニ付キテハ詳細ナル回答ヲナセル總ヘテノ政府ハ各種ノ意見ヲ付シテ贊成セリ、白耳義、印度、南阿聯邦等ハ例外ニ付キテノ限度ハ國內ノ法令及規則ニ委ヌヘシトシ、佛蘭西ハ例外ハ條約案ニ規定スルカ又ハ所管官廳ノ裁量ニ委ヌヘキモノナルモ何レニシテモ明確ナル限度ハ國內ノ法令又ハ規則ニ委ヌヘシトセリ、支那ハ明確ナル限度ハ條約案ニ規定スヘシトノ意見ニシテ英吉利及西班牙モ亦同様ナルモ英吉利ハ二十人以下ノ勞働者（個人又ハ家庭ノ召使ヲ除ク）ヲ雇傭スル使用者ノ募集行為ヲ免除スル規定ヲ設クヘク、又就勞地ヨリ三十哩ノ範圍内ニ於テ使用者又ハ其ノ代理人ニ依リテ行ハルル募集行為ヲ免除スル權限ヲ所管官廳ニ與フヘシトナシ、西班牙ハ勞働者ノ限定數ヲ五十人ニ、就勞地ヨリノ特定範圍ヲ八十「キロメートル」ト定ムヘシトシ、和蘭ハ提案セラレタル例外ハ蘭領印度ニ於ケル地方的事情ニ適セストノ意見ナリキ

四、本問ニ對シテハ白耳義、支那等ハ否定的回答ヲナセルモ、之ニ反シ西班牙ハ必要アラハ一般的ノ免除規定ヲ條約案中ニ挿入スヘシトナシ、英吉利ハ個人若クハ家庭ノ召使又ハ非筋肉勞働者ニ對ス

ル雇傭行為及純然タル臨時的性質ノ事業ニ對スル勞働者雇傭行為ハ募集ノ規定ヨリ除外スルヲ必要トナシ、南阿聯邦ハ政府ノ事業ノタメ行フ募集行為ハ除外スヘシト提案セリ

第三 募集ノ一般の規律（質問第五乃至第十一）

經濟的發達ト募集（質問第五）

五、本問ニ付キテハ印度カ募集ノ一般の規律ノ全體即チ質問第五乃至第十一ニ掲クル諸點ハ印度ニ於テハ概ネ適用不可能ナリトナセルノ外、總ヘテノ回答ハ賛成意見ナリキ

募集カ社會生活ニ及ホス影響（質問第六及第七）

六、本問ニ關スル諸回答ハ肯定的ナリキ

七、本問ニ對シテハ英吉利、和蘭、西班牙、南阿聯邦等ヨリ種々ノ示唆的意見ヲ寄セタルカ、例ヘハ英吉利ハ被募集勞働者カ就勞地域ノ住民ノ福祉ニ對シテ及ホス影響ニ考慮ヲ拂フヘシト指摘シ一例トシテ眠リ病ノ蔓延ヲ防止スルタメノ募集ノ禁止又ハ制限ヲ擧ケタリ

募集ノ比率的制限（質問第八）

八、本問ニ付キテハ白耳義、「ブルガリア」「チリ」、支那、和蘭、西班牙、「ユーゴスラヴィア」等ハ賛成シ、佛蘭西及伊太利モ亦此ノ原則ヲ實際的ニ適用スル場合ノ詳細ハ所管官廳ニ委スヘシトノ條件ヲ付シテ賛成セリ、英吉利ハ本規定ハ勸告中ニ入ルルヲ適當トスト述ヘ、南阿聯邦ハ提案セラ

レタルカ如キ規定ヲ設クルノ必要ハ同聯邦ニ於テハ未タ存在セストテ反對セリ

九、本問ニ對スル諸回答ハ賛成ナルモ、佛蘭西ハ本規定適用ノ決定ハ所管官廳ニ委スヘク、「家族」ナル言葉ノ定義モ亦所管官廳ニ委スヘシトノ條件ヲ提案シ、英吉利ハ本規定ヲ設ケムトスルノ心持ニハ共鳴スルモ之ヲ一般のニ適用セムトスルハ不可能トシ本規定モ亦勸告中ニ入ルルヲ一層適當ナリトセリ、南阿聯邦ハ家族移民ハ部落離散ノ傾向ヲ生シ一時的家族移民ハ土民ノ習慣ニ副ハサルヲ以テ反對セリ

家族ノ別居（質問第一〇）

一〇、南阿聯邦ヲ除キ本問ニ關シテスヘテノ回答ハ賛成セルモ、英吉利ハ本規定ハ家族ヲ同伴セル勞働者ニ對シテ與ヘラルル許可ヲ條件トストナセリ

種族的集團（質問第十一）

十一、本問ニ對スル回答ハ全部賛成ナリキ、但シ數ヶ國ハ本原則ハ實行シ得ル場合ニ於テ適用スヘキモノナリトノ條件ヲ付シ、佛蘭西ハ適用ノ決定ト適用ノ方法トハ所管官廳ニ委スヘシトノ意見ナリキ

第四 募集機關（質問第十二乃至第十三）

官吏ニ依ル募集（質問第十二）

十二、本問ニ對シ總ヘテノ回答ハ賛成ナリキ、伊太利、「チリ」ノ二國ハ本件ノ禁止ハ勞働紹介事

務ニ對シ何等影響ヲ與フルコトナカルヘキヲ言明シ、伊太利ハ亦屬領ノ士民ニ對スル勞働習慣馴致ノタメノ官公吏ノ義務ニモ何等影響ヲ與フルコトナシトナセリ

會長ニ依ル募集(質問第十三)

十三、本問ニ付キテハ大部分ノ國ハ賛成セルモ、印度政府ハ印度ニ本規定ヲ適用シ得スト回答セリ

職業的募集(質問第十四)

十四、印度ハ質問第十四乃至第三十一ニ關シ之等ノ規定ハ印度ニ於テ實際的必要ノ程度ヲ超エ居リ之ヲ印度内ニ適用スルハ募集ノ方法ニ不都合ナル干涉ヲ招來スルナラムトノ意見ナルモ、他ノスヘテノ回答ハ本問ニ對シ賛成ナリキ

使用者ニ依ル募集(質問第十五)

十五、本問ニ關シテハ各國共賛成セリ

募集者ノ補佐人(質問第十六)

十六、(i) ニ對シテハ西班牙カカカル方策ヲ必要トスルヤ否ヤノ決定ハ寧ロ所管官廳ニ委スヘシトナセルヲ例外トシ各國ハ賛成セリ

(ii) ニハ多數ノ國ハ賛成セルモ、白耳義、佛蘭西、和蘭、西班牙、南阿聯邦ハ決定的ニ反對ナリキ、之等政府ハ徽章又ハ制服ヲ着用スルハ其筋(官廳)ニ紛ラハシク弊害ヲ生シ易シトノ意見ナリ、英

國ハ或ル領域ニ於テハ制服又ハ徽章ノ着用ハ慣習トナリ居ルノミナラス、法令ヲ以テ規定セラル居ル場合スラアリテ事實ハ弊害ノ生スル虞ナキモ、一方他ノ領域ニ於テハ着用者カ他人ヘ危險ナル權威ヲ振フコトアリ、サレハ之等ノ着用ヲ命スル規定又ハ着用ノ慣習ヲ禁スル規定ノ何レヲモ採擇スルヲ得ストシ、カカル慣習アルトコロニ於テハ着用ハ所管官廳ノ認可ニ從フヘキ旨ヲ規定スル條文ヲ承認ストナセリ

勞働者ニ依ル募集(質問第十七)

十七、本問ニ對スル回答ハ南阿聯邦ノミカ唯一ノ全般的反對ヲナセリ

(イ) 號ニ關シ英吉利ハ使用者カ職工長又ハ小頭等ノ地位ニ在ル士民勞働者ヲ利用スヘカラストナスハ何等ノ理由ナシト認メラルヲ以テ「筋肉」ナル文字ヲ削除スヘシト提案セリ

(ロ) 號ニ對シ和蘭ハ證明書ニハ官公吏ノ奥書ノ必要ナシトナセリ

(ニ) 號ニ關シ英吉利、西班牙ヨリ募集ノ許可區域ヲ擴大スヘシトノ提案アリ、即チ前者ハ勞働者タル募集者ハ其ノ同一種族ノ居住セル地域内ニ於テハ募集ヲ許スコトトスヘシトナシ、後者ハ人口ノ密度ニ反比例シテ許可區域ヲ擴大スヘク且募集ハ募集者ト同一民族ノ間ニ於テノミ許サルヘシトナセリ

第五 募集許可證(質問第十八乃至第二十)

許可條件(質問第十八)

十八、(i) 許可制度ノ採用ニハ全部賛成セリ

(ロ) 號ニ付キ南阿聯邦ハ募集者ノ代理人ニハ罰金又ハ科料ノ納付ニ充當スルタメニ、又使用者タル募集者ニハ罰金又ハ科料ノ納付並ニ賃銀ノ支拂ニ充當スルタメニ擔保ヲ供託セシムルヲ望マシトセリ
(ニ) 號ニ關シテハ大部分ハ賛成セルモ、英吉利ハ代理人ニ依リテナサル勤務ノ量カ必然的ニ各種各様ナルヲ以テ總ヘテノ場合ニ固定給制度ヲ實行シ得サルヘク從ツテ勤務ノ量ニ據リテ報酬ヲ決定シ得ル餘地ヲ存シ置クコト必要ナリトセリ

(iii) 西班牙ハ許可證ノ所持者ニハ其ノ代理人ノ義務不履行ニ對シテ責任ヲ負ハシムヘシトノ意見ナリキ

許可證ノ有效性(質問第十九)

十九、本問ニハ一般ニ賛成セリ、英吉利ハ最長有効期間ヲ一ケ年トスヘシトノ意見ナルモ、他ノ回答ハ右ニ關シ一定ノ期間ヲ提案シ居ラス

許可證ノ更新及取消(質問第二十)

二十、本問ニ付キテハ全部ノ國ヨリ賛成アリタリ

第六 被募集労働者ノ保護(質問第二十一乃至第二十四)

行政上ノ監督(質問第二十一)

二十一、(i) 本問ニ關シテハ一般ニ賛成セリ

(ii) 本問ニ付キテハ意見マチマチナルカ、例ヘハ英吉利ハ本規定ノ適用ハ場合ニ依リテハ被募集労働者ニ不必要ナル迷惑ヲ蒙ラシムヘシトノ意見ニシテ、南阿聯邦ハ本規定ニ「實行可能ナル場合」トノ條件ヲ付シタリ

募集心得書(質問第二十二)

二十二、本問ニハ多數ノ國ハ賛成セルモ伊太利、和蘭及南阿聯邦ハ反對セリ

體格検査(質問第二十三)

二十三、(イ) 號ニ關シ一般ニ一回體格検査ヲ行フハ必要ナリトノ意見ナリキ、和蘭ハ蘭領印度ニ於テ實施セラレタル検査制度ヲ採ルヲ可トナシ、英吉利ハ募集地ト就勞地トカ近接セル場合ハ體格検査ノ場所ヲ何處ト定ムルヤハ重要ナル問題ニ非ストナセリ

(ロ) 號ニ付キテハ數ヶ國ハ總ヘテノ場合ニ體格検査ヲ二回行フコトヲ要求スヘキニ非ストナシ、和蘭ハ第二次體格検査ヲ必要トスルヤ否ヤノ決定ハ國內法令ニ委スヘシトノ意見ナリキ
(ハ) 號ニ關シテハ數ヶ國ハ本問ハ之ヲ國內法令ニ委スヘシトナセリ

前 拂(質問第二十四)

二十四、本問ニ對シ前段ハ一般ニ賛成セラレタルモ、後段ハ數ヶ國ヨリ採擇不可能ナリトノ回答アリ

旅 費 (質問第二十五)

二十五、(イ)號ニ對シテハ南阿聯邦ヲ除キ全部賛成セリ、同聯邦政府ハ本提案ノ通リトナルナラハ貨銀カソレ丈ケ低下スヘシ云々トテ反對セリ

生 活 (質問第二十六)

二十六、本問ニ對スル諸回答ハ賛成意見ナリキ、但シ英吉利ハ勞働者タル募集者ニ依リ募集セラレタル勞働者ノ場合ヲ除クヘシトナセリ

輸 送 (質問第二十七)

二十七、本問ニハ英吉利ヲ除ク外全部賛成セリ、英吉利ハ勞働者タル募集者ニ依リ募集セラレタル勞働者ノ場合本規定ヲ適用スルノ用意ナシ、何トナレハカカル場合豫メ輸送ノ準備ヲナサシムルコトハ使用者ニトリ必スシモ可能ニ非サルヲ以テナリトナセリ

徒歩旅行 (質問第二十八)

二十八、本問ニ對シテハ各國共賛成セリ

護 送 者 (質問第二十九)

二十九、本問ニハ各國共賛成セルモ、西班牙ハ提案ノ如キ要求ハ勞働者ノ集團カ二十五人以上ヨリ組

織セラレ旅行カ四日ヲ超ユル場合ニ限ラルヘシトナセリ

被募集勞働者ノ家族 (質問第三十)

三十、本問ニ關シテハ一般ニ賛成セルモ、準用規定中ノ或ルモノハ此ノ場合適用不可能ナリトナスモノアリ、即チ英吉利ハ募集心得書ト貨銀前拂ニ關スル規定ハ適用出來ストナシ、佛蘭西ハ總ヘテノ規定ハ家族カ募集セラレタル場合ニノミ適用シ得ヘク若シ然ラスシテ家族カ募集サレタルモノニ非サルトキハ單ニ輸送、旅行中ノ給與及送還ノ費用ヲ募集者又ハ使用者ニ負擔セシムヘキ規定ヲ設クルヲ以テ足ルトナシ、和蘭ハ行政上ノ監督、募集心得書、身體検査及貨銀前拂ノ規定ハ家族カ自ら募集セララルニ非サレハ適用スヘカラストナセリ

勞働者ニ依ル募集ノ特別ノ場合 (質問第三十一)

三十一、本問ニ對スル諸回答ハ肯定的ナリキ、但シ伊太利ハ本規定ハ相當數ノ勞働者カ特定ノ企業ノタメニ募集セララル場合ニノミ適用スヘク、國際規律ハ少數ノ勞働者ノ隨時ノ募集ヲ取扱フノ必要ナシトノ意見ナリキ

第七 移民勞働者ニ關スル附加的規定 (質問第三十二乃至第三十五)

行政機關ノ間ノ協定

三十二、(i)本問ニ付キテハ多クノ回答ハ提案セラレタル規定ニ賛成ナリキ、但シ英吉利ハ行政機關ノ間ノ協定ヲ規律スル規定ハ條約案中ニ挿入スヘカラストナセリ

(ii)本問ニ對シテハ大多數賛成セルモ、印度ハ右協定ノ原則ヲ認ムルモ募集ニ制限ヲ加フルノ權限ハ募集ノ行ハルル國ノ政府ニ留保セラルヘキモノナリトナセリ

募集機關(質問第三十三)

三十三、本問ニ對スル回答ハ大多數肯定的ナリキ

行政上ノ監督(質問第三十四)

三十四、本問ハ總ヘテノ國ヨリ賛成セラレタリ、但シ英吉利ハ「出發地」ナル文字ヲ削除スヘキ必要アリトシ、理由トシテ官公吏ニ依ル契約確認ノ日時ト出發ノ日時トノ間ニ日時ノ距リアル場合アリテ被募集勞働者ヲ再呼出スルコトノ不便ナルコトアリ得ヘシト云フニ在リ

體格検査(質問第三十五)

三十五、(イ)號ニ關スル回答ハ全部賛成ナリキ、但シ英吉利ハ出發前ノ身體検査ハ必スシモ常ニ可能ニ非ストシテ本規定ニ「原則トシテ」ナル文字ヲ付スルコトヲ條件トシテ賛成シタリ
(ロ)號ニ對シ英吉利ハ右ト同様ノ留保ヲ付シ、和蘭ハ「直前ニ」ナル文字ヲ削除スヘシトナセリ
(ハ)號ニ付キテハ和蘭ハカカル検査ノ必要アリヤ否ヤハ所管官廳ノ裁量ニ委ヌヘキモノナリトシ設備良好ナル船舶ニ依ル海上旅行ハ長距離徒歩旅行ヨリモ多クノ危險ナシト附言セリ

被募集移民勞働者ノ旅行(質問第三十六)

三十六、本問ハ概ネ賛成ヲ得タルモ西班牙ハ護送者ハ二十五人以上ノ勞働者カ集團旅行ヲスル場合ニノミ要求セラルヘシトナセリ

協定ノ存セサル場合ノ一方的措置(質問第三十七)

三十七、本問ニ對シテハ或ル條件ヲ付シ大多數賛成ナリキ、英吉利ハ保護ノ措置ハ關係政府ノ權限内ニアル限リ賛成ナリトナシ、印度ハ協定存セサルトキ一方的措置カ執ラルヘシトナスハ好マシカラストノ意見ナリキ

被募集移民勞働者ノ家族(質問第三十八)

三十八、本問ハ一般ニ賛成セラレタルモ佛蘭西ハ本原則ノ適用ハ國內法令ニ委ヌヘシトナシ、英吉利ハ質問第三十二及同第三十五ニ提案セラレタル諸規定ハ適用不可能ナルモ他ノ規定ハ勞働者ニ對シ適用スルコトヲ賛成シタル範圍ニ於テ亦其ノ家族ニモ之ヲ適用セラルヘシトナセリ

第八、平和條約第四百二十一條ノ適用(質問第三十九)

三十九、本問ニ付キテハ白耳義、「チリ」、支那、佛蘭西、西班牙、南阿聯邦、「ユーゴスラヴィア」ハ(i)及(ii)共ニ無條件ニテ賛成シ、「ブルガリア」ハ反對セリ、英吉利ハ(i)ニ答ヘテ曰ハク、國際勞働機關ノ憲章第三十五條(平和條約第四百二十一條)ハ、締盟國ノ批准セル總ヘテノ國際勞働條約ヲ同條(憲章第三十五條)ニ掲クル領域ニ對シテ能フ限リ廣ク適用スルコトヲ保障スルニ十分ナル義

務ヲ既ニ規定シ居レルモノト思惟スルヲ以テ本提案ノ如キ特別規定ヲ本條約案中ニ挿入スルノ必要ヲ認メスト、但シ同政府ハ適當ニ言ヒ表ハサレタル規定ハ本條約案中ニ挿入スルニ反對セストナセリ、更ニ英吉利ハ(ii)ニ答ヘテ曰ク、カカル規定ハ強制勞働條約第二十六條ノ如キ形式タルヘカラスト、同政府ノ見解ニ依レハ植民地ニ條約ヲ適用スルコトハ、其ノ條約中ノ諸規定ニ效力ヲ與フタメ或ル積極的(立法上又ハ行政上)措置ヲトルコトヲ意味スルモノナリ、然ルニ英吉利ノ屬領中ニハ本條約案ノ目的ニ對シテ定義セラルル如キ勞働募集ノ實在セサルココアリテ、カカル地域ニハ本條約案ハ適用不可能ト思惟スルヲ以テ、右ノ場合ハ條約ノ適用ヲ保障スルカニ見ユル如キ形式ヲ採用スルコト(強制勞働條約第二十六條ト同様ナル規定ヲ設クルコト)ヲ欲セスト云フニ在リ

乙——募集ノ漸次的排除(質問第四十)

四〇、本問ニ對シテノ回答ハ著シク意見ノ相違アリ、白耳義、伊太利ヲ始メ相當數ノ國ハ無條件ニテ本提案ニ賛成シ、和蘭、西班牙、南阿聯邦ハ原則ハ之ヲ承認スルモ提案ノ諸項目ニ關シテ意見アリ、佛蘭西ハ本勸告ハ不必要ナリトナシ英吉利ト印度トハ反對セリ、例ヘハ英吉利ハ達セラルヘキ最後ノ目標ハ勞働ノ任意的提供ニ依リテ勞働者ヲ獲得スルコトニ在リトノ意見ニハ賛成ナルモ、募集ヲ猶必要トスルハ企業狀態カ勞働ノ任意的提供ヲ吸引スル程良好ナラサル場合アルカ爲ナルト共ニ他方亦多クノ領域ニ於テ然ルカ如ク企業狀態カ頗ル良好ナルヲ以テ却ツテ多クノ勞働者ヨリ熱心ニ募集ヲ希望

サルル場合アリ、從ツテ後者ノ如キ領域ニ於テハ組織的募集ハ勞働者ニ就勞ノ可能性ヲ與フル唯一ノ實際的方法タリ、ト述ヘ居レリ

丙——被募集勞働者及其ノ家族ニ與ヘラルヘキ便宜(質問第四十一)

四十一、本問ニハ南阿聯邦ノミカ決定的ニ反對セリ、同政府ハ工業地帯ニ於テハ被募集勞働者ノ永住的植民ヲ獎勵セサル政策ヲ採リ居リ、(イ)及(ロ)ノ提案ハ右政策ト矛盾ストナセリ

第三款 事務局原案

國際勞働事務局ハ前款記載ノ各國政府ヨリノ回答ヲ基礎トシテ一條約案及一勸告ノ草案ヲ作成シ最終報告書ノ末尾ニ添付シテ總會ニ提出シタルカ其ノ全文ハ左ノ如シ、而シテ右ハ後記ノ如ク本問題ニ關スル委員會ニ於テ其ノ討議ノ基礎トナリタルモノトス

勞働者募集ノ或ル特殊制度ノ規律ニ關スル條約案草案

第一條

本條約ヲ批准スル國際勞働機關各締盟國ハ其ノ各領土ニ土民勞働者ノ募集カ現存シ又ハ將來ニ於テ存スヘキ場合ニ於テ左ノ規定ニ從ヒ募集ニ付キ規定ヲ設クルコトヲ約ス

第二條

本條約ニ於テ

(イ) 「募集」ハ就勞地、公設ノ移民若ハ職業紹介所、又ハ使用者團體ノ經營ニ屬シ所管官廳ノ監督ヲ受クル紹介所ニ於テ自發的ニ自己ノ勞務ヲ提供スルニ非サル者ノ勞働ヲ得又ハ供給スル目的ヲ以テ行ハルル一切ノ行爲ヲ包含ス

(ロ) 「土民勞働者」ハ屬領ノ土民ニ屬シ又ハ之ニ類スル者及完全ナル自治國ノ從屬土民ニ屬シ又ハ之ニ類スル者ヲ包含ス

第三條

或ル地域ニ對シ勞働者募集ヲ包含シ得ル經濟開發計畫ハ所管官廳ニ於テ必要ニシテ且實際的ナリト考ヘラルル左ノ手段ヲ採リタル後ニ非サレハ之ヲ認可スルコトヲ得ス

(イ) 必要ナル勞働ヲ得ル爲ニ使用者ニ依リ又ハ使用者ノ爲ニ關係住民ニ加ヘラルル不當ナル壓迫ノ危険ヲ避クル手段

(ロ) 關係住民ノ政治的及社會的組織並ニ其ノ新經濟狀態ヘノ適應能力カ勞働ノ需要ニ依リ危険ニ陥ラシメラレサルコトノ保障手段

(ハ) 關係住民ニ對スル此ノ經濟的發展ノ其ノ他ノ一切ノ惡影響ノ豫防手段

第四條

一、或ル地域ニ於ケル勞働募集ヲ許可スルニ當リテハ所管官廳ハ先ツ成年男子ノ不在カ關係住民ノ社

會生活ニ及ホス虞アル結果ヲ考慮シ、特ニ左ノ事項ニ付考慮スヘシ

(イ) 人口密度、其ノ増加又ハ減少ノ傾向、竝ニ成年男子ノ不在ノ出產率ニ及ホスヘキ結果

(ロ) 關係住民ノ健康、福利及發展特ニ食糧供給ニ關シ成年男子ノ不在ノ與フヘキ結果

(ハ) 成年男子ノ不在ニ因リ家族及道德ニ及ホス危険

(ニ) 成年男子ノ不在ニ因ル關係住民ノ社會組織ニ及ホス虞アル結果

二、所管官廳ハ事情ニ依リ必要ニシテ且實際的ナリト認ムルトキハ成年男子ノ不在ニ因ル惡影響ニ對シ關係住民ヲ保護スル爲、特定ノ社會的單位ニ於テ募集セラルヘキ成年男子數ノ最大限度ヲ定メ其ノ地域ニ殘存スル成年男子數ヲシテ成年男子ノ婦人及兒童ニ對スル通常比率ノ一定百分比以下ニ下ラシメサルコトヲ要ス

第五條

一、所管官廳ハ事情ニ依リ實際的ニシテ且望マシト認ムルトキハ被募集勞働者特ニ家庭ヨリ遠距離ニ在リ且一定期間ヲ超ユル期間農業又ハ之ニ類スル職業ニ募集セラレタル勞働者ニ對シ其ノ家族ノ同伴ヲ獎勵スヘシ

二、被募集勞働者ハ彼ト共ニ就勞地ニ赴キ且滞在スルコトヲ許サレタル妻及幼兒ヨリ別居セシメラルルコトヲ得ス

第六條

事情ニ依リ實際的ニシテ且望マシキトキハ被募集勞働者ハ之ヲ適當ナル人種の條件ニ從ヒ就勞地ニ於テ集團セシムヘシ

第七條

官公吏ハ直接タルト間接タルトヲ問ハス私的事業ノ爲ニ募集スルコトヲ得ス但シ被募集勞働者カ官公應ヨリ請負ヒテ行ハルル私的事業ニ依リ施行セラルル公共事業ニ使用セラルルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條

會長其ノ他ノ士民官憲ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

(イ) 募集代理人トシテノ行爲

(ロ) 應募未定者ヘノ壓迫

(ハ) 募集援助ニ對スル特別報酬ノ受領

第九條

何人タルヲ問ハス又ハ如何ナル團體タルヲ問ハス職業的募集ニ從事スルコトヲ得ス但シ其ノ者又ハ團體カ所管官廳ノ許可ヲ受ケ且政府官公署ノ爲或ハ一人若ハ二人以上ノ特定使用者又ハ使用者團體ノ爲ニ行動スルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條

使用者、使用者ノ代理人、使用者團體、使用者ノ補助ヲ受クル團體、並使用者團體及使用者ノ補助ヲ受クル團體ノ代理人ハ所管官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ニ非サレハ募集ニ從事スルコトヲ得ス

第十一條

一、所管官廳ハ左ノ事項ヲ爲シタル後ニ非サレハ募集許可證ヲ下付スルコトヲ得ス

(イ) 許可證申請者個人ナルトキハ其ノ者カ適當且適正ナル者ナリトノ確認

(ロ) 許可證申請者個人又ハ職業的募集團體タルトキハ許可人トシテノ適正ナル行動ニ對スル金錢上又ハ其ノ他ノ保證ヲ供スヘキコトノ命令

(ハ) 募集セラルヘキ勞働者ノ健康及福利ヲ保障スル爲ニ適當ナル規定設ケラレタリトノ確認

二、許可人ハ所管官廳ノ定ムル様式ニ從ヒ記録ヲ保存シ、之ニ依リ各募集行爲ノ正當ナルコトヲ證明シ各被募集勞働者ノ身元ヲ證明スルコトヲ可能ナラシムヘシ

三、許可人ニシテ他ノ許可人ノ代理人タル者ハ能フ限り固定給ヲ受クヘシ、被募集勞働者ノ人頭割報酬ヲ受クル場合ニハ此ノ報酬ハ所管官廳ノ定ムル最大限度ヲ超ユルコトヲ得ス

四、許可證ノ有効期間ハ所管官廳ノ定ムル一定期間ニ之ヲ制限ス

五、許可證ノ更新ハ許可人カ許可證下付ノ條件ヲ遵守セシ場合ニ行ハル

六、所管官廳ハ左ノ權限ヲ有ス

- (イ) 許可人犯罪又ハ不正行爲ヲ犯シ募集行爲ヲ行フニ適セサル場合ニ於ケル許可ノ取消
(ロ) 許可人ノ行動ニ付キテノ調査ノ結果ヲ待ツ間許可ノ停止

第十二條

- 一、何人ト雖モ現實ノ募集行爲ニ當リテ從屬的資格ニ於テ許可人ヲ補佐スルコトヲ得ス但シ其ノ者カ官公吏ノ承認ヲ受ケ且許可人ヨリ許可ヲ與ヘラレタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 二、許可人ハ前項ノ補佐者ノ適正ナル行爲ニ對シ責任ヲ有ス

第十三條

- 一、所管官廳ハ左ニ該當スル勞働者タル募集者ニ對シテハ許可證所持ノ義務ヲ免除スルコトヲ得
(イ) 勞働者トシテ事業ニ使用セラルル者ニシテ其ノ事業ノ爲ニ他ノ勞働者ヲ募集スル者
使用者ヨリ書面ニ依リ正式ニ募集ヲ委託セラレタル者
使用條件ニ關シ應募未定者ヲ欺瞞スル虞アル性質及金額ノ報酬ヲ受クルニ非サル者
- 二、勞働者タル募集者ハ應募者ニ對シ賃銀ノ前渡ヲ爲スコトヲ得ス
- 三、勞働者タル募集者ハ所管官廳ノ規定スル地域内ニ非サレハ募集ヲ爲スコトヲ得ス
- 四、勞働者タル募集者ノ行爲ハ所管官廳ノ定ムル方法ニ依リ監督ヲ受ク

第十四條

- 一、被募集勞働者ハ之ヲ官公吏ノ前ニ出頭セシムルコトヲ要ス、官公吏ハ募集ニ關スル法令力遵守セラレ特ニ勞働者カ不法ナル壓迫ヲ受ケ又ハ虛偽若クハ錯誤ニ依リ募集セラレタルモノニ非サルコトヲ確認スヘシ
- 二、被募集勞働者ハ之ヲ募集地ニ便利且近接ノ官公吏ノ前ニ出頭セシムコトヲ要ス一地域ニ於テ募集セラレ他ノ行政管轄地域ニ使用セラルル場合ニハ遅クトモ募集地域ヨリノ出發地ニ於テ出頭セシムヘシ

第十五條

事情ニ依リ必要且實際的ナリト認ムルトキハ所管官廳ハ募集地又ハ其ノ近接地ニ於テ從事スルニ非サル各被募集勞働者ニ對シ例ヘハ勞働者身分證明書、雇傭條件案内及勞働者ニ對シ與ヘラルヘキ賃銀ノ前拂ノ詳細書ノ如キ所管官廳ノ規定スル詳細書ヲ包含セル心得書、勞働手帳又ハ假契約書ノ如キ書類ノ發行ヲ命スヘシ

第十六條

- 一、被募集勞働者ハ總ヘテ健康診斷ヲ受クルコトヲ要ス
- 二、勞働者募集地ヨリ遠距離ニ在リ又ハ他ノ行政管轄地域内ノ職業ニ募集セラレタルトキハ健康診斷ハ募集地又ハ出發地ニ便利且近接ノ地ニ於テ之ヲ行フヘシ

三、所管官廳ハ第十四條ノ規定ニ從ヒ勞働者ノ出頭アリタル官公吏ニ對シ勞働者左ノ諸條件ヲ備フルトキ其ノ健康診斷ヲ行フ前ニ出發ノ許可ヲ與フル權限ヲ付與スルコトヲ得

(イ) 募集地ノ近接地又ハ出發地ニ於テ健康診斷ヲ行フコト不可能ナリシコト及現在不可能ナルコト

(ロ) 勞働者旅行及豫想セララル職業ニ適スルコト

(ハ) 勞働者就勞地到着ノトキ又ハ其ノ後能フル限リ健康診斷ヲ受クルコト

四、特ニ被募集勞働者ノ旅行其ノ健康ニ害ヲ與フル虞アル程度ノ期間及狀態ノモノナルトキハ所管官廳ハ出發前及就勞地到着後其ノ健康診斷ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

五、所管官廳ハ被募集勞働者ノ風土馴化及適應並ニ免疫ニ對シ必要ナル一切ノ手段ヲ講スヘシ

第十七條

一、募集者又ハ使用者ハ能フル限リ常ニ被募集勞働者ノ爲ニ就勞地ヘノ輸送ヲ爲スヘシ

二、所管官廳ハ左ノ事項ヲ確實ナラシムル爲ニ必要ナル一切ノ手段ヲ講スヘシ

(イ) 勞働者輸送ニ使用セララル船車ハ輸送ニ適當ニ適合シ衛生狀態良好ニシテ乘員過剩トナラサルコト

(ロ) 旅行夜間ニ互ルトキハ勞働者ノ爲ニ適當ナル設備ヲ爲スコト

(ハ) 遠距離旅行ノ場合ニハ勞働者ノ醫療及福利ノ爲ニ必要ナル一切ノ準備ヲ爲スコト

三、被募集勞働者就勞地迄徒歩ニテ長距離旅行ヲ爲スヘキトキハ所管官廳ハ左ノ事項ヲ確實ナラシムルニ必要ナル一切ノ手段ヲ講スヘシ

(イ) 毎日ノ旅行距離ハ勞働者ノ健康及體力保持ヲ害セサル程度ノモノナルコト

(ロ) 主要路線ニ於テ勞働移動量ヨリシテ之ヲ必要トスルトキハ其ノ適當ノ場所ニ適宜ナル衛生條件ヲ備ヘ醫療必要品ヲ有スル休憩假舎又ハ休憩家屋ヲ設備スルコト

四、被募集勞働者集團ヲ爲シテ就勞地ニ長距離旅行ヲ爲スヘキトキハ責任アル者ニ依リ護送セララルヘシ

第十八條

一、被募集勞働者ノ就勞地ヘノ旅費及旅行中其ノ保護ノ爲ノ一切ノ費用ハ募集者又ハ使用者ノ負擔トス但シ本規定カ地方ノ慣習ト異ナル場合ニ於テ使用者賃銀率ヲ定ムルニ當リ勞働者ノ旅行ニ關シ其ノ費用ニ對シ合理的ナル參酌ヲ爲シタリト所管官廳ニ於テ認ムルトキハ之ヲ適用セサルコトヲ得

二、募集者又ハ使用者ハ被募集勞働者ニ對シ就勞地迄ノ旅行中其ノ福利ニ必要ナル一切ノ物ヲ供給スヘシ特ニ其ノ地方ノ事情ノ必要ニ從ヒ食糧、飲料水、燃料及什器、衣服及毛布ヲ適宜且適當ニ供給スヘシ

三、本條ノ規定ハ所管官廳ニ於テ其ノ適用可能ニシテ且實際的ナリト認ムル限度ニ於テノミ勞働者タル募集者ニ依リ募集セラレタル勞働者ニ之ヲ適用ス

第十九條

- 被募集勞働者ニシテ左ノ事項ニ該當スル者ハ募働者又ハ使用者ノ費用ニ於テ送還セシメラルヘシ
- (イ) 就勞地ヘノ旅行中ニ疾病又ハ災害ニ依リ勞務不能トナリタル者
- (ロ) 健康診斷ニ依リ使用ニ適セサルコト判明セル者
- (ハ) 募集セラレタル後其ノ責ニ依ラサル理由ニ依リ從業セサルニ至リタル者
- (ニ) 虚偽又ハ錯誤ニ依リ募集セラレタルモノナルコトヲ所管官廳ニ依リ發見セラレタル者

第二十條

所管官廳ハ貸銀前拂トシテ被募集勞働者ニ支拂ハルル額ヲ制限シ此ノ前拂ヲ行フ條件ヲ規定スヘシ

第二十一條

被募集勞働者ノ家族、勞働者ニ同伴シテ就勞地ヘ赴クコトヲ許サレタルトキハ所管官廳ハ旅行中其ノ健康及福利ノ保護ニ付一切ノ必要ナル手段ヲ講スヘシ、特ニ

(イ) 本條約第十七條及第十八條ノ規定ハ此ノ家族ニ之ヲ適用ス

(ロ) 第十九條ノ規定ニ依リ勞働者送還セシメラルトキハ其ノ家族モ亦送還セシメラルヘシ

第二十二條

一、他ノ行政管轄地域ニ於ケル職業ノ爲ノ勞働者募集ヲ許可スルニ當リテハ募集地域ノ所管官廳ハ

被募集勞働者カ其ノ管轄區域外ヲ旅行スル場合本條約ノ規定ニ合致セル其ノ保護ニ關シ必要ナル一切ノ手段カ講セラレタルコトヲ先ツ確ムルコトヲ要ス

二、勞働者一地域ニ於テ他ノ行政管轄地域ニ於ケル職業ノ爲ニ募集セラレ關係所管官廳ニ於テ募集ノ情勢及員數ヨリ考ヘ必要アリト認ムルトキハ當該官廳ハ募集許可範圍ヲ定メ募集及雇傭ノ條件ノ實行ヲ監督スル上ニ於テ官廳間ニ協力ヲ爲スコトニ付協定ヲ爲スヘシ

三、一地域ニ於ケル他ノ行政管轄地域ニ於ケル職業ノ爲メノ勞働者募集ハ募集地ノ所管官廳ノ發給スル許可證ヲ有スルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス 但シ當該官廳カ就勞地域ノ所管官廳ノ發行セル許可證ヲ以テ自己ノ發行セル許可證ニ相當スルモノナリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

四、募集地ノ所管官廳、他ノ行政管轄地域ニ於ケル職業ノ爲メノ募集ノ情勢及員數ヨリ考ヘ必要アリト認ムルトキハ、其ノ認可セル團體ニ非サレハ此ノ募集ヲ爲スコトヲ得サルコトヲ規定スルコトヲ得

第二十三條

所管官廳ハ左ノ種ノ募集行爲ニ對シテハ本條約ノ適用ヨリ之ヲ除外スルコトヲ得

(イ) 一定制限數以上ニ勞働者ヲ使用スルニ非サル使用者ニ依リ又ハ其ノ使用者ノ爲ニ行ハルル募集行爲

(ハ)(ロ) 就勞地ヨリ一定制限圈内ニ於テ行ハルル募集行為
個人及家庭ノ使用人並ニ非筋肉勞働者雇傭ノ爲メノ募集行為

第二十四條

一、國際勞働機關憲章第三十五條ニ於ケル領土ニ關シテハ本條約ヲ批准スル關係勞働機關各締盟國
其ノ批准ニ左ノ事項ヲ示ス宣言ヲ附加スヘシ

(イ) 本條約ノ規定ニ修正ヲ加ヘスシテ其ノ適用ヲ約スル領土
本條約ノ規定ニ修正ヲ加ヘテ其ノ適用ヲ約スル領土及其ノ修正ノ詳細
本條約ノ適用ナキ領土及此ノ場合ニ於ケル適用セザル理由

(ニ) 決定ヲ留保セル領土

二、前項(イ)及(ロ)ニ關スル約定ハ批准ノ一部ト見做サレ批准ノ効力ヲ有ス

三、締盟國ハ總ヘテ其ノ後ノ宣言ニ依リ第一項(ロ)ハ又ハ(ニ)ニ關スル其ノ最初ノ宣言ニ於テ爲サレタ
ル留保ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得

被募集勞働者及其ノ家族ヘノ特殊便宜付與ニ關スル勸告案

勞働總會ハ

勞働者募集ノ或ル特殊制度ノ規律ニ關スル條約ヲ採擇シ

右條約カ或ル場合ニ於テ被募集勞働者ニ其ノ家族ヲ同伴セシムルコトノ獎勵ニ關スル規定ヲ包含
スルニ鑑ミ

被募集勞働者ニ其ノ家族ヲ同伴セシムルコトヲ容易ナラシムル方法ニ關スル勸告ニ依リ此ノ規定
ヲ補充スルコトヲ希望シ

關係國際勞働機關各締盟國ハ左ノ手段ヲ講スヘキコトヲ勸告ス

(イ) 所管官廳ノ政策カ就勞地域ニ勞働人口ヲ定着セシムトスルモノナルトキハ被募集勞働者及
其ノ家族ノ移住地トシテ土地(公有地ヲ可トス)ノ供給

(ロ) 被募集勞働者ノ不動産取得權ノ保障

(ハ) 食物耕作土地ノ供給、家族ヲ同伴セル被募集勞働者ヲ雇傭期間中ニ限り就勞地域ニ滞在セ
シムヘキトキト雖モ亦同シ

(ニ) 被募集勞働者ノ兒童ノ爲メノ學校教育ノ便宜付與

第四款 審議ノ經過

總會ハ六月五日ノ第四次會議ニ於テ委員會ヲ設置スルコトヲ決定シ、本問題ト關係最モ密接ナル諸國
ヲ選ビテ政府側十二名(濠太利、白耳義、英吉利、支那、西班牙、佛蘭西、印度、日本、和蘭、トボル
トガル)、南阿聯邦、「ウルグアイ」、使用者側六名(「アルゼンティン」、南阿聯邦、白耳義、佛蘭西、
印度、和蘭)及勞働者側六名(南阿聯邦、英吉利、印度、佛蘭西、西班牙、白耳義)ヨリ成ル合計三

十二名ノ委員ヲ任命シタル上、右委員會ヲシテ勞働事務局作成ノ條約案及勸告ノ草案ヲ基礎トシテ本問題ヲ審議セシムルコトヲ決定セリ

委員會ハ六月六日ヨリ同月十五日ニ至ル間九回ニ亘リテ會議ヲ開催シタルカ、表決ハ所謂「リップデル、システム」(各委員毎ニ政府側一票、使用者及勞働者側ハ各々二票ト計算スルモノ)ニ依リタリ而シテ審議ニ當リテハ一般討議ヲ廢シテ直チニ條約案ノ逐條審議及勸告案ノ審議ヲナシタルカ、修正案ノ提出セラレタルモノ三十以上ニ及ヒ隨所ニ修正ヲ加ヘタル上條約案ハ十九票對零、勸告案ハ二十二票對零ニテ採擇サレ總會ニ之ヲ提出シタリ

總會ハ六月十七日午前ノ第十四次會議、同日午後ノ第十五次會議ニ於テ委員會報告委員ノ議事經過報告ノ後一般討議ニ入り次テ逐條審議ヲナシタルカ、終始委員會提出ノ條約案第二十條ヲ中心トシテ關係政府側使用者側對勞働者側ノ鮮明ナル對立的意見ノ應酬ヲ見セタルモ結局條約案草案ハ百二十票對零、勸告案ハ百十九票對零ニテ本總會ニ依リ採擇セララルトコロトナレリ

而シテ前記委員會及總會ヲ通シテ特ニ問題トナリ最モ論議ノ焦點トナリタルモノハ事務局作成原案ノ第十八條第一項、即チ委員會提出案ノ第二十條第一項ニ掲クル募集勞働者ノ旅費負擔ノ問題ナリトス即チ委員會ニ於テハ事務局原案「募集勞働者ノ就勞地ヘノ旅費及旅行中其ノ保護ノ爲ノ一切ノ費用ハ募集者又ハ使用者ノ負擔トス但シ本規定カ地方ノ慣習ト異ナル場合ニ於テ使用者賃銀率ヲ定ムルニ當

リ勞働者ノ旅行ニ關シ其ノ費用ニ對シ合理的ナル參酌ヲ爲シタリト所管官廳ニ於テ認ムルトキハ之ヲ適用セサルコトヲ得」ヨリ、勞働者側ノ強硬ナル主張ニ基キ中立的立場ニ在ル政府側委員ノ同情ヲ得テ、使用者側及關係政府側委員ノ反對裡ニ十四票對十三票ニテ、右但書ヲ削除スルノ修正案ハ危ク通過可決セラレタルカ、總會ニ於テハ關係使用者側代表ハ果シテ右但書復活ノ修正案ヲ提出シ現地ニ於ケル南阿聯邦ノ實情ヲ糺シ陳述シテ委員會ノ決定ヲ覆ヘサムト圖リ、關係政府側代表モ亦本條約全體ノ批准問題ニ迄纏綿セシメツツ右使用者側ヲ極力支持シテ微妙ナル議場ノ空氣ヲ有利ニ展開セムト努メタルモ、勞働者側各代表ハ結束シテ原案ヲ固持シテ讓ラス兩主張ノ全幅的對立ヲ生シ全然妥協ノ餘地ナク、議長ハ終ニ討論終結ヲ宣シ本問題ヲ表決ニ付シタルトコロ第一回ノ舉手表決ハ贊成五十三票反對四十八票トナリ、之ヲ不正確トシテ行ヘル第二回ノ舉手表決ハ贊成四十八票反對五十票トナリ、前後ノ表決ニ反對ノ結果ヲ生シタルタメ、最後ニ氏名點呼ニ依ル第三回表決ヲ行ヒタルトコロ贊成五十一票反對五十一票ノ同點トナリ、總會議事規則ノ定ムルトコロニ從ヒ但書復活ノ右修正案ハ否決トナリタリ

前述ノ如クシテ委員會總會ヲ通シ勞働者側ノ主張ハ漸クニシテ勝ヲ制シタルカ、本問題ニ關シテハ現地ノ關係使用者及關係政府ハ但書存置ヲ強ク主張シ、現地ノ勞働者ハ但書削除ヲ固ク主張シタルニ對シ、他ノ全使用者團ハ一致シテ存置論ヲ支持シ、勞働者團ハ結束シテ削除論ヲ聲援シ、結局本問題ト

事實上ノ關係ナキ政府側各國ノ浮動的去就ニ依リテ幾度カ表決ニ變化ヲ生シツツ、偶然表決ニ關スル總會議事規則ニ依リ最後ノ落着ヲ見タルモノナリ

蓋シ委員會及總會ニ於ケル討議ノ經過及總會ニ於ケル本條約案ノ最終表決ノ際ニ於ケル南阿聯邦政府代表ノ棄權ニ關スル演說等ニ依リテ之ヲ逆睹スルモ、本募集問題ト最モ關係アル南阿聯邦政府カ果シテ本條約ヲ批准スルノ態度ニ出テ、克ク本條約設定ノ實際的且主眼的效果ヲ失ハシメサルヤ否ヤハ今日ヨリ頗ル疑問トセララルヤニ推測セラル

第二節 委員會

第一款 委員會ノ經過

本委員會ハ六月六日午前第一次會議ヲ開催シ役員ノ選舉ヲ行ヒタルカ、佛蘭西政府側顧問「マルシャン」氏委員長ニ、白耳義使用者側顧問「モーレル」氏及英吉利勞働者側顧問「バリンジャー」氏夫々副委員長ニ選任セラレタリ尙報告委員ニハ英吉利政府代表「バーノン」氏選任セラレタリ

右終リテ後委員會ハ一般討議ヲ廢シテ直チニ條約案及勸告ノ各草案ニ付キ逐條審議ヲ行ヘリ

一、條約案草案ノ逐條審議

第一條

本條ニ關シテハ英吉利勞働者側委員ヨリ「勞働者募集ノ漸次的廢止ノ目的ヲ以テ」ナル文字ヲ原案ニ追加スヘシトノ提案アリ、本修正案ノ目的トスルトコロハ勞働者ノ募集ニ代フルニ勞働ノ自發的提供ヲ以テスヘシトノ批准締盟國ノ政策ヲ原案ニ明示セムトスルニ在リ、國際規律ノ窮極目的タル勞働募集ノ漸廢ヲココニ明瞭ニナスニ非サレハ條約ハ大シタル價值ナシトシ、更ニ募集ニ伴フ諸弊害ハ規律ヲ以テ少クスルコトヲ得ルモ募集其ノモノカ存在セサルニ至リテ始メテ後ヲ絶ツコトヲ得ヘシト主張セリ、之ニ對シ(募集ノ廢止ト云フコトカ凡有ル場合ニ望マシキヤ否ヤヲ別問題トシ)本修正案ヲ條約ニ挿入スルヲ不適當トシ、本條約中ノ各條ハ勞働獲得ノ手段タル募集制度ヲ他ノモノヲ以テ代置スルコトヲ取扱ヒ居ルモノニ非スシテ、募集ソノモノニ付キテノ規律ヲ如何ニスルヤト云フコトノミヲ取扱ヒ居ルモノナリ、サレハ募集ノ漸廢ニ關スル規律ヲ法文化セムト欲セハ勸告ノ如キ別案ニ包含セシムルヲ相當トストノ意見アリ、修正案ハ十七票對十三票ニテ否決セラレタリ(但シ右修正案ノ趣旨トスルトコロハ後述ノ如ク勸告中ニ包含セラレ居レリ)

修正案ハ前述ノ如ク否決セラレタルカ、本條ニ付キテハ佛蘭西政府側委員ヨリ事情ヲ大イニ異ニスル諸領域ニ適用シ得ルタメ條約案ヲ十分ニ幅ノアル又彈性性アルモノタラシムル必要アリト強調セラレタル外、議論ナク本條原案ハ二十票對十票ニテ採擇トナレリ

第二條

本條イ號ニ付キテハ修正案ナク無討議ニテ二十七票對零ニテ可決トナル
 本條(ロ號)ニ對シ修正案ノ提出セラレタルモノニアリ、其ノ一ハ白耳義政府側委員ノ提出ノ土民勞働者ナル文字ハ屬領ノ全人民ヲ包含スル意味ニトラルル虞アルヲ以テ右ノ虞ヲ除カムタメノ定義ニ關スル修正案ニシテ、其ノ二ハ印度政府側委員ヨリ提案ノ「屬領」ナル文字ニ代フルニ「各締盟國ノ屬領」トナシ、「完全ナル自治國」ナル文字ニ代フルニ「各締盟國ノ領域」トナサムトスル修正案ナリ、前者ハ簡單ナル討議ノ後起草委員會付託ト決定シ、後者ハ三十票對零ニテ採擇サレ尙起草委員ニ於テ正確ナル言ヒ表ハシ方ヲ考慮スルコトトナレリ
 カクテ第二條ハ條件付ニテ可決セラレタリ

第二十三條

委員會ハ英吉利政府側委員ヨリ本條約ニ於テ認メムトスル例外ニ關スル一般的规定ヲ豫メ決定セハ他ノ條文ノ審議ニ便宜ナルヘシトノ動議ヲ容レ本條ヲ先議スルコトトセリ
 本條ノ修正案ハ五アリ、第一ノ英吉利政府側委員提出ニカカル本條文ノ冒頭ニ「事情ニ依リカカル方策ヲ望マシトスル場合ハ」トノ字句ヲ挿入シ本條ヲ除斥シ得ル權限ヲ所管官廳ニ付與セムトスル修正案ハ十五票對十一票ニテ可決サレ、第二ノ同英吉利政府側委員ノ提案ニカカル本條文ノ本文ノ「募集行爲」ナル文字ノ前ニ「職業的募集ニ從事スル個人又ハ團體ノ行フ募集行爲ニ非サル限リ」トノ

字句ヲ附加セムトスル修正案(右修正案ハ職業的募集ノ場合ハ本條各號ニ掲クル募集行爲ニ付キテノ免除規定ハ不適用トナルモノ)ハ十六票對十一票ニテ可決サレ、第三ノ英吉利勞働者側委員ノ提出ニカカルイ號ヲ削去セムトスル修正案ハ十八票對十票ニテ否決セラレタリ、第四ノ和蘭政府側委員ノ提出ニカカルロ號ニ於テ「就勞地ヨリ一定制限圈内ニ於テ」ナル字句ヲ「行政處分其他ノ方法ニ依リ指示サレタル就勞地ヨリノ特定距離内ニ於テ」ナル字句ニ代フルノ修正案ハ十六票對八票ニテ否決セラレタリ
 カクテ(ロ號)ハ二十三票對零ニテ可決セラレ、次テ(ハ號)ハ何等ノ討論ナク二十三票對零ニテ可決サレタリ

最後ニ英吉利政府側委員ノ提出ニカカル、本條中新ニ(ニ號)(三十日以下ノ期間ニシテ口頭契約タル勞働者ノ雇傭ニ付キ勞働者タル募集者ノ行フ行爲ニ除外規定ノ適用ヲナサムトスルモノ)ヲ設ケムトスル修正案ハ、使用者ノ取扱ニ満足セル勞働者カ自己ノ出身部落ヨリ新勞働者ヲ連レテ就勞地ヘ歸還スルコトニ依リ、使用者カ勞働供給地トノ連絡ヲ附ケムトスルノ制度ナルカ、カカル規定ハ短期契約ニ代フルニ長期契約ヲ結フ結果ヲ招クヘク英吉利勞働者側、南阿聯邦政府側各委員其他ノ反對アリ、委員會大多數モ亦修正案ノ掲クル募集ノ如キハ條約ノ適用範圍外ニ置クヘカラストノ意嚮ナリシカ、終ニ右修正案ハ二十票對二票ニテ否決トナレリ

カクテ委員會ハ起草委員ニ付託スルコトトシテ第二十三條ヲ可決シタリ

第三條

本條ハ無修正ノ儘二十六票對零ニテ可決セラレタリ

第四條

本條ハ第一項ハ十八票對八票ニテ、第二項ハ二十四票對零ニテ夫々可決セラレ本條全體ハ原案通り可決トナレリ

此ノ時和蘭政府側委員ヨリ「未成年者ヲ募集スル一切ノ行爲ハ之ヲ禁止ス」トノ新條文ヲ第四條ノ次條トシテ設クヘシトノ修正案提出サレタルカ、右ハ英吉利及「ボルトガル」各政府側委員並英吉利勞働者側委員等ノ賛成アリ二十二票一票ニテ可決セラレタリ、但シ委員中可決セラレタル右條文カ餘リニ窮屈ニシテ勞務及勞務ノ事情カ年少者ニ有利ナル場合ニ於テ特ニ窮屈ナリトノ意見アリ、問題ハ起草委員ニ付託サル

第五條

本條ニ付キテハ數個ノ修正案提出セラレタリ

第一ノ英吉利ノ勞働者側委員ノ提出セル本條第一項ニ關スル修正案(第一項ノ「所管官廳ハ事情ニ依リ實際的ニシテ且望マシト認ムルトキハ」ナル字句ヲ削除シタルモノニ、コンバウンド、システム

Compound System ノ廢止ニ付キテノ規定ヲ附加セントスルモノ)ニ對シテハ土民部落ノ維持ヲ政府ノ政策目的トセル領域ニ於テハ家族移民ハ部落民ノ利益トナラサルコト其他ノ理由ニ依リ反對アリ、十四票對十一票ニテ否決サレ、第二ノ英吉利及和蘭兩政府側委員ノ提出セル本條第二項ニ關スル修正案(承諾ナクシテ被募集勞働者ヲ其ノ家族ヨリ別居セシムヘキニ非スト雖モ、本項ハ此儘ニテハ其ノ希望スル家族自ラノ就勞マテ之ヲ禁止スルノ結果トナルヲ以テ「別居セシメラルルヲ得ス」ノ前ニ「其ノ意思ニ反シ又ハ承諾ナクシテ」ナル文字ヲ挿入セムトスルモノ)ニハ西班牙勞働者側委員ヨリカカル文字ヲ附加スルハ勞働者ヲシテ説服ニ依リテ容易ニ別居ノ承諾ヲナサシメラルル如キ危険アリ、且承諾ヲ眞ニ與ヘタルヤ否ヤヲ證明スルコト困難ナルヘシ等ノ反對論アリテ、本修正案ハ撤回サレ(但シ右事情ハ起草委員ニ於テ之ヲ考慮スルコトトナレリ)、第三ノ和蘭政府側委員ノ提出セル本條第二項ニ關スル修正案(「反對ノ意思表示ナキ限り被募集勞働者ニ家族同伴ノ許可ヲ與ヘタルトキハ其ノ許可ハ同時ニ家族ニ對シテモ亦就勞ノ全期間中其ノ勞働者ト同居スルノ權利ヲ與ヘタルモノト看做ス」旨ヲ第二項原案ニ追加セムトスルモノ)ハ採擇サレ起草委員付託トナリ、カクテ第五條全體ヲ起草委員ニ於テ考究スルコトトシテ可決セラレタリ

第六條

本條ニ付キテハ英吉利勞働者側委員ヨリ「被募集勞働者ニ團結權ヲ認メ且人種ノ相違ニ基ク差別待

遇ヲナスヘカラサル」旨ヲ附加スヘシトノ修正案提出セラレタルカ（支那政府側委員ヨリ右修正案ヲ更ニ「團結權及平等待遇權ヲ認メ且云々」トスヘシトノ修正案ニ對スル再修正案ノ提案アリ前記修正案ノ原提案者ハ此ノ再修正案ヲ受諾ス）、右修正案ニ對シテハカカル規定ハ募集ニ關スル條約中ニ包含セシムルヲ適當トスルヤニ付キ主トシテ議論行ハレハ提案者ハ右修正案ヲ撤回シ、第六條原案ハ二十四票對零ニテ可決トナレリ

第七條

本條ニ付キテハ修正案ナク、英吉利使用者側委員カ質問書中質問第十二ニ對スル印度政府ノ回答（公ノ職業紹介所ノ權限又ハ土民ニ對スル勞働習慣馴致ニ關スル官公吏ノ權義ニハ如何ナル場合ニテモ影響ヲ與フルコトナカルヘシトス）ニ留意セラレタシトノ希望アリタルノミニテ、二十四票對零ニテ可決セラレタリ

第八條

本條ニ付キテハ英吉利勞働者側委員ヨリ提出セル修正案（ハ）號ヲ特殊報償ノミナラス其他一切ノ報償受領ヲ禁止スル如ク改メムトスルモノ）ニハ委員會ハ贊意ヲ表シタルモ右修正案ノ盛ラムトスルトコロヲ一層巧ニ表現セル白耳義政府側委員ヨリ提出セラレタル修正案ヲ採擇スルコトトナリテ後本條全體ハ二十三票對零ニテ可決トナリタリ

第九條

本條ニ付キテハ英吉利政府側委員ノ提出セル修正案（「行政ノ爲ニ……行動スル」ヲ「官廳ノ爲メノ募集」ト改メムトスルモノ）ヲ起草委員ニ於テ考慮スルコトトシテ二十四票對零ニテ可決セラレタリ

第十條

本條ハ原案通り二十三票對九票ニテ可決セラレタリ

第十一條

本條ニ付キテハ第一項（口）號ニ關シ南阿聯邦政府側委員ヨリ提出ノ修正案（使用者ノ場合ニ、使用者ノ支拂義務アル貸銀ノ支拂ニ對シ擔保ヲ供托セシメムトスルモノ）ハ十九票對零ニテ可決セラレ（起草委員會ハ右内容ヲハ）號中ニ包含セシメタリ）、更ニ第四項ニ關スル英吉利勞働者側委員ノ提出セル修正案（許可證ノ有効期間ヲ一ケ年ヲ超ユルコトヲ得スト規定セムトスルモノ）ハ十四票對六票ニテ可決セラレ、カクテ本條ハ全體トシテ可決ノ上起草委員會ヘ付託セラレタリ

第十二條

本條ハ原案通り可決サレタリ

第十三條

本條ニ付キテハ南阿聯邦勞働者側委員ヨリ第一項本文ヲ「必要ニシテ且望マシト思惟スルトキ」ハ

許可證所持義務ヲ免除スルコトヲ得ト改メ、第一項ハ(號ヲ簡單ニ「募集ニ對シ一切ノ報償又ハ利益」ヲ受クルニ非サル者ト改メムトスル修正案ヲ提案シ、右提案者ヨリ労働者タル募集者ノ制度ツノモノニ付キ大ナル疑問アリトシコレヨリ生スル諸弊害竝ニカ監督ノ困難ニ付キ意見ヲ述ヘ、若シ條約中ニ本制度ヲ例外規定トシテ認ムル場合ニハ本修正案提案ノ如ク原案ニ補強的修正ヲ加ヘサルヘカラスト説明シタルニ對シ、和蘭政府側委員ハ本制度ハ或ル領域ニ於テハ大シタ弊害ヲ伴ヒ居ラスト述ヘ、且本制度ヲ編密ニ調査ノ上「本制度ハ自發的労働提供制度ヘト轉向ノ狀況ニ在リテ或ル場合ニハ之ヲ獎勵スルヲ可トスヘシ」トナセル土民労働専門家委員會ノ見解ニ留意セラレ度シト反對的意見ヲ開陳セリ、委員會ニ於テハ修正案ノ前半ハ一般的ニ支持ヲ得タルモ、後半ニハ反對意見出テタリ、結局 右修正案ハ十七票對九票ニテ採擇セラレ起草委員會ニ付託トナレリ

第十四條

本條ハ原案通り可決セラレタリ

第十五條

本條モ亦滿場一致ニテ原案通り可決トナレリ

第十六條

本條ニ付キテハ白耳義使用者側委員ノ提出セル修正案(本條第二項ヲ以テ健康診斷ハ「募集地又ハ

出發地ニ近接且便利ノ地ニ於テ之ヲ行フヘシ」トアルヲ「健康診斷ハ募集地ニ近接且便利ノ地ニ於テ又ハ遅クトモ募集地領域ヨツ出發地ニ至ル間ニ於テ之ヲ行フヘシ」ト規定セムトスルモノ)ハ可決セラレ、第五項ニ關聯シテ和蘭政府側委員ヨリノ提言(被募集労働者ノ風土馴化、適應、免疫等ノ措置ハ其ノ實施ヲ政府ニ於テ保障スレハ足り、政府自ラ之ヲ行フヲ必要トセストナスモノ)ハ起草委員會ニ於テ右提言ニ副フ案文ヲ作成スルコトトナリ、本條全體ハ二十七票對零ニテ可決セラレタリ

第十七條

本條ニ付キテハ英吉利労働者側委員ノ提出セル修正案(募集者又ハ使用者ノ被募集労働者輸送義務ニ關シ原案ノ「出來得ル限り」ナル但書的數字ヲ削除シ、更ニ契約終了後ニ於ケル労働者ノ義務ヲモ新ニ追加セムトスルモノ)ハ送還ノ問題ハ募集ニ關スルヨリハ寧ロ雇傭契約ノ條件ニ關スル問題ニシテ本條ハ被募集労働者ノ輸送ノ方法其ノモノヲ取扱ヒ居ルモノトシテ撤回トナリ、本條ハ可決セラレタリ

第十八條

本條ニ付キテハ英吉利労働者側委員ハ第一項ノ但書(募集労働者ノ旅費支辨義務ノ特例的免除規定)全部ヲ削除スルノ修正案ヲ提案シ、被募集労働者ノ旅費支辨ヲ規定スルノ原則ニ反對スルハ南阿聯邦政府ノミナルコトヲ述ヘ此ノ點ニ於ケル南阿聯邦ノ法令ト慣習ト改正ハ緊急ノ必要アリト主張

セルニ對シ、南阿聯邦政府側委員ハ本但書ハ南阿聯邦ニ於ケル特殊事情ニ關聯シテ慎重起草セラレタルモノニシテ、右修正案可決トナラハ右修正案ハ南阿聯邦ニトリ條約批准ノ超ユヘカラサル大障礙トナルヘキヲ虞ルト述フルトコロアリ、次イテ南阿聯邦勞働者側委員ハ右英吉利勞働者側委員ノ修正案ヲ支持シテ、南阿聯邦ニ於ケル金礦ノ好景氣ハ素晴シキモノナルヲ以テ右金礦業者ニ被募集勞働者ノ旅費ヲ負擔セシムコト可能ナリト主張シタルニ對シ、英吉利政府側委員ハ修正案ノ採擇ハ南阿聯邦政府ヲシテ條約批准ヲ不可能ナラシムヘシトテ反對シ白耳義使用者側委員モ亦修正案ニ反對セリ

カクテ討議ハ贊否兩論ノ抗爭的對立ヲ以テ終始シタルカ採決ノ結果ハ十四票對十三票ノ僅カニ一票ノ差ヲ以テ修正案ノ通過ヲ見タリ、而シテ右修正問題ハ本條約第二十四條ノ審議ニ當リテモ繰返ヘシ言及セラレタルノミナラス、總會ニ於テモ本委員會ニ於テ敗レタル使用者側ヨリ但書復活ヲ内容トセル修正案ヲ提出シ再度論争ノ的トナリタルモノトス

次ニ本條第二項及第三項ニ付キテハ討論ナク無修正ニテ可決セラレタリ

第十九條

本條ニ付キテハ支那政府側委員ヨリ修正案（事故又ハ疾病ニ因リテ雇傭中勞働者死亡シタル場合ノ賠償支辨ニ付キ規定ヲ設クヘシトスルモノ）提出セラレタルモ右ハ募集ノ問題ヨリモ寧ろ雇傭條件

ノ問題ナリトテ否決セラレ、結局本條原案ハ二十八票對零ニテ可決セラレタリ

第二十條

本條ニ付キテ英吉利勞働者側委員ヨリ提出ノ修正案（積立金カ投資セラレタル場合、其ノ投下資本ヨリ生スル利子ハ預ケ主（勞働者）ニ歸屬スヘシトノ規定ヲ追加セムトスルモノ）ハ募集ニ關スル條約ノ規定セムトスル範圍外ニ在ルモノト反對アリ、白耳義、佛蘭西、和蘭、「ポルトガル」政府側各委員及白耳義使用者側委員等亦本問題ヲ以テ雇傭契約又ハ雇傭條件ノ問題ニ關聯セリトノ意見ヲ述フルアリ、委員會ニ出席ノ總會書記局長代理モ亦同様ノ見解ヲ陳述シ但シ修正案ノ右内容ハ國際勞働機關ノ將來研究スヘキ問題タルヘシトノ言質ヲ與ヘタルヲ以テ英吉利勞働者側委員ハ本修正案ヲ撤回シ本條原案ハ二十票對零ニテ無修正可決ヲ見タリ

第二十一條

本條ニハ反對意見ナク原案通り可決セラレタリ

第二十二條

本條モ亦無修正ニテ可決セラレタリ

第二十四條

本條ノ審議ニ當リテハ前述ノ第十八條第一項但書（被募集勞働者ノ旅費支辨義務ニ關スル特例的免

除規定)ノ削除ノ際祖上ニ上レル問題ト關聯シテ委員會ニ於テ再ヒ意見ノ對立ヲ見タリ
 最初「ボルトガル」政府側委員ヨリ本條ノ規定ハ「ヴェルサイユ」平和條約第四百二十一條(國際
 勞働憲章第三十五條)ニ何等影響ヲ及ホスコトナシトノ留保ヲナシタル上本條ニ賛成スルコトヲ得
 ト述ヘ、和蘭政府側委員ハ一九三〇年ノ強制勞働條約中ニ存スル本條原案同様ノ條文ニ關シテ當時
 疑義ヲ挾ミタルコトアルモ當時樹立セラレタル先例(強制勞働條約中ノ問題トナレル第二十六條カ
 採擇トナリタルコトヲ指ス)ニ鑑ミ本條ニ賛成セムト欲スル旨ヲ述ヘ、佛蘭西政府側委員ハ本條原
 案ヲ支持賛成セリ

然ルニ本條ニ關聯シテ第十八條ヨリ但書(被募集勞働者ノ旅費支辨義務ニ關スル特例的免除規定)
 ヲ削除スル第十八條修正案ヲ採擇シタル本委員會ノ決定ノ效果ニ付キ議論ヲ生シタリ、即チ右委員
 會ノ決定ノ效果如何トノ南阿聯邦政府側委員ノ質問ニ對シ、總會書記局長代理ハ「勞働憲章第三十
 五條ハ條約ヲ屬領ニ適用スルニアタリ修正ヲ加フルノ權限ヲ各締盟國ニ與フルモノナルモ、本土ニ
 關シテハカカル修正ノ權限ヲ與ヘ居ラス、コレ(本土ニ適用ノトキハ修正ヲ許サレサルヲ以テ)特
 殊事情ヲ有スル南阿聯邦カ本條約ヲ一丸トシテ之ヲ承認スルヤ又ハ之カ批准ヲ拒否スルヤノ困難ナ
 ル立場ニ同聯邦政府ヲシテ直面セシメタル理由ナリ」ト答フルトコロアリ
 次イテ英吉利政府側委員ハ本委員會ノ各委員ハ南阿聯邦ニ於ケル此ノ憲章上ノ障礙ヲ第十八條審議

ノ際十分ニ理解セサリシナラムト指摘シ、勞働者側諸委員ニ對シ第十八條ノ修正ト關聯シテ南阿聯
 邦ノ特殊事情ヲ斟酌セラレタシト述ヘタルトコロ白耳義使用者側委員モ右英吉利政府側委員ノ言葉
 ニ支持ヲ與ヘタリ

然ルニ之ニ對シ英吉利勞働者側委員ハ本質的ニ重要ナリト思惟シ居レル規定ニ關シテ讓步妥協ヲナ
 スハ不可能ナリト述ヘ、白耳義、南阿聯邦、西班牙勞働者側各委員モ亦之ヲ支持シ更ニ南阿聯邦勞
 働者側委員ハ南阿聯邦政府ハ既存ノ條約ヲ批准シタルハ僅少ナレハ、第十八條ノ規定ニ鑑ミルニ本
 條約モ亦拒否スルナラムト皮肉リ、西班牙勞働者側委員ハ條約ニ依リテ與ヘラレタル保護標準(保
 護規定)カ本質的ノ點ニ於テ減損セララル(即チ第十八條第一項但書ノ復活)ヨリハ寧ろ條約カ特
 別ノ締盟國ヨリ批准セラレサルヲ可トスル場合アリト述ヘタリ

其他和蘭、白耳義、英吉利等ノ政府側顧問ヨリモ各種ノ意見開陳アリタルカ、結局第二十四條第一
 項ハ二十七票對零ニテ同第二項及第三項並本條全體ハ滿場一致ニテ可決セラレタリ

二、勸告案ノ審議

本案ニ關シテハ最初二ツノ修正案ノ提出アリ、其ノ一ハ英吉利政府側委員ヨリ提出ノ修正案(勸告
 案中イ號ノ「所管官廳ノ政策カ就勞地ニ勞働人口ヲ定著セシメムトスルモノナルトキハ」ナル制限
 的字句ヲロ及ハ號ノ規定ニモ適用アルヤウ修正セムトスルモノ)ニシテ、其ノ二ハ英吉利勞働者側

委員ヨリ提出ノ修正案(勸告案ニ對スル補充的勸告案ニシテ内容ハ後記ス)即チ之ナリ、然ルニ勸告原案及右英吉利政府側委員提出ノ修正案ニ付キ討議中、和蘭政府側委員ヨリ、國際勞働事務局作成ノ勸告案ヲ廢棄シテ右英吉利勞働者委員提出ノ追加勸告案ヲ勸告本案トシテ採用スヘキ旨ヲ委員會ニ對シテ諮ルトコロアリ、同委員ノ言フトコロニ依レハ事務局案ハ植民政政策ニ關シ幾多ノ困難ナル問題ヲ惹起スル虞アリト云フニ在リ、右勸告ニ對シテハ佛蘭西政府側委員ノ贊成アリ、委員會ハ十八票對零ニテ英吉利勞働者委員提出ノ追加勸告案ヲ新ニ討議ノ基礎トナシ審議ヲ進行スルニ決定セリ

右新勸告案ハ内容左ノ如シ

「勞働總會ハ

勞働募集ニ關スル或ル特殊制度ノ規律ニ關スル條約ヲ採擇シタルカ、更ニ右勞働募集規律ノ外勞働ノ自發的提供ノ爲メ勞働募集ノ漸次的廢止ノ政策ヲトルコトヲ以テ關係アル國際機關ノ各締盟國カ遵守スヘキ基本原則トナスヘキモノナルニ鑑ミ

各締盟國カ左記ニ依リ右廢止ヲ促進スヘキ手段ヲ講スヘキコトヲ勸告ス

- (イ) 勞働條件ノ改善
- (ロ) 輸送方法ノ發達

(ハ) 就勞地域ニ於ケル勞働者及其ノ家族ノ植民獎勵

(ニ) 所管官廳ノ監督及指揮ノ下ニ於ケル勞働ノ自發的移動ノ容易化

右ノ新勸告案ノ討議狀況ハ次ノ如シ

先ツ提案者タル英吉利勞働者側委員ハ「條約案ノ第一條中ニ國際的規律ヲ設クル目的ハ募集ノ廢止ニ在リトノ文字ヲ挿入スヘシトノ自己提出ノ修正案カ其ノ表決ニ於テ僅少ノ差ヲ以テ敗レタル事實(條約案草案ノ逐條審議ノ項中第一條討議狀況參照)ニ言及シ、カカルカ故ニ本勸告案ヲ提出シタル次第ニシテ、右勸告案ハ自己ノ見ルトコロヲ以テスレハ質問書ニ對スル各國政府ノ回答ニ據リテモ亦正論視サルヘキモノナリ云々」ト述ヘ本案ニ對スル各委員ノ支持ヲ要望シタリ

右ニ對シ英吉利政府側委員ハ、或ル領域ニ於ケル土民保護ノ爲ニハ勞働者ノ任意的移動ヲ獎勵スルヨリハ寧ロ募集ノ效果的組織化ヲ必要ストノ同國政府ノ所見ヲ述ヘ、白耳義政府側委員モ亦之ニ贊意ヲ表シテ募集廢止ヲ要求スル過激手段ヲ拋棄スル方可ナラムト述ヘ、佛蘭西使用者側委員ハ勸告案中ヨリ「募集ノ漸次的廢止」ト云フカ如キ積極的の文字ヲ削除シ勞働ノ自發的提供ノ獎勵ノ爲ト云フ如キ消極的形式ノ下ニ本勸告案ヲ規定スル案ニ贊成スト述ヘタリ

右反對意見ニ對シ英吉利勞働者側委員ハ「募集ノ漸次的廢止」ナル字句ヲ削除スルハ本勸告ノ本質ト強味トヲ全然喪失セシムルコトトナルヲ以テ勞働者側ニトリテハ右削除意見ニ同意シ難シト答

へ、西班牙勞働者側委員モ之ヲ支持セリ

以上ノ如クニテ「募集ノ漸次的廢止」ナル文句ヲ中心トシテ積極消極ノ兩論對立シ容易ニ決定スルニ至ラザリシトコロ、西班牙勞働者側委員ヨリ妥協案トシテ募集ノ漸次的廢止カ「望マシク且可能ナル總ヘテノ場合ニ於テハ」各締盟國ハ右廢止促進ノ手段ヲ講スヘシト新ニ文字ヲ挿入スルノ修正案ヲ提出シ、右ノ通り必要ナル文字ヲ追加シテ修正セラレタル上十五票對八票ニテ勸告案本文ノミハ漸クニシテ可決セラレタリ

次ニイ號及ロ號ハ双方共二十三票對零ニテ可決トナリ、ハ號ハ就勞地域ニ於テ土民ノ永住的植民ヲ採用セサル國ノ事情ヲ保障スル字句ヲ工夫スルタメ起草委員ニ付託サレニ號ハ原案通り可決セラレタリ

右ニ依リテ一應各號ノ表決ヲ了シタルカ、白耳義使用者側委員ヨリホ號トシテ「土民ノ精神的向上生活標準ノ改善及規律的勞働ヘノ慣習化」ナル號ヲ新ニ追加セムトスル提案アリ、右ニ付キ英吉利勞働者側委員ヨリ「規律的勞働ヘノ慣習化」ノミハ之ヲ削除スヘシトノ意見アリ結局提案者ハ右規律的勞働ヘノ慣習化ノ問題ハ「土民ノ教育的發達即チ其ノ精神的向上」中ニ包含サレアルモノト解釋ストノ條件ヲ付シテ右字句ノ削除ニ同意シ、修正案ハ滿場一致ニテ可決之ヲ起草委員ニ付託セラレタリ

以上ノ如クニシテ勸告案全體ハコレ亦滿場一致採擇トナレリ

三、條約案草案及勸告案ノ最終審議

六月十五日ノ第十次會議ニ於テ起草委員會ノ提出ニカカル條約案及勸告ノ草案ヲ含ム委員會報告ノ最終審議ヲ行ヒタルカ條約案草案ハ十九票對零ニテ、又勸告案ハ二十二票對零ニテ可決採擇トナレリ

尙委員會ハ本條約ヲ廢棄シ得ヘキ時期ヲ條約ノ効力發生ノ日ヨリ十ヶ年トスルノ提案ニ對シ之ヲ可決シタル上審議ヲ終了セリ

第二款 委員會決定ノ條約案及勸告草案

委員會ニ於テ決定セラレタル條約案及勸告ノ草案ハ本條約案草案ノ第二十三條ニ新ニハ號ヲ附加セラレタル以外ハ、後ニ總會ニ於テ採擇トナリタル條約案及勸告ト全ク同一ニ付キ此處ニハ之カ掲載ヲ省略スヘシ

第三節 總會

第一款 總會ノ經過

總會ハ六月十七日午前ノ第十四次會議、同日午後ノ第十五次會議ニ於テ本問題ニ關スル審議ヲ行ヒタ

ルカ先ツ委員會ニ於ケル報告委員ノ議事經過報告アリタル後引續キ一般討議ヲナシ次イテ逐條審議ニ入リタリ

一、一般討議

先ツ「ポルトガル」政府代表「クエヴェドー」氏起テ、「ポルトガル」カ其ノ植民地ノ土民ノ福祉ニ付キ常ニ意ヲ拂ヒ來レル旨ヲ告ケ其ノ植民地立法ハ進歩的且人道的ニシテ提案（總會ニ上程セラレタル條約案及勸告ノ草案）ニ宣言セラレアル諸原則ハ既ニ一九二八年ノ「ポルトガル」土民勞働法典中ニ挿入セラレ且實施セラレ居レリト述ヘタル後、轉シテ條約案草案ノ第二十五條ニ關シ同條ハ國際勞働憲章第三十五條ニ何等ノ變更ヲ加フルモノニ非スト解釋スルヲ得ス、委員會ニ於ケルト同様總會ニ於テモ此ノ事ヲ確言シ右明示的留保ヲ付シテ提案ニ賛成ヲナスト結ヒテ降壇ス

次ニ西班牙勞働者側顧問「バレンシア」女史ヨリ條約案草案第二十條第一項ニ關シ南阿聯邦使用者側代表ヨリ本總會ニ提案セラレタル但書追加（ソノ實ハ委員會ニ於テ削除セラレタルモノヲ其ノ儘總會ニ於テ復活セシムトスルモノ）ノ修正案ニ反對スル旨ヲ續々陳述シ右但書ヲ附加スル何等ノ決定的理由存セサルノミナラス、カクテハ多クノ弊害ヲ生スヘシトテ全代表委員ノ考慮ヲ求ムルトコロアリ、英吉利勞働者側顧問「バリンヂャー」氏之ニ續キ委員會ニ於テ作成セラレタル本條約案草案ノ各條ハ勞働者側トシテハ最大限度ノ讓歩ヲ示シタルモノナリトテ原案ノ支持ニ努メタリ

右ノ如ク修正案ニ對スル勞働者側ノ反對演說アリタル後、白耳義政府側顧問「ハレウイク、デ、ホイシユ」氏登壇シ、冒頭委員會ヨリ提出セラレタル本條約案草案ノ採擇ニ付キ白耳義政府ハ強ク之ヲ支持スル旨ヲ告ケタル後、白領「コンゴ」ノ立法ハ募集問題ニ關シ極メテ完備シ居リ、本條約案草案ニ包含サル諸原則ノ大部分ハ既ニ之ヲ實施シ其ノ結果ハ大イニ満足スヘキモノアリ云々ト自讃シ、終リニ白領「コンゴ」ニ存在スル保護制度カ募集ノ行ハルル總ヘテノ地域ニ擴充サレムコトヲ希望シテ、「ペルー」政府代表「ベラウンド」氏ニ演壇ヲ讓ル、「ベラウンド」氏モ亦土民勞働者問題ハ「ラテン、アメリカ」諸國ノ重要問題ニシテ本條約ハ之等諸國ニトリ喫緊ノモノナルヲ以テ提案ノ條約ニ賛成セラレムコトヲ望ムト述ヘ、兩氏共條約案及勸告ノ草案ニ對スル支持的态度ヲ明カニセリ

右ヲ以テ一般討議ヲ終リ總會ハ次イテ條約案等ノ逐條審議ニ入レリ

二、條約案草案ノ逐條審議

議長ハ先ツ本總會ニ對シ條約案草案ノ第二十條及第二十三條ニ關シテ夫々修正案ノ提出アリタル旨ヲ告ケタル後直チニ第一條乃至第十九條ノ各條ヲ逐條の審議ニ付シタルトコロ發言ナキヲ以テ一括可決ト宣言シ、進ンテ第二十條ノ修正案（南阿聯邦使用者代表ノ提出ニカカリ、第二十條第一項「被募集勞働者ノ就勞地ヘノ旅費及旅行中其ノ保護ノ爲ノ一切ノ費用ハ募集者又ハ使用者ノ負擔トス」

ノ末尾ニ「但本規定カ地方ノ慣習ト異ナル場合ニ於テ使用者賃銀率ヲ定ムルニ當リ勞働者ノ旅行ニ關シ其ノ費用ニ對シ合理的ナル參酌ヲ爲シタリト所管官廳ニ於テ認ムルトキハ之ヲ適用セサルコトヲ得」トノ但書ヲ附加セムトスルモノノ討議ニ入レリ

先ツ提案者タル南阿聯邦使用者代表「ブルーク」氏ハ問題トサレ居レル旅費ノ勞働者負擔ノ事實ハ南阿聯邦ニ於テハ往古ヨリ存在セル慣習ニシテ、國內ヲ通シ賃銀率ハ此ノ含ミノ上ニテ定メラレ居レリ、從ツテ南阿聯邦ニ於テ右慣習ヲ覆ヘストキハ賃銀ハ夫レ相當ノ低落ヲ生スヘシ、本條約ノ下ニ於ケル南阿聯邦ノ立場ハ領域内ニ土民勞働者カ居住シ居レル國ナル點ニ於テ殆ント獨特ノモノニシテ從ツテ本條約ヲ一丸トシテ之ヲ採擇スルカ又ハ拒否スルノ外ナク、他國ノ如ク第二十條ノ規定ニ依リ各條項ノ適用ニ付キ又ハ適用ノ場所ニ付キ留保ヲナスカ如キコトヲ爲シ得サルナリ、本修正案カ可決セラルレハ予ハ喜ンテ本條約ニ一票ヲ投スヘシ云々ト述ヘ自己提出ノ修正案ヲ熱心ニ支持セリ右ニ對シ先ツ南阿聯邦勞働代表「アンドリュース」氏ハ右修正案ニハ反對ニシテ委員會ヨリ提出セル條約案ニ賛成ナリト述ヘ、予ハ南阿聯邦ニ於ケル大多數ノ勞働者ノ指令ヲ受ケ來レリ、予ハ本總會ニ向ヒテ第二十條ノ修正案ノ拒否ヲ要望スルニ當リ南阿聯邦勞働階級ノ一タトヒ全部ニ非ストスルモ一大部分ヲ予ノ背後ニ有スト云フニ敢ヘテ躊躇セス、當初ノ草案ニアリテ其後一旦削除セラレタル但書ヲ再挿入セムト企ツルカ如キ修正案ハ第二十條ニ於テ設定セラレタル諸義務ニ抜穴ヲ用意ス

ルモノト云フヘク予ハ特ニ南阿聯邦ニ關シカカル迷路ヲ設クル何等ノ理由ナキコトヲ總會ニ對シテ提言スルモノナリ云々ト南阿金鑛ニ於ケル勞資双方ノ現状ヲ對比シテ論評シツツ滔々トシテ反對ヲ表明スルトコロアリ、次イテ英國勞働者側顧問「バリンヂャー」氏ハ前登壇者ノ後ヲ受ケテ起テ、先ツ南阿聯邦ニ於ケル賃銀制度ノ實情ニ付キ説明ヲナシタル後、「南阿聯邦土民經濟委員會報告書」(Reports of native Economic Commission of the Union of South Africa)「國際勞働評論」(International Labour Review) 所載ノ論說等最近刊行セラレタル二ツノ文書カ「就勞地ヘノ又ハ就勞地ヨリノ勞働者ノ旅費ハ使用者ニヨリテ負擔セラルルヤウ改正スルヲ望マシ」ト發表シ居レル旨ヲ告ケテ右二文書ヲ根據トシテ論旨ヲ進メ行キ最後ニ再ヒ前記土民經濟委員會報告書一報告書ハ政府自身ノ文書ナルコトヲ特ニ指摘シツツ一ヲ引用シ、同報告書中ニ「被募集勞働者ノ旅費ハ鑛山ニ於テ勞働者ノ受クル賃銀ノ二十七パーセント乃至三十七パーセントニ及フ」ト記載シアルハ南阿聯邦ニ行ハルル慣習ノ改正ノ必要アル決定的證據ナリトテ總會カ修正案ヲ拒否セムコトヲ希望シ、後刻登壇セル西班牙勞働者側顧問「バレンシヤ」女史ヨリモ修正案ノ拒否ニ賛成ノ演說アリ、勞働者側ハ飽クマテ原案ノ死守ニ努メタリ

更ニ南阿聯邦政府代表「メッドフォード」氏ハ南阿聯邦ノ勞働及企業ノ狀況等ヲ説明シタル後第二十條ノ原案ヲ其ノ儘ニ存置スル場合ハ南阿聯邦ノ本條約案ノ批准ハ不確實ナルモ若シ修正案カ採擇ト

ナラハ同國政府ハ條約ヲ承認スル見込アリト述ヘ旅費問題ヲ廻リテ勞資ノ尖銳對立ヲ見ツツアル修正案ニ對スル關係政府ノ所見ヲ開陳セリ

最後ニ英吉利政府側顧問「バーノン」氏登壇シ英國政府ヲ代表スルモノトシテ修正案ヲ強ク支持スル旨ヲ告ケタル後、修正案ニ掲クル但書ハ南阿聯邦ノ場合ヲ考慮シ當初ノ原案ニハ挿入セラレ居タルモノナリ今土民勞働者募集ヲ取扱ヘル條約カ南阿聯邦ニ於テ批准サレス又ハ適用サレサル場合ハ條約ヲ記載セル紙ハ反古ニ等シ、ソハ討議ノ經過ヲ通シテ之ヲ觀ルニ會議ニ於テ最モ重要ナル地位ヲ占ムルモノハ即チ南阿ナレハナリ、條約ヲ締結シ然モ其ノ條約中ニ南阿聯邦ノ批准ヲ極度ニ不確實ナラシムル如キ或ルモノ（但書ナキ第二十條ノ規定）ヲ存置スルハ重大ナル過誤ヲナスモノト謂フヘク予ハ總會カカカル過誤ヲナササルヤウ強ク忠言スルト共ニ各位カ予ノ忠言ヲ容レラレムコトヲ望ムト結ヒ、本問題ニ關シ本國タル英吉利政府ノ立場ヲ明示セリ

右終リテ議長ハ討論終結ヲ宣シ、修正案ヲ表決ニ附シタルトコロ、賛成五十三票反對四十八票トナリシモ表決不確實ナリシトテ再ヒ舉手表決ヲナシタルニ賛成四十八票反對五十票ト表ハレ、前後ノ表決ニ反對ノ結果ヲ生シタルノミナラス二回共賛否ノ票數ハ頗ル接近シ居タルヲ以テ最後ニ氏名點呼ヲ行ヒタルトコロ賛成五十一票反對五十一票ノ同數トナリ、總會議事規則（第十七條）ノ定ムルトコロニ依リ終ニ修正案ハ否決ノ運命ニ遭遇セリ、當時日本代表ハ政府側及使用者側ハ修正案ニ贊

成シ、勞働者側ハ之ニ反對投票ヲ爲シタリ

右修正案ノ否決ノ後第二十條ハ無修正ニテ可決セラレタリ

次イテ第二十一條及第二十二條ハ何等發言ナク直チニ可決トナレリ

更ニ進ンテ第二十三條ノ審議ニ入ルニ先タチ、同條ニ關スル修正案ヲ審議セリ、右修正案ハ第二十三條ニ新ニハ號ヲ追加セムトスル提案ニシテ其ノ内容左ノ如シ

「勞働者就勞地ニ到ル旅行中死亡シタルトキハ其ノ家族ハ送還セシメラルヘシ」

右ニ關シ提案者タル和蘭政府側顧問「マルテンス」氏ヨリ提案理由ハ自ラ明瞭ニシテ多ク説明ヲ要セスト述ヘ英國政府側顧問「バーノン」氏ノ贊成意見アリ修正案ハ簡單ニ可決セラレタリ

次イテ第二十三條、第二十四條及第二十五條ハ夫々可決セラレタリ

最後ニ條約全體ヲ表決ニ問ヒタルニ賛成九十三票反對一票ニテ可決採擇トナレリ、而シテ右一票ノ反對ハ南阿聯邦使用者代表ニ依リテ投セラレタルモノナリ

カクテ逐條審議ヲ終了セル條約草案ハ總會議事規則（第六條）ノ定ムルトコロニ依リ起草委員ニ付託セラレタリ

三、勸告案ノ審議

先ツ報告委員英吉利政府側顧問「バーノン」氏ヨリ本勸告立案ノ趣旨ハ既ニ一般討議ノ際十分ニ論

セラレタリトテ極メテ簡單ナル説明アリタル後議長ハ直チニ舉手表決ニ問ヒタルトコロ滿場一致可決トナレリ

一四〇

四、條約草案及勸告案ノ最終表決

六月二十日午前ノ第二十次會議ニ於テ起草委員ノ提出ニカカル條約案及勸告草案ノ最終審議ヲナシタルカ、表決前本條約案ト最モ利害關係深キ南阿聯邦政府代表「アンドリュース」氏起テ棄權ノ止ムナキニ至リタルヲ極メテ遺憾トスル旨ヲ一同ニ告ケテ降壇、直チニ氏名點呼ニ移リタルカ、條約草案ハ賛成百二十三票反對零ニテ、勸告案ハ賛成百十九票反對零ニテ採擇トナレリ、我カ日本代表ハ政府、使用者、勞働者側一同兩案ニ賛成投票ヲ爲シタリ

第二款 總會採擇ノ條約案及勸告

總會ニ於テ採擇セラレタル條約案及勸告ハ左ノ如シ（傍線ヲ附シタル個所ハ委員會採擇ノ條約案ニ新ニ總會ニ於テ追加シタルモノナリ）

勞働者募集ノ或ル特殊制度ノ規律ニ關スル條約案

第一條

本條約ヲ批准スル國際勞働機關各締盟國ハ其ノ各領土ニ土民勞働者ノ募集カ現存シ又ハ將來ニ於テ

存スヘキ場合ニ於テ左ノ規定ニ從ヒ募集ニ付キ規定ヲ設クルコトヲ約ス

第二條

本條約ニ於テ

- (イ) 「募集」ハ就勞地、公設ノ移民若ハ職業紹介所又ハ使用者團體ノ經營ニ屬シ所管官廳ノ監督ヲ受クル紹介所ニ於テ自發的ニ自己ノ勞務ヲ提供スルニ非サル者ノ勞働ヲ得又ハ供給スル目的ヲ以テ行ハルル一切ノ行爲ヲ包含ス
- (ロ) 「土民勞働者」ハ締盟國ノ屬領ノ土民ニ屬シ又ハ之ニ類スル勞働者及締盟國本土ノ土民ニ屬シ又ハ之ニ類スル勞働者ヲ包含ス

第三條

事情ニ依リ斯ル政策ヲトルヲ望マシトスルトキハ所管官廳ハ左ノ種ノ募集行爲ニ對シテハ本條約ノ適用ヨリ之ヲ除外スルコトヲ得但シ職業的募集ニ從事セル個人又ハ團體ノ行フ募集行爲ハ此ノ限ニ在ラス

- (イ) 一定制限數以上ニ勞働者ヲ使用スルニ非サル使用者ニ依リ又ハ其ノ使用者ノ爲メニ行ハルル募集行爲

- (ロ) 就勞地ヨリ一定制限圍内ニ於テ行ハルル募集行爲

第四條 (ハ) 個人及家庭ノ使用人並ニ非筋肉労働者雇傭ノ爲メノ募集行爲

或ル地域ニ對シ労働者募集ヲ包含シ得ル經濟開發計畫ハ所管官廳ニ於テ實際的ニシテ且必要ナリト考ヘラルル左ノ手段ヲ採リタル後ニ非サレハ之ヲ認可スルコトヲ得ス

(イ) 必要ナル労働ヲ得ル爲ニ使用者ニ依リ又ハ使用者ノ爲ニ關係住民ニ加ヘラルル壓迫ノ危険ヲ避クル手段

(ロ) 關係住民ノ政治的及社會的組織並ニ其ノ新經濟狀態ヘノ適應能力カ労働ノ需要ニ依リ危険ニ陥ラシメラレサルコトノ保障手段

(ハ) 關係住民ニ對スル此ノ經濟的發展ノ其他ノ一切ノ惡影響ノ豫防手段

第五條

一、或ル地域ニ於ケル労働募集ヲ許可スルニ當リテハ所管官廳ハ先ツ成年男子ノ不在カ關係住民ノ社會生活ニ及ホス虞アル結果ヲ考慮シテ左ノ事項ニ付考慮スヘシ

(イ) 人口ノ密度、其ノ増加又ハ減少ノ傾向並ニ成年男子ノ不在ノ出生率ニ及ホスヘキ結果

(ロ) 關係住民ノ健康、福利及發展特ニ食糧供給ニ關シ成年男子ノ不在ノ與フヘキ影響

(ハ) 成年男子ノ不在ニ因リ家族及道德ニ及ホス危険

(ニ) 成年男子ノ不在ニ因ル關係住民ノ社會組織ニ及ホス虞アル結果

二、所管官廳ハ事情ニ依リ實際的ニシテ且必要ナリト認ムルトキハ成年男子ノ不在ニ因ル惡影響ニ對シ關係住民ヲ保護スル爲特定ノ社會的單位ニ於テ募集セラルヘキ成年男子數ノ最大限度ヲ定メ其ノ地域ニ殘存スル成年男子數ヲシテ成年男子ノ婦人及兒童ニ對スル通常ノ一定百分比以下ニ下ラシメサルコトヲ要ス

第六條

未成年者ハ之ヲ募集スルコトヲ得ス但シ所管官廳ハ一定ノ年齡以上ノ未成年者カ輕易ナル職業ニ雇傭セラルルタメ其ノ兩親ノ同意ヲ得テ募集セラルコトヲ右未成年者ノ福利ニ付キテノ所定ノ保護ヲ條件トシテ之ヲ許可スルコトヲ得

第七條

一、家長ノ募集ハ家族ノ募集ヲ包含スト看做サルコトヲ得ス
二、所管官廳ハ事情ニ依リ實際的ニシテ且望マシト認ムルトキハ労働者特ニ家庭ヨリ遠距離ニ在リ且一定期間ヲ超ユル期間農業又ハ之ニ類スル職業ニ募集セラレタル労働者ニ對シ其ノ家族ノ同伴ヲ獎勵スヘシ

三、募集労働者ハ彼ト共ニ就勞地ニ赴キ且滞在スルコトヲ許サレタル妻及幼兒ヨリ別居セシメラル

ルコトヲ得不但シ關係者ノ特別ノ要求アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 四、募集地ヨリ労働者出發前ニ反對ノ意思表示ヲナササル限り、募集労働者ニ家族同伴ノ許可ヲ與ヘタルトキハ其ノ許可ハ家族ニ對シテモ亦就勞ノ全期間中其ノ労働者ト同居スルノ權利ヲ與ヘタルモノト看做ス

第八條

事情ニ依リ實際的ニシテ且望マシキトキハ被募集労働者ヲシテ之ヲ適當ナル人種の條件ニ從ヒ就勞地ニ於テ集團セシムルコトヲ募集許可ノ條件トナスコトヲ得

第九條

官公吏ハ直接タルト間接タルトヲ問ハス私的事業ノ爲ニ募集スルコトヲ得ス但シ被募集労働者カ官公廳ヨリ請負ヒテ行ハルル私的事業ニ依リ施行セラルル公共事業ニ使用セラルルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條

會長其ノ他ノ土民官廳ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス
 (イ) 募集代理人トシテノ行爲
 (ロ) 應集未定者ヘノ壓迫

(ハ) 出所ノ如何ヲ問ハス募集援助ニ對スル特別報酬又ハ其ノ他ノ特別誘惑物ノ受領

第十一條

何人タルヲ問ハス又ハ如何ナル團體タルヲ問ハス職業的募集ニ従事スルコトヲ得ス但シ其ノ者又ハ團體カ所管官廳ノ許可ヲ受ケ且官公廳ノ爲或ハ一人若ハ二人以上ノ特定使用者又ハ使用者團體ノ爲ニ募集スルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十二條

使用者、使用者ノ代理人、使用者團體、使用者ノ補助ヲ受クル團體並ニ使用者團體及使用者ノ補助ヲ受クル團體ノ代理人ハ所管官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ニ非サレハ募集ニ従事スルコトヲ得ス

第十三條

一、所管官廳ハ左ノ事項ヲ爲シタル後ニ非サレハ募集許可證ヲ下附スルコトヲ得ス
 (イ) 許可申請者個人ナルトキハ其ノ者カ適當且適正ナル者ナリトノ確認
 (ロ) 許可申請者カ使用者團體又ハ使用者ニ依リテ補助セラルル團體タル場合ノ外、申請者カ被許可人トシテノ適正ナル行動ニ對スル金錢上又ハ其ノ他ノ保證ヲ供スヘキコトノ命令
 (ハ) 許可申請者使用者タルトキハ其ノ支拂義務アル賃銀ノ支拂ニ對シ經濟的又ハ其ノ他ノ保證ヲ供スヘキコトノ命令

- (ニ) 募集セラルヘキ労働者ノ健康及福利ヲ保障スル爲ニ適當ナル規定セラレタリトノ確認
- 二、被許可人ハ所管官廳ノ定ムル様式ニ從ヒ記録ヲ保存シ之ニ依リ各募集行爲ノ正當ナルコトヲ證明シ各被募集労働者ノ身元ヲ證明スルコトヲ可能ナラシムヘシ
- 三、被許可人ニシテ他ノ被許可人ノ代理人タル者ハ能フ限り固定給ヲ受クヘシ被募集労働者ノ人頭割報酬ヲ受クル場合ニハ此ノ報酬ハ所管官廳ノ定ムル最大限度ヲ超ユルコトヲ得ス
- 四、許可證ノ有効期間ハ所管官廳ノ定ムル一ケ年ヲ超エサル一定ノ期間ニ之ヲ制限ス
- 五、許可證ノ更新ハ被許可人カ許可證下付ノ條件ヲ遵守セシ場合ニ限ル
- 六、所管官廳ハ左ノ権限ヲ有ス

- (イ) 被許可人犯罪又ハ不正行爲ヲ犯シ募集行爲ヲ行フニ適セサル場合ニ於ケル許可ノ取消
- (ロ) 被許可人ノ行動ニ付キテノ調査ノ結果ヲ待ツ間許可ノ停止

第十四條

- 一、何人ト雖モ現實ノ募集行爲ニ當リテ從屬的資格ニ於テ被許可人ヲ補佐スルコトヲ得ス但シ其ノ者カ官公吏ノ承認ヲ受ケ且被許可人ヨリ許可ヲ與ヘラレタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 二、被許可人ハ前項ノ補佐者ノ適正ナル行爲ニ對シ責任ヲ有ス

第十五條

- 一、事情ニ依リ必要ニシテ且實際的ナリト認ムルトキハ所管官廳ハ左ニ該當スル労働者タル募集者

ニ對シテハ許可證所持ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

- (イ) 労働者トシテ事業ニ使用セラルル者ニシテ其ノ事業ノ爲ニ他ノ労働者ヲ募集スル者
- (ロ) 使用者ヨリ書面ニ依リ正式ニ他ノ労働者ノ募集ヲ委託セラレタル者
- (ハ) 募集ニ對シ一切ノ報酬又ハ利益ヲ受クルニ非サル者
- 二、労働者タル募集者ハ應募者ニ對シ賃銀ノ前拂ヲ爲スコトヲ得ス
- 三、労働者タル募集者ハ所管官廳ノ規定スル地域内ニ非サレハ募集ヲ爲スコトヲ得ス
- 四、労働者タル募集者ノ行爲ハ所管官廳ノ定ムル方法ニ依リ監督ヲ受ク

第十六條

- 一、被募集労働者ハ之ヲ官公吏ノ前ニ出頭セシムルコトヲ要ス官公吏ハ募集ニ關スル法令カ遵守セレ特ニ労働者カ不法ナル壓迫ヲ受ケ又ハ虚偽若クハ錯誤ニ依リ募集セラレタルモノニ非サルコトヲ確認スヘシ
- 二、被募集労働者ハ之ヲ募集地ニ便利且近接ノ官公吏ノ前ニ出頭セシムルコトヲ要ス一地域ニ於テ募集セラレ他ノ行政管轄地域ニ使用セラルル場合ニハ遅クトモ募集地域ヨリノ出發地ニ於テ出頭セシムヘシ

第十七條

事情ニ依リ實際的ニシテ且必要ナリト認ムルトキハ所管官廳ハ募集地又ハ其ノ近接地ニ於テ從事スルニ非サル各被募集勞働者ニ對シ例ヘハ勞働者身分證明書、雇傭條件案内及勞働者ニ對シ與ヘラルヘキ賃銀ノ前拂ノ詳細書ノ如キ所管官廳ノ規定スル詳細書ヲ包含セル心得書、勞働手帳又ハ假契約書ノ如キ書類ノ發行ヲ命スヘシ

第十八條

- 一、被募集勞働者ハ總ヘテ健康診斷ヲ受クルコトヲ要ス
- 二、勞働者募集地ヨリ遠距離ニ在ル職業ニ募集セラレタルトキハ募集地ニ便利且近接ノ地ニ於テ又ハ異レル行政地域ノ職業ニ關シテ一地域ニ於テ募集セラレタルトキハ募集地ニ便利且近接ノ地若ハ遅クトモ募集領域ヨリ出發地ニ至ル間ニ於テ健康診斷ヲ行フヘシ
- 三、所管官廳ハ第十六條ノ規定ニ從ヒ勞働者ノ出頭アリタル官公吏ニ對シ勞働者左ノ條件ヲ備フルトキ其ノ健康診斷ヲ行フ前ニ出發ノ許可ヲ與フル權限ヲ付與スルコトヲ得
 - (イ) 募集地ノ近接地又ハ出發地ニ於テ健康診斷ヲ行フコト不可能ナリシコト及現在不可能ナルコト
 - (ロ) 勞働者旅行及豫想セララルル職業ニ適スルコト
 - (ハ) 勞働者就勞地到着ノトキ又ハ其ノ後能フ限リ速ニ健康診斷ヲ受クルコト

- 四、特ニ被募集勞働者ノ旅行其ノ健康ニ害ヲ與フル虞アル程度ノ期間及狀態ノモノナルトキハ所管官廳ハ出發前及就勞地到着後其ノ健康診斷ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得
- 五、所管官廳ハ被募集勞働者ノ風土馴化及適應並ニ免疫ニ對シ必要ナル一切ノ手段ヲ講セララルヘキコトヲ保障スヘシ

第十九條

- 一、募集者又ハ使用者ハ能フ限リ常ニ被募集勞働者ノ爲ニ就勞地ヘノ輸送ヲ爲スヘシ
- 二、所管官廳ハ左ノ事項ヲ確實ナラシムル爲ニ必要ナル一切ノ手段ヲ講スヘシ
 - (イ) 勞働者輸送ニ使用セラルル船車ハ輸送ニ適當ニ適合シ衛生狀態良好ニテ乘員過剩トナラサルコト
 - (ロ) 旅行夜間ニ亘ルトキハ勞働者ノ爲ニ適當ナル設備ヲ爲スコト
 - (ハ) 遠距離旅行ノ場合ニハ勞働者ノ醫療及福利ノ爲ニ必要ナル一切ノ準備ヲ爲スコト
- 三、被募集勞働者就勞地迄徒歩ニテ長距離旅行ヲ爲スヘキトキハ所管官廳ハ左ノ事項ヲ確實ナラシムル爲ニ必要ナル一切ノ手段ヲ講スヘシ
 - (イ) 毎日ノ旅行距離ハ勞働者ノ健康及體力保持ヲ害セサル程度ノモノナルコト
 - (ロ) 勞働移動量ヨリシテ之ヲ必要トスルトキハ主要路線ノ適當ノ場所ニ適宜ナル衛生條件ヲ備ヘ

醫療必要品ヲ有スル休憩假舎又ハ休憩家屋ヲ設備スルコト

四、被募集労働者集團ヲ爲シテ就勞地ニ長距離旅行ヲ爲スヘキトキハ責任アル者ニ依リ護送セラレハシ

第二十條

一、被募集労働者ノ就勞地ヘノ旅費及旅行中其ノ保護ノ爲ノ一切ノ費用ハ募集者又ハ使用者ノ負擔トス

二、募集者又ハ使用者ハ被募集労働者ニ對シ就勞地迄ノ旅行中其ノ福利ニ必要ナル一切ノ物ヲ供給スヘシ特ニ其ノ地方ノ事情ノ必要ニ從ヒ食糧、飲料水、燃料及什器、衣服及毛布ヲ適宜且適當ニ供給スヘシ

三、本條ノ規定ハ所管官廳ニ於テ其ノ適用可能ナリト認ムル限度ニ於テノミ労働者タル募集者ニ依リ募集セラレタル労働者ニ之ヲ適用ス

第二十一條

被募集労働者ニシテ左ノ事項ニ該當スル者ハ募集者又ハ使用者ノ費用ニ於テ送還セシメラルヘシ

- (イ) 就勞地ヘノ旅行中ニ疾病又ハ災害ニ依リ勞務不能トナリタル者
- (ロ) 健康診斷ニ依リ使用ニ適セサルコト判明セル者

(ハ) 募集後其ノ責ニ歸シ得サル理由ニ依リ從業セサルニ至リタル者

(ニ) 虚偽又ハ錯誤ニ依リ募集セラレタルモノナルコトヲ所管官廳ニ依リ發見セラレタル者

第二十二條

所管官廳ハ賃銀前拂トシテ被募集労働者ニ支拂ハルル額ヲ制限シ此ノ前拂ヲ行フ條件ヲ規定スヘシ

第二十三條

被募集労働者ノ家族、労働者ニ同伴シテ就勞地ヘ赴クコトヲ許サレタルトキハ所管官廳ハ旅行中其ノ健康及福利ノ保護ニ付一切ノ必要ナル手段ヲ講スヘシ特ニ

(イ) 本條約第十九條及第二十條ノ規定ハ此ノ家族ニ之ヲ適用ス

(ロ) 第二十一條ノ規定ニ依リ労働者送還セシメラルトキハ其ノ家族モ亦送還セシメラルヘシ

(ハ) 労働者就勞地ニ赴ク旅行中死亡シタルトキハ其ノ家族ハ送還セシメラルヘシ

第二十四條

一、他ノ行政管轄地域ニ於ケル職業ノ爲メノ労働者募集ヲ許可スルニ當リテハ募集地域ノ所管官廳ハ被募集労働者カ其ノ管轄區域外ヲ旅行スル場合本條約ノ規定ニ合致セル其ノ保護ニ關シ必要ナル一切ノ手段カ講セラレタルコトヲ先ツ確ムルコトヲ要ス

二、労働者一地域ニ於テ他ノ行政管轄地域ニ於ケル職業ノ爲ニ募集セラレ關係所管官廳ニ於テ募集

ノ情勢及員數ヨリ考へ必要アリト認ムルトキハ當該官廳ハ募集許可範圍ヲ定メ募集及雇傭ノ條件ノ實行ヲ監督スル上ニ於テ官廳間ニ協力ヲ爲スコトニ付協定ヲ爲スヘシ

三、一地域ニ於ケル他ノ行政官轄地域ニ於ケル職業ノ爲メノ勞働者募集ハ募集地ノ所管官廳ノ發給スル許可證ヲ有スルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス但シ當該官廳カ就勞地域ノ所管官廳ノ發行セラル許可證ヲ以テ自己ノ發行セル許可證ニ相當スルモノナリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

四、募集地ノ所管官廳他ノ行政官轄地域ニ於ケル職業ノ爲メノ募集ノ情勢及員數ヨリ考へ必要アリト認ムルトキハ其認可セル團體ニ非サレハ此ノ募集ヲ爲スコトヲ得サルコトヲ規定スルコトヲ得

第二十五條

一、國際勞働機關憲章第三十五條ニ於ケル領土ニ關シテハ本條約ヲ批准スル關係勞働機關各締盟國其ノ批准ニ左ノ事項ヲ示ス宣言ヲ附加スヘシ

(イ) 本條約ノ規定ニ修正ヲ加ヘスシテ其ノ適用ヲ約スル領土

(ロ) 本條約ノ規定ニ修正ヲ加ヘテ其ノ適用ヲ約スル領土及其ノ修正ノ詳細

(ハ) 本條約ノ適用ナキ領土及此ノ場合ニ於ケル適用セサル理由

(ニ) 決定ヲ留保セル領土

二、前項(イ)及(ロ)ニ關スル約定ハ批准ノ一部ト看做サレ批准ノ效力ヲ有ス

三、締盟國ハ總ヘテ其ノ後ノ宣言ニ依リ第一項(ロ)ハ又ハ(ニ)ニ關スル其ノ最初ノ宣言ニ於テ爲サレタル留保ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得

募集ノ漸次的廢止ニ關スル勸告

總會ハ勞働者募集ノ或ル特殊制度ノ規律ニ關スル條約案ヲ採擇シ

募集ニ關スル右規律ニ加フルニ、必要ニシテ且望マシキ場合ハ勞働募集ノ漸次的廢止及勞働ノ自發的

提供ノ發展ノ政策ヲ採ルコトカ國際勞働機關各締盟國ノ遵守スヘキ基本的原則タルヘキヲ考慮シ

國際勞働機關各締盟國カ左記ニ依リ右廢止ヲ促進スヘキ措置ヲ執ルヘキコトヲ勸告ス

(イ) 勞働條件ノ改善

(ロ) 輸送方法ノ發達

(ハ) 就勞地ニ於ケル勞働者及其ノ家族ノ殖民カ所管官廳ノ政策タル場合右殖民ノ獎勵

(ニ) 行政的監督及指揮ノ下ニ於ケル勞働ノ自發的移動ノ容易化

(ホ) 土民ノ教育的向上及其ノ生活標準ノ改善

第二章 年次有給休暇制限問題

第一節 總 說

第一款 序 說

年次有給休暇制限問題ハ曩ニ第十九回總會ニ於テ第一次討議ヲ爲シタルモノニシテ本總會ニ於テハ其ノ第二次討議ヲ爲シ之ニ付テ最終決定ヲ爲スヘキモノナリ

之ヨリ先キ國際勞働事務局ハ第十九回總會ニ對シ本問題ニ關スル各國ノ法規及之カ實施狀況ヲ記述セ
ル準備報告書(所謂灰色報告書)ヲ作成シ、右報告書中ニ各國政府ニ宛テ發スヘキ質問書ノ要點タル
「諮問事項」ヲ載セタルカ第十九回總會ハ本問題ヲ審議セシムル爲總數四十八名ヨリ成ル委員會ヲ設置
シ、該委員會ハ前後八回ノ會議ヲ重ネ事務局作成ノ「諮問事項」ノ各項ニ付審議シ、原案ニ若干ノ修
正ヲ加ヘテ之ヲ可決シ之ヲ總會ニ報告セリ、而シテ總會ニ於テハ、委員會作成ノ結論案ノ審議ニ入り
結局右結論案ハ百六票對六票ヲ以テ採擇セラレ、次テ本問題ヲ第二十回總會ノ議題ニ上程スル件ニ就
テハ百七票對五票ヲ以テ可決セラレ、該總會ニ於テハ最終討議ヲ行フヘキコトヲ決定セリ
茲ニ於テ國際勞働事務局ハ總會ノ決定シタル諸點ヲ基礎トシテ質問書(所謂赤本)ヲ作成シタル上、

之ヲ各國政府ニ宛テ發送シ之カ回答ヲ求メ各國政府ノ回答ヲ比較検討シテ一ノ最終報告書(所謂青色
報告書)ヲ作成シ之ニ各國政府ノ回答ヲ基礎トシテ作成シタル條約案ノ草案及之ニ關聯セル勸告ノ草
案ヲ載セテ之ヲ第二十回總會ニ提出シタリ

第二款 質問書及回答

第一、質問書

第十九回總會ニ於テ決定セル諸點ニ基キ國際勞働事務局カ作成シ各國政府宛發送シタル質問書左ノ如
シ

質 問 書

國際規律ノ形式

- 一、國際勞働總會ハ有給休暇ニ關スル國際規律ヲ條約案ノ形式ニ於テ採擇スヘシト考ヘラル、ヤ
- 二、條約ニ非サレハ總會ハ勸告ヲ採擇スヘシト考ヘラル、ヤ
- 三、(一) 條約案ノ形式ニ於ケル規律ニ賛成セラル、トキハ條約ハ
 - (イ) 原則ヲ規定スルニ止ムヘシト考ヘラル、ヤ又ハ
 - (ロ) 詳細規定ヲ包含スヘシト考ヘラル、ヤ
- (二) 對スル回答カ肯定的ナルトキハ原則ヲ定ムル條約案ヲ其ノ適用ニ關スル詳細規定ヲ示ス

勸告ノ採擇ニ依リ補充スルコト望マシト考ヘラル、ヤ

有給休暇ノ定義

四、(一) 國際規律ハ「有給休暇」ナル用語ノ定義ヲ包含スヘシト考ヘラル、ヤ

(二) 然リトセハ如何ナル定義又ハ定義ノ標準ヲ提案セラル、ヤ

規律ノ適用範圍

五、國際規律ハ左記ノ種類ノ企業及設備ニ於テ使用セラル、者ニ適用スヘシト考ヘラル、ヤ

(イ) 鑛山並ニ道路、鐵道、内地水路又ハ航空路ニ依ル運送ヲ包含スル工業的企業

(ロ) 郵便、電信及電話ヲ包含スル商業的設備及事務所ノ設備

(ハ) 病者、虛弱者、貧窮者又ハ精神的不適者ノ治療又ハ看護ノ爲ノ設備

(ニ) 旅館、料理店、下宿屋、俱樂部「カフェー」及其ノ他ノ飲食店

(ホ) 劇場及公衆娛樂場

六、包含スヘシト考ヘラル、他ノ企業又ハ設備存スルヤ然リトセハ何々ナルヤ

七、第五問及第六問ニ擧ケラル、企業及設備ニ於テ行ハレサル他ノ種類ノ職業ニシテ包含セラルヘシ

ト考ヘラル、モノ存スルヤ然リトセハ何々ナリヤ

八、(一) 各國ニ於ケル權限アル機關ハ特定ノ種類ノ者ヲ國際規律ノ範圍ヨリ除外スルコトヲ許容セラ

ルヘシト考ヘラル、ヤ

(二) (一)ニ對スル回答カ肯定的ナルトキハ如何ナル種類ヲ提案セラル、ヤ

九、(一) 第五問及第六問ニ掲ケラル、各種ノ企業、設備及職業ニ關シ別個ノ國際規律カ採擇セラルヘ

シト考ヘラル、ヤ

(二) (一)ニ對スル回答カ肯定的ナルトキハ如何ニシテ各種類ヲ若干ノ規律ニ配分スルコトヲ提案セラ

ル、ヤ

劃一的ナルカ又ハ夫々異レル制度

十、本規律ノ範圍内ニ入ル一切ノ種類ノ被用者ニ付單一ノ有給休暇制度カ規定セラルヘシト考ヘラル、ヤ

右ノ質問ニ對スル回答カ否定的ナルトキハ以下ノ質問ニ對スル回答ニ於テ貴國政府ノ提案セラル、各種ノ有給休暇制度及ヒ其ノ適用ヲ受クル種類ヲ指示セラレタシ

十一、(一) 徒弟ニ付特別ノ制度カ規定セラルヘシト考ヘラル、ヤ

(二) 然リトセハ徒弟ヲ如何ニ定義スヘシト考ヘラル、ヤ

(三) 徒弟ニ付如何ナル特別制度ヲ提案セラル、ヤ

資格條件及休暇ノ長サ

- 十二、(一) 休暇ヲ受クル権利ハ同一ノ使用者ノ下ニ於ケル繼續的勞務ノ最少限度ノ期間後ニ於テノミ取得セラルヘシト考ヘラル、ヤ
- (二) 「繼續的勞務」ノ意味ニ關スル規定ヲ國際規律中ニ挿入スルコトヲ必要ナリト考ヘラル、ヤ且然リトセハ如何ナル規定ヲ提案セラル、ヤ
- 十三、最少限度ノ期間ハ如何程ナルヘシト考ヘラル、ヤ
- 十四、右最少限度ノ勞務期間ニ準スル最少限度ノ休暇期間ハ如何程ナルヘシト考ヘラル、ヤ
- 十五、(一) 勞務期間ノ長サノ増加スルニ連レテ休暇期間モ増加スヘシト考ヘラル、ヤ
- (二) 然リトセハ勞務期間ニ於ケル相繼ク段階及各段階ノ完了後ニ於ケル勞務期間ニ準スル最少限度ノ休暇期間ハ如何ナルヘシト考ヘラル、ヤヲ指示セラレタシ
- 十六、左記ノ中休暇期間ノ計算上除外セラルヘシト考ヘラル、モノアリヤ且然リトセハ何レヲ除外スヘシト考ヘラル、ヤ
- (イ) 日曜日
- (ロ) 法定ノ公ノ休日
- (ハ) 土曜日ノ午後
- 十七、(一) 國際規律ハ各國ニ於ケル事情ヲ考慮シテ休暇ヲ取ルコトヲ得ル時期ヲ規定スヘシト考ヘラル、ヤ

ル、ヤ

- (二) 右ニ對スル回答カ肯定的ナルトキハ此ノ點ニ關シテ如何ナル規定ヲ提案セラル、ヤ
- 十八 (一) 國際規律ハ何人ニ依リ且如何ナル手續ニ從ヒ休暇ノ日カ定メラルヘキヤヲ定ムル規定ヲ包含スヘシト考ヘラル、ヤ
- (二) (一)ニ對スル回答カ肯定的ナルトキハ如何ナル規定ヲ提案セラル、ヤ
- 休暇ノ繼續性及細分
- 十九、國際規律ハ一般的ニハ休暇ハ繼續的タルヘシトノ原則ヲ規定スヘシト考ヘラル、ヤ
- 二十、(一) 假令繼續性ニ關スル原則カ規定セラル、トモ休暇ヲ細分スル可能性ヲ許容スヘシト考ヘラル、ヤ
- (二) 如何ナル程度ニ於テ且如何ナル條件ニ於テ細分カ許容セラルヘシト考ヘラル、ヤ
- 休暇中ニ於ケル給料
- 二十一、國際規律ハ被用者カ其ノ休暇期間ニ對シテ其ノ通常ノ報酬ヲ受クヘキコトヲ規定スヘシト考ヘラル、ヤ
- 二十二、(一) 國際規律ハ左記ノ者ニ付休暇中ノ給料ノ計算ニ關スル規則ヲ規定スヘシト考ヘラル、ヤ
- (イ) 時間率ニテ支拂ハル、者

(ロ) 全部又ハ一部出來高又ハ個數率ヲ以テ支拂ハル、者

(二) (一)ニ對スル回答カ肯定的ナルトキハイ、及(ロ)ノ場合ニ付如何ナル規則ヲ提案セラル、ヤ

休暇ヲ受クル權利ノ喪失

二十三、(一) 國際規律ハ休暇ヲ受クル權利ヲ喪失スヘキ條件ヲ定ムル規定ヲ包含スヘシト考ヘラル、

ヤ

(二) 然リトセハ如何ナル條件ヲ提案セラル、ヤ

休暇ヲ受クル權利ノ廢棄ヲ無効トスルコト

二十四、(一) 國際規律ハ休暇ノ廢棄ヲ無効トスル規定ヲ包含スヘシト考ヘラル、ヤ

(二) (一)ニ對スル回答カ肯定的ナルトキハ如何ナル規定ヲ提案セラル、ヤ

休暇ヲ拋棄スルコトノ禁止

二十五、(一) 國際規律ハ被用者カ其ノ資格ヲ有スル休暇ヲ拋棄スルコトヲ禁スル規定ヲ包含スヘシト考ヘラル、ヤ

(二) (一)ニ對スル回答カ肯定的ナルトキハ如何ナル規定ヲ提案セラル、ヤ

實施ニ關スル措置

二十六、國際規律ハ其ノ規定ノ實施カ監督制度ニ依リテ確保セラルヘシト考ヘラル、ヤ

二十七、國際規律ハ其ノ規定ノ違反ニ對スル處罰ノ制度ノ確立ヲ要求スヘシト考ヘラル、ヤ

二十八、各使用者ハ各勞働者ノ休暇及之ニ關シテ當該勞働者ニ支拂ハレタル報酬ヲ記録スルコトヲ要求セラヘシト考ヘラル、ヤ

二十九、實施ニ關シ右ノ外ニ國際規律ニ包含セシムヘシト考ヘラル、規定アリヤ然ラハ如何ナル規定ヲ包含セシムヘキヤ

第二、回 答

質問書ニ對シテハ三十五ヶ國ヨリ回答アリタルカ其ノ中詳細ナル回答ヲナサ、リシモノハ日本、英國、愛蘭、勃牙利及濠洲(無線電信ニテ回答セリ)ニシテ他ハ何レモ詳細ナル回答ヲナセリ

一、國際規律ノ形式及性質(質問第一乃至第三)

(一) 國際規律ノ形式

(1) 條約案ニ賛成セルモノ

左ノ如ク大多數ヲ占ム、而シテ其ノ大部分ハ若シ條約案カ採擇セラル、コト困難ナル場合ハ勸告ニ依ルヘシトセルモ、佛蘭西ハ之ニ反對セリ

埃太利、白耳義、伯利西爾、智利、支那、玖馬、丁抹、西班牙、芬蘭、洪牙利、愛蘭、伊太利

那威、波蘭、葡萄牙、瑞典、南阿、米國、亞爾然丁、濠洲、佛蘭西、加奈陀(オンタリオ州)、羅馬尼亞「ルクセンブルグ」チエッコスロヴァキア「リスアニア」「エストニア」「イラク」

(2) 條約案ニ反對シ勸告ニ賛成セルモノ

(イ) 英國 其理由ハ必スシモ條約案ニ絶對反對トイフニハ非サルモ過半数ノ勞働者ハ一年ノ間ニ數人ノ使用者ニ雇傭セラレ或ハ間歇的ニ雇傭セラル、状態ニ在ルヲ以テ直ニ條約案ニ賛成シ難シ、然レ共促進スル意味ニ於テ勸告ニハ賛成スト謂フニアリ

(ロ) 瑞西 瑞西ニテハ本制度ハ州ニ於テ相當ニ實施セラレ、本制度ノ趣旨ニハ賛成ナルモ、瑞西ノ如キ高賃銀ノ國ニテハ本制度實施ノ結果生産費ノ増大著シク、國際競争場裡ニ不利ナル地位ニ立ツヘキヲ以テ條約案ニ賛成シ難シト謂フナリ

(ハ) 勃牙利及「ユーゴスラヴィア」何レモ條約案ニ反對シ勸告ニ賛成セルモ其ノ趣旨ヲ明示セス
(3) 條約案ニ強イテ反對セサルモ勸告ノ方可ナリトスルモノ

印度 印度ノ國內事情ニ依レハ工業中心地ニ於ケル勞働者ハ概ネ、遠隔ノ地ヨリ募集セラレタルモノニシテ、僅少ノ休暇期間ニ家ニ歸ルコトハ困難ナレハ、休暇ノ實效無ク、カ、ル勞働者ハ多數ニ上ルヲ以テ一般的規律ヲ適用スルコトハ困難ナリ、然レ共若シ條約案ニハ原則ヲ規定スルニ止リ、勸告ニ細目ヲ規定スルナラハ賛成シ得サルニ非ストイフナリ

(4) 國際規律ニ賛成セサルモノ

(イ) 日本 回答ニ表ハサレタル所ニ依リ日本ハ如何ナル國際規律ニモ賛セサルモノ、中ニ分類セラレタリ、然レ共一般討議ノ際ニ於テ後記ノ如ク吉阪政府代表ハ日本カ勸告ニ賛成ナル旨ヲ明ニシタリ

(ロ) 和蘭 其理由ハ本制度ノ社會的價值ハ之ヲ認ムルモ現在ノ經濟事情ハ新シキ重荷ヲ工業ノ上ニ課セシメ生産費ヲ増大セシムル結果トナルヘキ制度ヲ實施セントスルニハ餘リニ不適當ナル状態ニ在ルヲ以テ、條約案、勸告共ニ賛成シ得スト謂フニアリ

(二) 條約案ノ性質

(1) 左ノ二十ヶ國ハ原則ノミ規定シ詳細ハ之ヲ勸告ニ讓ルヲ可トセリ

支那、丁抹、西班牙、芬蘭、洪牙利、伊太利、那威、葡萄牙、瑞典、南阿、米國、亞爾然丁、加奈陀(オンタリオ州)、佛蘭西、羅馬尼亞、「ルクセンブルグ」チエッコスロヴァキア「リスアニア」「エストニア」「イラク」

(2) 左ノ六ヶ國ハ詳細規定ヲ包含スルヲ可トセリ

埃太利、白耳義、伯利西爾、智利、玖馬、波蘭

二、有給休暇ノ定義(質問第四)

- (1) 左ノ十五ヶ國ハ定義ヲ條約案中ニ規定スルコトニ反對セリ、其ノ主タル理由ハ若シ定義ヲ定ムルトキハ實施上多大ノ困難ニ遭遇スルコトアルヘク、利益ヨリモ不利益ノ方大ナルヘシ、而モ定義ヲ定メサルモ有給休暇ノ概念ハ規定ノ内容ニ依リ自ラ明トナルヘシト謂フナリ、羅馬尼亞ノ如キハ有給休暇ノ輪廓ヲ明瞭ナラシムヘキ事項ヲ列舉シ、右ノ事項ハ必ス條約中ニ包含セシムヘキモノトナセリ
- 白耳義、智利、丁抹、西班牙、芬蘭、印度、伊太利、和蘭、波蘭、瑞典、南阿、米國、羅馬尼亞、
「ルクセンブルグ」「エストニア」
- (2) 左ノ十四ヶ國ハ定義ヲ規定スルコトニ賛成セルモ、其ノ掲クル所ハ各著シク相違セリ
埃太利、伯利西爾、支那、玖馬、洪牙利、那威、葡萄牙、瑞西、亞爾然丁、佛蘭西、加奈陀（オ
ンタリオ州）、「ユーゴスラヴィア」「チエコスロヴァキア」「リシアニア」
- (3) 「イラク」ハ賛否ヲ明ニセス、唯若シ定義カ定メラル、際ニハ公休日、宗教上ノ休日等ノ既定ノ
休日及病休ノ日ハ之ヲ有給休暇期間中ヨリ除外スル旨ヲ規定スヘキコトヲ主張セリ

三、規定ノ適用範圍

- (一) 包含セラルヘキ企業及設備ノ種類（質問第五乃至第七）
- (a) 質問第五ニ掲クル企業及設備ノ種類ノ可否

- (1) 左ノ如ク大多數ノ國ハ質問第五ニ掲ケラル、企業及設備ノ種類ヲ可トセリ
埃太利、白耳義、伯利西爾、智利、支那、玖馬、丁抹、西班牙、芬蘭、洪牙利、伊太利、那
威、和蘭、波蘭、瑞西、米國、佛蘭西、加奈陀（オンタリオ州）、羅馬尼亞、「ルクセンブルグ」、
「チエコスロヴァキア」「リシアニア」「エストニア」「イラク」
- (2) 葡萄牙、瑞典及南阿ハ質問第五ニ於ケルカ如ク企業設備ノ種類ヲ列舉スルコトニ反對シ經
濟的活動ノ部門ニ於ケル凡テノ被用者及労働者（瑞典ハ農業労働者及海上労働者ヲ除外スヘ
キコトヲ明記セリ）ニ適用スヘキコトヲ主張セリ
- (3) 「ユーゴスラヴィア」ハ質問第五ニ全ク異リタル分類方法ヲ提案セリ
- (4) 印度ハ質問第五ニ掲クル所ハ餘リニ廣汎ニ過クル旨ヲ述ヘ之ニ反對セリ
- (5) 亞爾然丁ハ質問第五ノイ乃至ハヲ肯定シニ、（ホ）否定セリ
- (b) 質問第五ニ掲クル外包含ヲ要スヘキ企業設備ノ有無
- (1) 左ノ十八ヶ國ハ他ニ包含ヲ要スヘキ企業及設備ヲ認メストセリ
白耳義、支那、丁抹、西班牙、芬蘭、洪牙利、印度、伊太利、那威、和蘭、瑞西、南阿、米
國、佛蘭西、加奈陀（オンタリオ州）、「リシアニア」「エストニア」「ルクセンブルグ」
- (2) 埃太利、伯利西爾、波蘭、智利、「ユーゴスラヴィア」ノ各國ハ何レモ包含ヲ要スヘキ他ノ企

業設備ヲ提議セリ、右ノ中、新聞事業ハ數ヶ國ニ依リ舉ケラレタリ

(3) 「イラク」、葡萄牙、瑞典及「チエコスロヴァキア」ハ經濟的的活動ニ屬スル全企業ヲ包含セシムヘキコトヲ主張セリ

(4) 玖馬ハ適用範圍ヲ質問第五ニ掲クルモノ、中商工業ニ屬スルモノノミニ限ルコトヲ主張セリ

(5) 羅馬尼亞ハ質問第五列舉ニ洩レタルモノ、例ヘハ新聞記者、俳優、私人ノ運轉手、門衛、家庭被用者ノ如キモノ、範圍ヲ決定スルコトハ國內ノ立法ニ一任スヘキコトヲ提議セリ

(二) 除外セラルヘキ種類ノ者(質問第八)

(1) 左ノ十三ヶ國ハ除外ノ要ヲ認メストナセリ

白耳義、智利、玖馬、丁抹、西班牙、伊太利、那威、和蘭、米國、佛蘭西、亞爾然丁、加奈陀(オンタリオ州)、「リシアニア」

(2) 其ノ他ノ國ハ凡テ除外ノ要ヲ認ムルモノアリトナシ該當者ヲ列舉セリ、其ノ主タルモノハ家庭労働者、従業員、官公署季節的労働者、使用者ノ家族ノミ使用セラル、企業ノ従業員等ナリ設備及職業別ニ別個ノ條約ヲ採擇スルコトノ可否(質問第九)

(3) 埃太利、伯刺西爾、和蘭、羅馬尼亞、「ルクセンブルグ」ハ何レモ別個ノ條約ヲ可トセリ

(2) 其他ノ國ハ凡テ否トセリ、但シ「チエコスロヴァキア」ハ鑛山事業ノミハ之ヲ別個トナスコトヲ提議セリ

四、劃一的ナルカ又ハ夫々異ル制度(質問第十及第十一)

(一) 劃一的ナルコトノ可否

(1) 左ノ十六ヶ國ハ何レモ劃一的制度ニ賛成シ若ハ反對セストセリ

白耳義、伯刺西爾、支那、玖馬、丁抹、「エストニア」「イラク」那威、和蘭、西班牙、瑞典、南阿、米國、亞爾然丁、加奈陀(オンタリオ州)、「リシアニア」

(2) 左ノ十四ヶ國ハ何レモ劃一的制度ニ反對セリ

其ノ主タル主張ハ手工業労働者ト機械工業労働者、給料被用者ト賃銀労働者、知識的労働者ト筋肉労働者トヲ區別セントスルニアリ

埃太利、智利、芬蘭、洪牙利、印度、伊太利、「ルクセンブルグ」波蘭、葡萄牙、瑞西、「ユーゴースラヴィア」「チエコスロヴァキア」、佛蘭西、羅馬尼亞

(二) 徒弟ニ付特別ノ制度ヲ設クルコトノ可否

(1) 多數ノ國ハ特別ノ制度ヲ設クルコトヲ否トセリ

(2) 左ノ十ヶ國ハ特別ノ制度ヲ設クルコトヲ可トセリ

佛蘭西、羅馬尼亞、埃太利、白耳義、支那、洪牙利、西班牙、「ルクセンブルグ」「ユーゴースラ
ヴィア」「チエッコスロヴァキア」

五、休暇ノ資格條件(質問第十二及第十三)

(一) 休暇ヲ受クル權利ハ同一ノ使用者ノ下ニ於ケル繼續的勞務ノ最少限度ノ期間後ニ取得セラル、
モノト定ムルコトノ可否

白耳義及丁抹ヲ除ク外凡テノ國ハ之ヲ可トセリ

(二) 繼續的勞務ノ意味ニ關スル規定ヲ條約中ニ挿入スルコトノ可否

(1) 左ノ十三ヶ國ハ之ヲ否トセリ

埃太利、白耳義、智利、支那、「エストニア」、芬蘭、那威、波蘭、西班牙、瑞典、瑞西、南阿、
羅馬尼亞

(2) 左ノ十二ヶ國ハ之ヲ可トセルモ其ノ定義ハ著シク差異アリ、然レトモ多數ノ國ハ病休ノ場合
ニハ期間ノ繼續ハ妨ケラレサル旨ヲ規定スヘキコトヲ提案セリ

伯刺西爾、玖馬、洪牙利、印度、「イラク」、伊太利、「ルクセンブルグ」、和蘭、葡萄牙、加奈陀
(オンタリオ州)「チエッコスロヴァキア」、佛蘭西

(三) 最少限度ノ期間ノ長サ

(1) 左ノ如ク大多數ノ國ハ之ヲ一年ト定ムルコトニ一致セリ、然レトモ給料被用者ニ付テハ埃太
利ハ六ヶ月、「チエッコスロヴァキア」ハ六週間ニ短縮スヘキコトヲ提案セルニ反シ伊太利ハ賃銀
勞働者ニ付テ六ヶ月ニ短縮スヘキコトヲ主張セリ

埃太利、白耳義、伯刺西爾、智利、支那、「エストニア」、芬蘭、印度、「イラク」、伊太利、「ルクセ
ンブルグ」、和蘭、波蘭、西班牙、瑞典、瑞西、南阿、米國、「ユーゴースラヴィア」、亞爾然丁、加
奈陀(オンタリオ州)、佛蘭西、「リヌアニア」、羅馬尼亞、「チエッコスロヴァキア」

(2) 玖馬、「洪牙利及那威」ハ六ヶ月乃至二週間ヲ提案セリ

(3) 葡萄牙ハ最少限度二ヶ年ヲ主張セリ

(4) 丁抹ハ期間ノ決定ハ國內立法ニ讓ルヘキコトヲ提案セリ

(5) 愛蘭ハ千八百時間ノ繼續的勞務ヲ提案セリ

六、休暇ノ長サ計算方法及日時(質問第十四乃至第十八)

(一) 休暇期間ノ最少限度

(1) 業務ノ種類ニ依リ差等ヲ設ケサルモノ

(イ) 十四日 印度

(ロ) 十二日 瑞典、「リヌアニア」

- (ハ) 十日 「イラク」、亞爾然丁
 - (ニ) 九勞働日 那威
 - (ホ) 七勞働日 芬蘭
 - (ヘ) 六日 白耳義、和蘭、南阿、佛蘭西
 - (ト) 六勞働日 瑞西、「ユーゴスラヴィア」、加奈陀(オンタリオ州)
 - (チ) 二回ノ日曜日ト接續セル六勞働日 丁抹
 - (リ) 四日 「ルクセンブルグ」
 - (ス) 公休日若ハ安息日ト繼續セル三日 葡萄牙
 - (ル) 曆ニヨル一週日 米國
- (2) 業務ノ種類ニ依リ差等ヲ設クルモノ
- (イ) 埃太利 手工業者ハ一週日、給料被用者ハ二週日
 - (ロ) 智利 勞働者ハ平日七日、給料被用者及家庭被用者ハ二週日
 - (ハ) 伊太利 勞働者ハ六日、給料被用者ハ十五日
 - (ニ) 波蘭 勞働者ハ八日、給料被用者及年少者ハ十五日
 - (ホ) 「チエッコスロヴァキア」給料被用者ハ十四日、徒弟ハ八日、鑛山勞働者ハ五日、其他ノ勞働

者ハ六日

(二) 勞働期間ノ長サノ増加ニ從ヒ休暇期間モ亦増加セシムルコトノ可否

- (1) 左ノ二十四ヶ國ハ之ヲ可トセリ
 - 埃太利、白耳義、伯刺西爾、智利、支那、玖馬、丁抹、「エストニア」、芬蘭、洪牙利、伊太利、「ルクセンブルグ」、和蘭、波蘭、瑞典、葡萄牙、西班牙、瑞西、「ユーゴスラヴィア」、亞爾然丁、加奈陀(オンタリオ州)、「チエッコスロヴァキア」、佛蘭西、羅馬尼亞
 - (イ) 而シテ右ノ中智利、丁抹、「エストニア」、洪牙利、伊太利、和蘭、葡萄牙、瑞典、瑞西及「ユーゴスラヴィア」ハ何レモ具體的規定ヲ國內立法ニ讓ルコトヲ提案セリ
 - (ロ) 他ノ諸國ハ何レモ具體的提案ヲナセルモ其ノ内容ハ著シク差異アリ、玖馬ノ如キ二十五年乃至三十年ノ繼續的勞務ノ後ニ於テハ三ヶ月ノ長キニ亘ル休暇ヲ支給スヘキコトヲ提案セリ
- (2) 印度、「イラク」、那威、南阿、「リビア」及米國ハ之ヲ否トセリ
- (三) 日曜日、公休日、及土曜日ノ午後ノ全部又ハ何レカラ休暇期間中ヨリ除外スルコトノ可否
 - (1) 白耳義、伊太利、和蘭、葡萄牙及米國ノ五ヶ國ハ右ノ全部ヲ除外スルコトヲ可トセリ
 - (2) 伯刺西爾、智利、支那、玖馬、洪牙利、「ルクセンブルグ」、那威、瑞典、亞爾然丁、佛蘭西、「リビア」及加奈陀(オンタリオ州)ノ十二ヶ國ハ日曜日及公休日ノ除外ヲ可トシ土曜日ノ午

後ヲ除外スルコトヲ否トセリ

一七二

- (3) 印度及「イラク」ハ日曜日カ休日ニ非サルヲ以テ之ヲ除外スルコトニ反對セリ
 - (4) 羅馬尼亞及「チエッコスロヴァキア」ハ休暇期間中ニ當レル日曜日及公休日ハ之ヲ期間計算中ニ包含セシムルコトトシ給料ヲ支給スヘキコトヲ主張セリ
 - (5) 埃太利、「エストニア」、波蘭、西班牙、南阿及「ユーゴスラヴィア」ノ六ヶ國ハ何レモ除外規定ヲ條約中ニ設クルコトニ反對シ之ヲ國內立法ニ讓ルヘキコトヲ主張セリ
- (四) 休暇ヲ取ルコトヲ得ル時期ヲ規定スルコトノ可否
- (1) 左ノ如ク大多數ノ國ハ之ヲ否トセリ
埃太利、白耳義、支那、玖馬、丁抹、「エストニア」、芬蘭、洪牙利、印度、「イラク」、「ルクセ
ンブルグ」、那威、和蘭、西班牙、瑞典、瑞西、南阿、米國
 - (2) 左ノ諸國ハ之ヲ可トセリ
(イ) 伯刺西爾 最少限度ノ勞務繼續期間經過後十二ヶ月以内トス
(ロ) 智利 春若ハ夏トス
(ハ) 「チエッコ」五月一日ヨリ十月末日迄ノ間トス
(ニ) 「リミアニア」、四月ヨリ八月迄ノ間トス

- (3) 波蘭及羅馬尼亞 國內立法ニ於テ規定スヘキコトヲ主張セリ
- (4) 葡萄牙ハ勸告中ニ於テ勞務者ノ爲最モ健康上有效ナル時期ニ於テ定ムヘキコトヲ記載スルコトヲ主張セリ

(五) 休暇ノ日ヲ決定スル手續ヲ條約中ニ定ムルコトノ可否

- (1) 支那、丁抹、「エストニア」、印度、「イラク」、伊太利、瑞西、瑞典、南阿、米國、加奈陀(オン
タリオ州)「リミアニア」、羅馬尼亞ノ十三ヶ國ハ之ヲ否トセリ
- (2) 埃太利、白耳義、伯刺西爾、智利、玖馬、洪牙利、「ルクセンブルグ」、那威、和蘭、波蘭、西
班牙、亞爾然丁、佛蘭西及「チエッコ」ノ十四ヶ國ハ之ヲ可トセルモ其方法ニ就イテハ各差異アリ
- (イ) 埃太利、白耳義、波蘭ハ關係團體間ノ協議ニ依リ定ムヘシトシ、「チエッコ」ハ使用者ト勞働者
ノ代表者トノ協議ニヨリ定ムヘシトセリ
- (ロ) 伯刺西爾、智利、亞爾然丁、玖馬、洪牙利、那威及和蘭ハ使用者ニ依リ定メラルヘシトセ
リ
- (ハ) 西班牙ハ團體協約ニ依リ定ムルコトヲ原則トシ若シ成ラサルトキハ使用者ニ一任スヘシト
セリ
- (ニ) 「ルクセンブルグ」ハ法律又ハ團體協約若ハ關係團體間ノ協議ニ依リ定ムヘシトセリ

一七三

七、休暇ノ繼續性及細分(質問第十九及第二十)

- (一) 休暇ハ繼續的タルヘキ一般原則ヲ規定スルコトノ可否
「ルクセンブルグ」、和蘭及南阿ヲ除ク外凡テノ國ハ之ヲ可トセリ
- (二) 繼續性ノ原則ニ拘ラス休暇ヲ細分スル可能性ヲ許容スルコトノ可否
「エストニア」、葡萄牙、亞爾然丁及佛蘭西ヲ除ク凡テノ國ハ之ヲ可トセリ、而シテ如何ナル條件ノ下ニ之ヲ認ムヘキカニ付テハ意見區々ニ分レタルモ、二期ヲ超ユルコトヲ得ストナスコトニ就テ略一致セリ

八、休暇中ニ於ケル給料(質問第二十一及第二十二)

- (一) 被用者ハ休暇期間中其ノ通常ノ報酬ヲ受クヘキコトヲ規定スルコトノ可否
凡テノ國ハ之ヲ可トセリ
- (二) 時間率ニテ支拂ハル、者、全部又ハ一部出來高又ハ個數率ヲ以テ支拂ハル、者ニ付、休暇中ノ給料ノ計算ニ關スル規則ヲ規定スルコトノ可否
 - (1) 左ノ十九ヶ國ハ之ヲ可トセルモ、其ノ計算方法ニ至ツテハ各異レルモ、其ノ一致セル點ハ賃銀計算ノ基礎ヲ以テ休暇ニ先立ツ一定ノ期間ニ於ケル收得額ノ平均ニ置カントスルコトナリ但シ右期間ノ長サニ至ツテハ區々ナリキ

埃太利、伯刺西爾、智利、玖馬、丁抹、芬蘭、洪牙利、伊太利、和蘭、那威、波蘭、葡萄牙、瑞典、南阿、米國、亞爾然丁、加奈陀(オンタリオ州)、佛蘭西、羅馬尼亞

(2) 白耳義、支那、「エストニア」、「イラク」、印度、西班牙、瑞西、「リシアニア」ノ八ヶ國ハ之ヲ否トセリ

九、休暇ヲ受クル權利ノ喪失(質問第二十三)

- (1) 左ノ九ヶ國ハ右ニ關スル規定ヲ置クコトヲ否トセリ
支那、丁抹、「エストニア」、洪牙利、「イラク」、和蘭、那威、瑞典、米國、加奈陀(オンタリオ州)
 - (2) 左ノ十六ヶ國ハ右ニ關スル規定ヲ置クコトヲ可トセリ
埃太利、白耳義、伯刺西爾、玖馬、印度、伊太利、「ルクセンブルグ」、波蘭、西班牙、南阿、「ユーゴスラヴィア」、亞爾然丁、「リシアニア」、羅馬尼亞、「チッコ」(國內立法ニ一任スルコトヲ提案セルモ條約中ニ規定スルコトニモ反對セストシ條件ヲ提案セリ)
而シテ權利喪失條件ニ關シ多數ノ國ノ一致セルハ左ノ二點ニ歸ス
 - (a) 休暇期間中報酬ヲ得テ他ノ使用者ニ雇傭セラレタル場合
 - (b) 勞務者自ラノ重大ナル過失ニ依リ解雇セラレタル場合
- 十、休暇ヲ受クル權利ノ廢棄ヲ無効トスルコト(質問第二十四)

支那、「イラク」及南阿ヲ除ク外凡テノ國ハ右ニ關スル規定ヲ設クルコトヲ可トセリ

十一、休暇ヲ拋棄スルコトノ禁止(質問第二十五)

(1) 左ノ十七ヶ國ハ右ニ關スル規定ヲ設クルコトヲ可トセリ

白耳義、伯刺西爾、智利、支那、玖馬、丁抹、「エストニア」、洪牙利、「イラク」、伊太利、和蘭、波蘭、葡萄牙、西班牙、瑞西、米國、亞爾然丁、加奈陀(オンタリオ州)、「チエッコ」、佛蘭西、「リヌニア」、羅馬尼亞

(2) 「ルクセンブルグ」、那威、埃太利、瑞典及南阿ハ右ニ關スル規定ヲ設クルコトニ反對セリ

(3) 芬蘭ハ自國ニ於ケル經驗ヲ援用シ、休暇期間中他ノ使用者ニ雇傭セラルルコトヲ禁止スル法律ヲ強行スルコトノ困難ナル結果、實際上、現在ノ使用者ノ下ニ於テ休暇期間中勞務ニ就キ特別報酬ヲ受クルコトヲ默認スル様ニナリタルカ、右ハ休暇ノ拋棄ヲ禁スル上ニ於テ極メテ有效ナル旨ヲ述ヘ注意ヲ促セリ

十二、「實施ニ關スル措置(質問第二十六乃至第二十九)

(一) 有給休暇ニ關スル規定ノ實施カ監督制度ニ依リ確保セラル、コトノ可否

(1) 左ノ如ク大多數ノ國ハ之ヲ可トセルモ特別ノ制度ヲ新設スヘシトナスモノハ瑞典及米國ノミニシテ他ハ凡テ現行ノ工場監督制度ヲ利用スヘシトナセリ

白耳義、伯刺西爾、智利、支那、玖馬、丁抹、「エストニア」、芬蘭、洪牙利、印度、「イラク」、伊太利、「ルクセンブルグ」、和蘭、波蘭、葡萄牙、西班牙、瑞西、南阿、米國、亞爾然丁、加奈陀(オンタリオ州)、「チエッコ」、佛蘭西、「リヌニア」

(2) 埃太利及瑞典ハ之ヲ否トセルモ、其理由ハ有效ナル監督ヲ行フコトノ困難ナルコト及若シ違反アリタル場合ニハ他ノ雇傭契約ニ關スル違反ノ場合ト同様ニ國內私法ヲ適用スレハ可ナリトイフコトナリキ

(二) 有給休暇ノ規定ノ違反ニ對スル處罰ノ制度ノ確立ヲ要求スルコトノ可否

(1) 左ノ如ク大多數ノ國ハ之ヲ可トセリ

白耳義、伯刺西爾、智利、支那、玖馬、丁抹、「エストニア」、芬蘭、洪牙利、印度、「イラク」、伊太利、和蘭、波蘭、瑞西、南阿、加奈陀、亞爾然丁、「チエッコ」、佛蘭西、羅馬尼亞、「リヌニア」

(2) 左ノ七ヶ國ハ之ヲ否トセルカ、其ノ主タル理由ハカ、ル問題ハ之ヲ國內立法ニ一任スヘキコトナリトイフニアリ
埃太利、「ルクセンブルグ」、那威、葡萄牙、西班牙、瑞典、米國

(三) 使用者ニ對シ各勞務者ノ休暇及之ニ關シテ當該勞務者ニ支拂ハレタル報酬ヲ記録スルコトヲ要求スルコトノ可否

埃太利、伊太利、瑞西及南阿ヲ除ク凡テノ國ハ之ヲ可トセルモ洪牙利ハ五人以上ノ勞働者ヲ雇傭スル使用者ニノミ之ヲ要求スヘキコトヲ主張セリ

(四) 實施ニ關シ右ノ外ニ國際規律中ニ包含セシムヘシト考ヘラル、規定ノ有無

右ニ關シ規定ノ提案ヲナセルハ左ノ六ヶ國ニシテ其ノ主タル提案ハ次ノ如シ

- (1) 瑞西 有給休暇ニ關スル法令若ハ協定ニシテ本條約ニ定ムル所ヨリモ勞務者ニ對シ有利ナルモノハ之ヲ依然有效トシテ認ムヘキ旨ノ規定
- (2) 瑞典 勞務者カ自ラ受クヘキ權利アル休暇ヲ取ル以前ニ於テ雇傭關係ヲ離ルルコトハ屢起ル事實ナルモ、之カ如何ナル理由ニ依ルヲ問ハス、休暇期間中受クヘカリシ報酬ヲ受クル權利ヲ有スル旨ノ規定

(3) 玖馬 休暇期間ニ關スル報酬ハ休暇前ニ豫メ支拂ハルヘキ旨ノ規定

(4) 伯刺西爾 被用者カ休暇ヲ受クヘカリシ期間内ニ於テ休暇ヲ與ヘサリシ使用者ニハ二倍ニ相當スル休暇ヲ與フヘキ義務ヲ負ハシムルコトヲ定ムル規定

(5) 「チエッコ」、休暇期間中勞務者ニ對シ旅行ニ付割引ヲ受クル特典ヲ賦與スル規定

(6) 佛蘭西 勤務繼續期間中ニ於テ、勞務者カ數人ノ使用者ニ雇傭セラレタル場合、有給休暇ニ依ル負擔ヲ各使用者ニ分擔セシメ、且勞務者ニ對スル支拂ヲ確保セシムル目的ヲ以テ一種ノ基

金ヲ設置スヘキコトヲ定ムル規定

第三款 事務局 原案

國際勞働事務局ハ前款記載ノ各國政府ヨリノ回答ヲ基礎トシテ一條約案及一勸告ノ草案ヲ作成シ之ヲ最終報告書ノ末尾ニ掲ケテ總會ニ提出シタルカ其ノ全文左ノ如シ

有給休暇ニ關スル條約案草案

第一條

(一) 本條約ハ公私ヲ問ハス左ノ企業及設備ニ雇傭セラル、一切ノ者ニ適用ス

(イ) 物品ノ製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣ノ爲ニスル仕立、破壊若ハ解體ヲ爲シ又ハ

材料ノ變造ヲ爲ス企業(造船並ニ電氣又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ニ從事スル企業ヲ含ム)

(ロ) 左ノ一又ハ若干ノ建設、改造、保存、修理、變更又ハ解體ニ專ラ又ハ主トシテ從事スル企業

建物

鐵道

軌道

飛行場

港

- 船渠
- 棧橋
- 洪水又ハ海岸浸水ニ對スル防護工事
- 運河
- 内地、海上又ハ空中ノ航行ノ爲ニスル工作物
- 道路
- 隧道
- 橋梁
- 下水道
- 排水道
- 井
- 灌溉又ハ排水工作物
- 電信電話裝置
- 電氣又ハ瓦斯ノ發生又ハ配給ノ爲ノ工作物
- 導管工事

水道

- (ハ) 及ヒ他ノ類似ノ事業又ハ上記ノ工作物若ハ建設物ノ準備又ハ基礎工事ニ從事スル企業
- (ハ) 道路、軌道、内地水路又ハ航空路ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ニ從事スル企業（船渠、岸壁、波止場、倉庫又ハ飛行場ニ於ケル貨物ノ取扱ヲ含ム）
- (ニ) 鑛山業、石切業及其他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業
- (ホ) 郵便、電信、電話施設ヲ含ム一切ノ商業的設備
- (ト) 主トシテ事務所の業務ヲ爲ス設備並ニ官公署
- (チ) 病者、虛弱者、貧窮者及精神不適者ノ治療又ハ看護ノ爲ノ設備
- (リ) 旅館、料理店、下宿屋、俱樂部、「カフェー」及其他ノ飲食店
- (ス) 劇場及公衆娛樂場
- (二) 同時ニ商業的及工業的性質ヲ有スル設備ニシテ前記ノ種類ノ何レニモ該當シ難キモノ
- (二) 右ニ掲ケタル企業及設備ト本條約ノ適用ヲ受ケサル企業及設備トノ分界ハ各國ノ權限アル機關之ヲ定ム
- (三) 各國ノ權限アル機關ハ本條約ノ適用範圍ヨリ左記ヲ除外スルコトヲ得
- (イ) 使用者ノ家族ノミヲ使用スル企業又ハ設備ニ使用セラル、者